



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

- ◇川崎市健康増進法施行細則の一部を  
改正する規則(第24号)…………… 2751
- ◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を  
改正する規則(第25号)…………… 2751

告 示

- ◇道路区域の変更(第184号)…………… 2755
- ◇道路の供用開始(第185号)…………… 2755
- ◇道路区域の変更(第186号)…………… 2755
- ◇道路の供用開始(第187号)…………… 2755
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時  
要届出区域の指定(第188号)…………… 2756
- ◇自転車等の撤去と保管(第189号)…………… 2757
- ◇道路区域の変更(第190号)…………… 2757
- ◇道路の供用開始(第191号)…………… 2757
- ◇道路区域の変更(第192号)…………… 2757
- ◇道路の供用開始(第193号)…………… 2758
- ◇令和元年第4回川崎市議会定例会の  
招集(第194号)…………… 2758
- ◇川崎市重度障害者医療費助成条例施  
行規則に基づく医療証の更新(第195  
号)…………… 2758
- ◇指定特定相談支援事業者の指定(第  
196号)…………… 2758
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定  
(第197号)…………… 2758
- ◇指定障害児通所支援事業者の指定  
(第198号)…………… 2759
- ◇指定障害児通所支援の事業の廃止  
(第199号)…………… 2759
- ◇道路区域の変更(第200号)…………… 2760
- ◇道路の供用開始(第201号)…………… 2760
- ◇道路区域の変更(第202号)…………… 2760
- ◇道路の供用開始(第203号)…………… 2760
- ◇自転車等の撤去と保管(第204号)…………… 2760
- ◇道路区域の変更(第205号)…………… 2761

- ◇道路の供用開始(第206号)…………… 2761
- ◇道路区域の変更(第207号)…………… 2761
- ◇道路の供用開始(第208号)…………… 2761
- ◇道路区域の変更(第209号)…………… 2761
- ◇生活保護法等による指定介護機関の  
廃止(第210号)…………… 2762
- ◇生活保護法等による指定介護機関の  
変更(第211号)…………… 2762
- ◇生活保護法等による指定介護機関の  
休止(第212号)…………… 2762
- ◇生活保護法等による指定介護機関の  
廃止(第213号)…………… 2762
- ◇予防接種の業務を行う医師の変更  
(第214号)…………… 2762
- ◇道路区域の変更(第215号)…………… 2762
- ◇道路の供用開始(第216号)…………… 2763
- ◇道路区域の変更(第217号)…………… 2763
- ◇道路の供用開始(第218号)…………… 2763
- ◇道路区域の変更(第219号)…………… 2763
- ◇道路の供用開始(第220号)…………… 2763
- ◇道路区域の変更(第221号)…………… 2764
- ◇道路の供用開始(第222号)…………… 2764
- ◇道路区域の変更(第223号)…………… 2764
- ◇道路の供用開始(第224号)…………… 2764
- ◇個人情報保護条例の規定による個人  
情報ファイルの届出(第225号)…………… 2764
- ◇個人情報保護条例の規定による目的  
外利用等の届出(第226号)…………… 2765

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第227号)…………… 2765
- ◇道路位置の指定(第228号)…………… 2765
- ◇川崎市民プラザの指定管理者の公募  
(第229号)…………… 2766
- ◇一般競争入札の執行(第230号)…………… 2766
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更  
の届出(第231号)…………… 2768
- ◇一般競争入札の執行(第232号)…………… 2769
- ◇道路位置の指定(第233号)…………… 2774
- ◇一般競争入札の執行(第234号)…………… 2774
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更

の届出 (第235号).....	2779	号) .....	2824
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出 (第236号).....	2780	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第73 号) .....	2824
◇かわさき南部斎苑及びかわさき北部 斎苑の指定管理者の公募 (第237号).....	2780	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第74 号) .....	2824
◇一般競争入札の執行 (第238号).....	2782	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第75 号) .....	2824
◇一般競争入札の執行 (第239号).....	2790	◇督促状の公示送達 (第76号) .....	2824
◇一般競争入札の執行 (第240号).....	2791	<b>上下水道局告示</b>	
◇一般競争入札の執行 (第241号).....	2793	◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第14号) .....	2825
◇一般競争入札の執行 (第242号).....	2794	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定 (第15号) .....	2826
◇川崎都市計画地区計画の変更の案の 縦覧 (第243号).....	2796	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更 (第16号) .....	2826
◇川崎都市計画高度地区の変更の案の 縦覧 (第244号).....	2796	<b>上下水道局公告</b>	
◇川崎都市計画用途地域の変更の案の 縦覧 (第245号).....	2797	◇一般競争入札の執行 (第29号) .....	2826
◇川崎都市計画防火地域及び準防火地 域の変更の案の縦覧 (第246号).....	2797	◇一般競争入札の執行 (第30号) .....	2829
◇一般競争入札の執行 (第247号).....	2797	◇一般競争入札の執行 (第31号) .....	2835
◇一般競争入札の執行 (第248号).....	2799	◇一般競争入札の執行 (第32号) .....	2835
◇一般競争入札の執行 (第249号).....	2803	◇一般競争入札の執行 (第33号) .....	2838
◇港湾施設に放置されている物件の撤 去命令 (第250号).....	2804	<b>上下水道局公告 (調達)</b>	
◇一般競争入札の執行 (第251号).....	2804	◇一般競争入札の公告 (第8号) .....	2839
◇川崎市ヒルズすえながの指定管理者 の公募 (第252号).....	2806	<b>交通局規程</b>	
◇環境配慮計画審査書の公告 (第253 号) .....	2807	◇川崎市交通局外国人向け I C カード 取扱規程 (第2号) .....	2844
◇条例環境影響評価審査書の公告 (第 254号).....	2808	◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規 程の一部を改正する規程 (第3号) .....	2848
◇一般競争入札の執行 (第255号).....	2810	◇川崎市交通局 I C カード取扱規程の 一部を改正する規程 (第4号) .....	2848
◇開発行為に関する工事の完了 (第256 号) .....	2812	<b>交通局公告</b>	
◇一般競争入札の執行 (第257号).....	2812	◇一般競争入札の執行 (第17号) .....	2848
◇一般競争入札の執行 (第258号).....	2813	◇一般競争入札の執行 (第18号) .....	2852
<b>公告 (調達)</b>		◇一般競争入札の執行 (第19号) .....	2853
◇一般競争入札の執行 (第147号).....	2814	◇一般競争入札の執行 (第20号) .....	2854
◇一般競争入札の執行 (第148号).....	2816	◇一般競争入札の執行 (第21号) .....	2855
◇一般競争入札の執行 (第149号).....	2817	◇一般競争入札の執行 (第22号) .....	2856
◇一般競争入札の公告 (第150号).....	2819	<b>病院局公告</b>	
◇一般競争入札の執行 (第151号).....	2822	◇一般競争入札の執行 (第18号) .....	2857
<b>税公告</b>		◇一般競争入札の執行 (第19号) .....	2860
◇納税通知書の公示送達 (第69号) .....	2823	◇公募型プロポーザルの実施 (第20号) .....	2861
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第70 号) .....	2824	◇一般競争入札の執行 (第21号) .....	2863
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第71 号) .....	2824	◇一般競争入札の執行 (第22号) .....	2865
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第72 号) .....	2824	<b>病院局公告 (調達)</b>	
		◇落札者等の公示 (第11号) .....	2866
		◇一般競争入札の公告 (第12号) .....	2867
		<b>消防局公告</b>	
		◇サイレンの吹鳴 (第5号) .....	2869

**教育委員会告示**

- ◇教育委員会臨時会の招集(第9号)…………… 2869
- ◇教育委員会定例会の招集(第10号)…………… 2870

**監査公表**

- ◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について(第4号)…………… 2870

**区公告**

- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第33号)…………… 2890
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第34号)…………… 2890
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第35号)…………… 2890
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第36号)…………… 2890
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第37号)…………… 2891
- ◇国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第38号)…………… 2891
- ◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第39号)…………… 2891
- ◇住民票の職権消除(幸区第13号)…………… 2891
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第14号)…………… 2891
- ◇国民健康保険料に係る過誤納金還付(充当)通知書の公示送達(幸区第15号)…………… 2892
- ◇国民健康保険料に係る差押調書の公示送達(幸区第16号)…………… 2892
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第15号)…………… 2892
- ◇国民健康保険料に係る差押調書の公示送達(中原区第16号)…………… 2892
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第16号)…………… 2893
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第17号)…………… 2893
- ◇住民票の職権消除(高津区第18号)…………… 2893
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第14号)…………… 2893
- ◇住民票の職権消除(宮前区第15号)…………… 2893
- ◇住民票の職権消除(多摩区第21号)…………… 2894
- ◇印鑑登録の抹消(多摩区第22号)…………… 2894
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第23号)…………… 2894
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第24号)…………… 2894

- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第26号)…………… 2894
  - ◇国民健康保険料に係る配当計算書(謄本)の公示送達(麻生区第27号)…………… 2895
  - ◇介護保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第28号)…………… 2895
  - ◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(麻生区第29号)…………… 2895
- 区選挙管理委員会告示**
- ◇選挙人名簿の登録を行う日(川崎区第17号)…………… 2895
  - ◇選挙人名簿の登録を行う日(幸区第16号)…………… 2895
  - ◇選挙人名簿の登録を行う日(高津区第17号)…………… 2895
  - ◇選挙人名簿の登録を行う日(宮前区第18号)…………… 2896
  - ◇選挙人名簿の登録を行う日(多摩区第18号)…………… 2896
- 正 誤**
- ◇第1,777号…………… 2896

**規 則**

川崎市健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月30日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第24号**

川崎市健康増進法施行細則の一部を改正する規則  
川崎市健康増進法施行細則(平成15年川崎市規則第68号)の一部を次のように改正する。  
第11条を削り、第12条を第11条とする。

**附 則**

この規則は、令和元年9月7日から施行する。

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月30日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第25号**

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則  
川崎市児童福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「第3まで」を「第4まで」に改める。  
附則第6項中「別表」の次に「第3及び」を加える。  
別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

施設及び児童自立支援施設に限る。) 入所者、児童心理  
治療施設通所部通所者、小規模住居型児童養育事業を行  
う者若しくは里親への委託者又は自立援助ホーム入居者  
に係る徴収金額表

別表第3 (第30条関係)

児童福祉施設 (乳児院、児童養護施設、児童心理治療

被措置者の属する世帯の階層区分 (自立援助ホーム入居者に あつては、入居者の階層区分)		徴収金	
		入所施設	児童心理治療施設通所 部及び自立援助ホーム
		月額	月額
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及 び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	0円	0円
C 1	A階層及びB階層 を除き前年分の所 得税非課税世帯	0円	0円
C 2	当該年度分の市町村民税所得割課 税世帯	0円	0円
D 1	A階層及びB階層 を除き前年分の所 得税課税世帯であ つてその税額の年 額が次の額である 世帯	15,000円以下	4,500円
D 2		15,001円から 40,000円まで	6,700円
D 3		40,001円から 70,000円まで	9,300円
D 4		70,001円から 183,000円まで	14,500円
D 5		183,001円から 403,000円まで	20,600円
D 6		403,001円から 703,000円まで	27,100円
D 7		703,001円から 1,078,000円まで	34,300円
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	42,500円
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	51,400円
D 10		2,303,001円から 3,117,000円まで	61,200円
D 11		3,117,001円から 4,173,000円まで	71,900円
D 12		4,173,001円から 5,334,000円まで	83,300円
D 13		5,334,001円から 6,674,000円まで	95,600円
D 14		6,674,001円以上	その月におけるその被 措置者の支弁額に相当 する額 (ただし、100 円未満切捨て)
			その月におけるその被 措置者の支弁額に相当 する額 (ただし、100 円未満切捨て)

別表第3備考第1項中「指定障害児入所施設」及び「、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関」を削り、同表備考第6項を削る。  
別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第30条関係）  
指定障害児入所施設入所者、肢体不自由児若しくは重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関入所者又は障害児通所支援事業所利用者に係る徴収金額表

被措置者の属する世帯の階層区分		徴収金		
		入所施設 月額	障害児通所支援事業所	
			上限月額	日額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	0円	0円	0円
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税所得割の額の年額が次の額である世帯	12,000円以下	0円	0円
D 2		12,001円から30,000円まで	4,500円	2,200円
D 3		30,001円から60,000円まで	6,700円	3,300円
D 4		60,001円から96,000円まで	9,300円	4,600円
D 5		96,001円から189,000円まで	14,500円	7,200円
D 6		189,001円から277,000円まで	20,600円	10,300円
D 7		277,001円から348,000円まで	27,100円	13,500円
D 8		348,001円から465,000円まで	34,300円	17,100円
D 9		465,001円から594,000円まで	42,500円	21,200円
D 10		594,001円から716,000円まで	51,400円	25,700円
D 11		716,001円から864,000円まで	61,200円	30,600円
D 12		864,001円から1,056,000円まで	71,900円	35,900円
D 13		1,056,001円から1,238,000円まで	83,300円	41,600円
D 14		1,238,001円から1,439,000円まで	95,600円	47,800円
D 15		1,439,001円以上	その月におけるその被措置者の支弁額に相当する額（ただし、100円未満切捨て）	その月におけるその被措置者の支弁額に相当する額（ただし、100円未満切捨て）

備考

- 1 この表において「入所施設」とは、指定障害児入所施設及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関をいう。
- 2 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 この表における階層区分は、被措置者又は当該被措置者の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した市町村民税の所得割の額によるものとする。ただし、市町村民税の所得割の額を計算する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、扶養親族については1人につき33万円、特定扶養親族については1人につき45万円に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年（1月から6月までの間の利用にあっては、前々年とする。以下同じ。）の所得の額（同項第13号に規定する所得金額の合計額をいう。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、当該市町村民税が課されないものとして取り扱う。
  - (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得の額が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者（地方税法第292条第1項第7号に規定する同一

生計配偶者をいう。）又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）をいう。）を有するもの

- (2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得の額が基礎控除額以下である子をいう。）を有し、かつ、前年の所得の額が500万円以下であるもの
- 5 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税が課されないものとなる者以外の者に係るこの表における世帯の階層区分は、前項第1号に掲げる者を地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦と、前項第2号に掲げる者を同条第1項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額によるものとする。
- 6 同一世帯から2人以上の者が入所施設に措置されている場合は、その月の徴収金の額が最も多額な被措置者以外の被措置者については、この表の規定による徴収金の月額（附則第6項の規定の適用がある場合の徴収金の月額を含む。）に10分の1を乗じて得た額を徴収金の月額とする。
- 7 同一世帯から2人以上の者が障害児通所支援事業所に措置されている場合であって、この表の規定による当該世帯に係るその月の徴収金の日額の合計額が徴収金の上限月額（附則第6項の規定の適用がある場合の徴収金の月額を含む。）を超える場合には、当該上限月額を徴収金の月額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和元年6月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の6の規定による障害児通所支援の措置若しくは法第27条第1項第3号若しくは第2項の規定による措置を受けた者又はその扶養義務者について、改正前の規則（以下「旧規則」という。）第30条第2項によって算定された徴収金（同項に規定する費用をいう。以下同じ。）の月額が新規則第30条第2項の規定によって算定された徴収金の月額を超えない場合には、同年6月1日から適用する。
- 3 施行日において同日前から引き続き法第21条の6の規定による障害児通所支援の措置若しくは法第27条第1項第3号若しくは第2項の規定による措置を受けている者又はその扶養義務者で、新規則第30条第2項の

規定によって算定された徴収金の月額が旧規則第30条第2項の規定によって算定された徴収金の月額を超えることとなるものに対する施行日以後の徴収金の月額は、当該措置が解除されるまでの間に限り、新規規則第30条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**告 示**

**川崎市告示第184号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月16日から令和元年9月3日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月16日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	南生田第70号線	川崎市多摩区南生田1丁目6055番17先 ----- 川崎市多摩区南生田1丁目6062番5先	1.82	52.85	
新	南生田第70号線	川崎市多摩区南生田1丁目6055番26先 ----- 川崎市多摩区南生田1丁目6062番1先	4.50 ～ 5.74	52.85	隅きりを含む
旧	南生田第208号線	川崎市多摩区南生田1丁目6055番17先 ----- 川崎市多摩区南生田1丁目6055番17先	4.50	3.01	
新	南生田第208号線	川崎市多摩区南生田1丁目6055番26先 ----- 川崎市多摩区南生田1丁目6055番26先	4.50	3.01	隅きり部

**川崎市告示第185号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月16日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月16日から令和元年9月3日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月16日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
南生田第70号線	川崎市多摩区南生田1丁目6055番26先 ----- 川崎市多摩区南生田1丁目6062番1先	隅きりを含む
	川崎市多摩区南生田1丁目6055番26先 ----- 川崎市多摩区南生田1丁目6055番26先	

**川崎市告示第186号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月16日から令和元年9月3日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月16日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	細山第6号線	川崎市麻生区細山6丁目347番23先 ----- 川崎市麻生区細山6丁目347番23先	2.93	27.56	
新	細山第6号線	川崎市麻生区細山6丁目347番32先 ----- 川崎市麻生区細山6丁目347番25先	4.00 ～ 4.23	27.56	

**川崎市告示第187号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月16日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月16日から令和元年9月3日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月16日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
細山第6号線	川崎市麻生区細山6丁目347番32先 ----- 川崎市麻生区細山6丁目347番25先	

川崎市告示第188号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出  
区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項  
の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている  
区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示  
します。

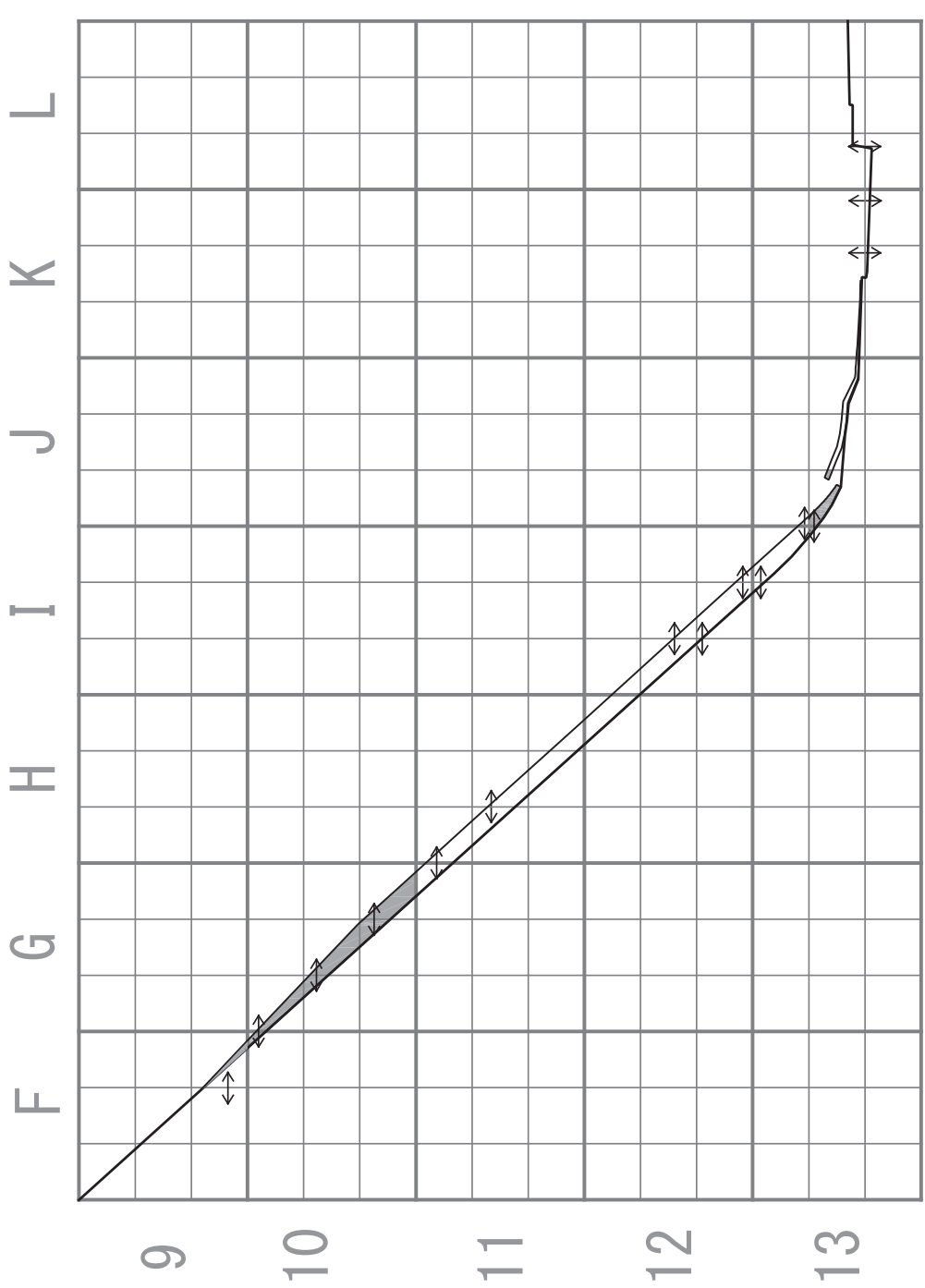
令和元年8月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定する区域  
中原区大倉町10番1の一部  
(別図のとおり)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29  
号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物  
質の名称  
鉛及びその化合物



鉛溶出量基準不適合区画  
(溶出量基準:0.01mg/L以下)



別図 指定する区域



**川崎市告示第189号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和元年8月20日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円  
 原動機付自転車 5,000円  
 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

**川崎市告示第190号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月23日から令和元年9月10日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月23日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	生 田 第184号線	川崎市多摩区生田8丁目3446番3先 ----- 川崎市多摩区生田8丁目3446番3先	3.03	8.33	
新	生 田 第184号線	川崎市多摩区生田8丁目3446番16先 ----- 川崎市多摩区生田8丁目3446番4先	4.00	8.33	

**川崎市告示第191号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月23日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月23日から令和元年9月10日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月23日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
生 田 第184号線	川崎市多摩区生田8丁目3446番16先 ----- 川崎市多摩区生田8丁目3446番4先	

**川崎市告示第192号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月23日から令和元年9月6日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月23日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	野 川 第149号線	川崎市宮前区野川1259番25先 ----- 川崎市宮前区野川1259番25先	3.36	21.96	
新	野 川 第149号線	川崎市宮前区野川1259番109先 ----- 川崎市宮前区野川1259番111先	4.00	21.96	

**川崎市告示第193号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月23日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月23日から令和元年9月6日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月23日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川 第149号線	川崎市宮前区野川1259番109先	
	川崎市宮前区野川1259番111先	

**川崎市告示第194号**

令和元年第4回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 日 時 令和元年9月2日（月曜日） 午前10時
- 2 場 所 川崎市役所内市議会議場

**川崎市告示第195号**

川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年川崎市規則第32号）第6条第1項の規定により、医療証の更新をするため、次のとおり告示します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田紀彦

1 更新日

令和元年10月1日

2 更新期間

令和元年9月4日から令和元年9月30日まで

3 更新方法

医療証の更新は、令和元年9月4日から令和元年9月30日までの間に郵送での交付により行います。

4 医療証の効力

現医療証は平成31（令和元）年9月30日限りで無効とし、新医療証は令和元年10月1日から令和2年9月30日まで有効とします。

ただし、令和2年9月30日より前に精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来する場合は、その有効期限の日まで有効とします。

また、令和2年9月より前に身体障害者手帳に再認定年月がある場合には、再認定年月の月末まで有効とし、再認定後の障害程度が本制度の対象であることを確認した場合には、令和2年9月30日まで有効とします。

**川崎市告示第196号**

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
一般社団法人 ひまわり倶楽部	相談支援事業所 アイアム	川崎市麻生区片平3丁目6番8 サンクレスト寺台110	計画相談支援	令和元年8月1日	1435600661

**川崎市告示第197号**

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 アクティブ	ステップアップ 川崎	川崎市川崎区四谷上町12-9 ユナイト東門前モンターナの杜 210号	居宅介護 重度訪問介護	令和元年 8月1日	1415001344
株式会社 チャイルドランド	ひさすえ 愛ランド	川崎市高津区久末2093-1	生活介護	令和元年 8月1日	1415300993
株式会社 Natty Life	ACE16 川崎高津	川崎市高津区上作延533-1	就労継続支援 (B型)	令和元年 8月1日	1415300977
特定非営利活動法人 Future Dream Future Dream Achievement	Future Dream Achievement 溝の口	川崎市高津区久本三丁目3番2号 溝ノ口第一生命ビルディング2階	就労継続支援 (B型)	令和元年 8月1日	1415300985

## 川崎市告示第198号

指定障害児通所支援事業者の指定について  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15  
第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に  
基づき別表のとおり告示します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の 年月日	事業所番号
株式会社LITALICO	LITALICOジュニア 溝の口教室	川崎市高津区二子4-4-7 TSビルディング3階	保育所等訪問支援	令和元年 8月1日	1455300051
株式会社LITALICO	LITALICOジュニア 川崎砂子教室	川崎市川崎区砂子1-7-5 タカシゲビル2F	保育所等訪問支援	令和元年 8月1日	1455000263
エリハッピー 株式会社	発達アプローチ 生田教室	川崎市多摩区生田八丁目17番 10号 松下テラスハウスA棟	児童発達支援	令和元年 8月1日	1455400307
株式会社 ランウェルネス	ハッピーキッズ スペースみんと 川崎平間	川崎市中原区上平間1386-1 第二ヤマサンビル1階	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和元年 8月1日	1455200475
株式会社Origin	フレンズ たまプラーザ	川崎市宮前区犬蔵2丁目8-30 ウェルカーサたまプラーザ1 F2号室	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和元年 8月1日	1455500320

## 川崎市告示第199号

指定障害児通所支援の事業の廃止について  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20  
第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止

の届出がありましたので、同法第21条の5の25第2項の  
規定に基づき別表のとおり告示します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
さくらビジネス サポート株式会社	放課後デイみらい たまプラーザ	川崎市宮前区犬蔵2-8-30 ウェルカーサたまプラーザ 1F2号室	放課後等 デイサービス	令和元年 7月31日	1455500197

川崎市告示第200号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月26日から令和元年9月9日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	長 沢 第149号線	川崎市多摩区长沢 3丁目8749番17先 川崎市多摩区长沢 3丁目8749番17先	7.00	2.06	
新	長 沢 第149号線	川崎市多摩区长沢 3丁目8749番15先 川崎市多摩区长沢 3丁目8749番15先	7.00	2.06	隅きり部

川崎市告示第201号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月26日から令和元年9月9日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
長 沢 第149号線	川崎市多摩区长沢3丁目8749番15先 川崎市多摩区长沢3丁目8749番15先	隅きり部

川崎市告示第202号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月26日から令和元年9月9日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	細 山 第15号線	川崎市麻生区細山1丁目 119番4先 川崎市麻生区細山1丁目 119番4先	1.82	14.43	
新	細 山 第15号線	川崎市麻生区細山1丁目 119番3先 川崎市麻生区細山1丁目 119番2先	2.91	14.43	

川崎市告示第203号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月26日から令和元年9月6日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
細 山 第15号線	川崎市麻生区細山1丁目119番3先 川崎市麻生区細山1丁目119番2先	

川崎市告示第204号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和元年8月27日

川崎市長 福田紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
  - 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
  - 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する

休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

- 自転車 2,500円
- 原動機付自転車 5,000円
- 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

- 自転車等の鍵
- 印鑑
- 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第205号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月28日から令和元年9月11日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	南生田第137号線	川崎市多摩区南生田2丁目7088番1先 川崎市多摩区南生田2丁目7088番1先	1.82	17.06	
新	南生田第137号線	川崎市多摩区南生田2丁目7082番5先 川崎市多摩区南生田2丁目7088番2先	5.00	17.06	

川崎市告示第206号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月28日から令和元年9月11日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
南生田第137号線	川崎市多摩区南生田2丁目7082番5先	
	川崎市多摩区南生田2丁目7088番2先	

川崎市告示第207号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月28日から令和元年9月11日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	西生田第96号線	川崎市多摩区西生田3丁目6408番4先 川崎市多摩区西生田3丁目6408番4先	3.00	20.32	
新	西生田第96号線	川崎市多摩区西生田3丁目6408番3先 川崎市多摩区西生田3丁目6408番3先	4.00	20.32	

川崎市告示第208号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月28日から令和元年9月11日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
西生田第96号線	川崎市多摩区西生田3丁目6408番3先	
	川崎市多摩区西生田3丁目6408番3先	

川崎市告示第209号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月28日から令和元年9月11日まで一般の

縦覧に供します。

令和元年 8月28日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	宿河原 第15号線	川崎市多摩区宿河原 7丁目2187番30先	1.82	1.82	
		川崎市多摩区宿河原 7丁目2167番3先			
新	宿河原 第15号線	川崎市多摩区宿河原 7丁目2187番30先	2.91	1.82	
		川崎市多摩区宿河原 7丁目2167番3先			

川崎市告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和元年 8月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和元年 8月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介

護支援給付の指定介護機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和元年 8月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和元年 8月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第214号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき告示します。

令和元年 8月29日

川崎市長 福田 紀彦

	医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	小野田 恵一郎	小野田医院	川崎市宮前区馬絹 526-7
変更後			川崎市宮前区馬絹 6-22-14

川崎市告示第215号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月29日から令和元年9月12日まで一般の縦覧に供します。

令和元年 8月29日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	井田杉山町第15号線	川崎市中原区 井田杉山町508番7先 川崎市中原区 井田杉山町507番6先	3.91	8.74	
新	井田杉山町第15号線	川崎市中原区 井田杉山町508番7先 川崎市中原区 井田杉山町507番6先	3.98	8.74	

**川崎市告示第216号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月29日から令和元年9月12日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月29日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
井田杉山町第15号線	川崎市中原区井田杉山町508番7先 川崎市中原区井田杉山町507番6先	

**川崎市告示第217号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月29日から令和元年9月12日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月29日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	菅第107号線	川崎市多摩区菅4丁目953番4先 川崎市多摩区菅4丁目953番4先	1.82	8.97	
新	菅第107号線	川崎市多摩区菅4丁目953番5先 川崎市多摩区菅4丁目953番1先	2.92	8.97	

**川崎市告示第218号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月29日から令和元年9月12日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月29日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅第107号線	川崎市多摩区菅4丁目953番5先 川崎市多摩区菅4丁目953番1先	

**川崎市告示第219号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月29日から令和元年9月12日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月29日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	井田第51号線	川崎市中原区 井田杉山町727番6先 川崎市中原区 井田杉山町727番6先	4.60	2.17	
新	井田第51号線	川崎市中原区 井田杉山町727番8先 川崎市中原区 井田杉山町727番8先	4.60	2.17	隅きり部

**川崎市告示第220号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月29日から令和元年9月12日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月29日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
井田 第51号線	川崎市中原区井田杉山町727番8先	隅きり部
	川崎市中原区井田杉山町727番8先	

川崎市告示第221号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月29日から令和元年9月12日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月29日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	上小田中 第89号線	川崎市中原区上小田中 1丁目84番7先	4.01	25.25	
		川崎市中原区上小田中 1丁目84番7先	5.23		
新	上小田中 第89号線	川崎市中原区上小田中 1丁目84番15先	4.37	25.25	
		川崎市中原区上小田中 1丁目84番17先	5.58		

川崎市告示第222号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月29日から令和元年9月12日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月29日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
上小田中 第89号線	川崎市中原区上小田中1丁目84番15先	
	川崎市中原区上小田中1丁目84番17先	

川崎市告示第223号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月29日から令和元年9月12日まで一般の

縦覧に供します。

令和元年8月29日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅生 第325号線	川崎市宮前区菅生4丁目 1738番1先	1.82	36.73	
		川崎市宮前区菅生4丁目 1738番2先			
新	菅生 第325号線	川崎市宮前区菅生4丁目 1738番1先	2.91	36.73	
		川崎市宮前区菅生4丁目 1738番2先			

川崎市告示第224号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年8月29日から令和元年9月12日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月29日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅生 第325号線	川崎市宮前区菅生4丁目1738番1先	
	川崎市宮前区菅生4丁目1738番2先	

川崎市告示第225号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第2項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和元年8月30日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル(変更)

ア 市長

4件

2 届出書

別紙のとおり(省略)



**川崎市告示第226号**

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和元年8月30日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市 長 6件  
イ 消 防 長 1件

(2) 外部提供

ア 市 長 15件

イ 上下水道事業管理者 1件  
ウ 病院事業管理者 1件  
エ 消 防 長 4件  
オ 教育委員会 1件  
2 届出書  
別紙のとおり(省略)

**公 告**

**川崎市公告第227号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月16日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件 名 令和元年度消防艇第6川崎丸上架整備
	履 行 場 所 請負社工場ほか
	履 行 期 限 令和元年11月8日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登録されていること。 (4) 本定期修理について、仕様書の内容を遵守し、確実に実施が可能であること。 (5) 船舶の修理等について、平成21年4月1日以降に類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でも構いません。 (6) 本定期修理後、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。 (7) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和元年9月20日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

**川崎市公告第228号**

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年8月16日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	千代田区丸の内2-4-1 丸の内ビルディング12F 株式会社 オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡 良介		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区上小田中二丁目857番11の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	11.55メートル
	4.00メートル		5.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第211号	指 定 年月日	令和元年 8月16日	

川崎市公告第229号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。  
令和元年8月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	川崎市民プラザ
所在地	川崎市高津区新作1丁目19番1号

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 事業に関する業務
- (2) 施設の運営に関する業務
- (3) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (4) その他施設の管理運営のために必要な業務

3 指定予定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定管理者応募書類等の提出場所  
川崎市市民文化局市民生活部企画課  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2  
電話044-200-2264
- (2) 提出書類  
ア 指定管理者応募書  
イ 以下に掲げる指定申請に必要な添付書類  
(ア) 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状及び共同事業体連絡先一覧  
(イ) 応募団体の概要  
(ウ) 誓約書(応募資格及び提出書類に偽りのないことの確認用)  
(エ) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報外部提供同意書  
(オ) コンプライアンス(法令順守)に関する申告書  
(カ) コンプライアンスに関する規定

- (キ) 指定予定期間に属する令和2年度から令和6年度までの川崎市民プラザの指定管理に係る各年度の事業計画書、収支予算書及び経費見積書
  - (ク) 法人の定款又は寄付行為及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
  - (ケ) 平成28年度、平成29年度及び平成30年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書(又は収支計算書)。ただし、応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
  - (コ) 平成28年度、平成29年度及び平成30年度損益計算書部門別売上(応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては不要)
  - (サ) 平成30年度及び令和元年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
  - (シ) 法人にあつては、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書(過去2年分)(応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては不要)
  - (ス) 役員名簿及び履歴書
  - (セ) 共同事業体にあつては、基本合意書(損失の負担配分割合・利益の配分割合等の判るもの)
  - (ソ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - (タ) 現に行っている業務の概要を記載した書類
  - (チ) スポーツ・教養文化に関する事業の実施実績、類似施設の運営実績を記載した書類
  - (ツ) その他市長が必要と認める書類  
※(イ)～(カ)及び(ク)～(ツ)について、共同事業体にあつては、団体等ごとの書類を提出すること
  - (3) 指定管理者募集要項等の配布期間  
令和元年8月19日(月)～令和元年9月20日(金)
  - (4) 指定管理者応募書類等の受付期間  
令和元年9月19日(木)～令和元年9月24日(火)  
(9月21日、22日、23日を除く)  
午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで
  - (5) 提出方法  
持参(郵送による提出はできません。)
- 5 問合せ先  
4の(1)に同じ

川崎市公告第230号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和元年8月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
川崎市旧南部児童相談所廃棄物収集運搬・  
処分業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区藤崎1丁目6-8 旧南部児童相談所
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和元年10月4日まで
- 2 競争入札参加資格者に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」及び種目「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」かつ、地域区分「市内」に登録されていること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- 3 一般競争入札参加申請書等の配布、提出及び問い合わせ先  
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申請書を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎14階  
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室  
担当 石綿  
電 話：044-200-2693(直通)  
F A X：044-200-3638  
E-Mail：45zidoka@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間  
令和元年8月19日(月)から令和元年8月26日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで)
- (3) 提出物  
ア 一般競争入札参加申請書
- (4) 提出方法  
持参してください。
- 4 履行場所の現地確認  
入札に参加を希望する者は、履行場所の現地確認を行う必要があります。日程は次のとおりで、希望する日時を上記3(1)に連絡の上、担当者立ち合いの元行います。なお、1回にかかる時間は約30分程度とします。
- (1) 令和元年8月21日(水)から令和元年8月22日

- (木)(午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分までの間)
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書等の交付
- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- ア 交付場所及び問い合わせ先  
上記3(1)に同じ。
- イ 交付日時  
令和元年8月28日(水)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付  
一般競争入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、入札説明書及び仕様書等を無償交付します。
- ア 交付場所及び問い合わせ先  
上記3(1)に同じ
- イ 交付日時  
上記5(1)イに同じ  
ただし、(1)及び(2)について、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に、電子メールのアドレスを登録している場合は、令和元年8月28日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。
- 6 仕様に関する問い合わせ
- (1) 問い合わせ先  
上記3(1)に同じ。
- (2) 問い合わせ期間  
令和元年8月29日(木)午前9時から令和元年8月30日(金)午後4時まで
- (3) 問い合わせ方法  
入札説明書に添付の「質問書」にて、上記3(1)のF A X番号又は電子メールアドレスあて送付してください。  
また、F A X・メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を担当まで御連絡ください。
- (4) 回答方法  
質問に対する回答は、令和元年9月3日(火)までに、全社あてにF A X又は電子メールにて送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失  
次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書及び提出書類等につい

て、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法等

ア 入札の方法は、総額（税抜）での入札金額とします。

イ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。なお、提出方法は持参とします。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。そのため、入札者は、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年9月6日（金） 午前10時00分

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎13階

こども未来局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行なった入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、「競争参加資格確認通知書」の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません。（入札前に委任状を提出してください。）

10 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

11 契約の手續き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

12 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第231号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年8月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

L A Z O N A川崎プラザ

川崎市幸区堀川町72番1他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

N R E G 東芝不動産株式会社

代表取締役 吉田 祐康

東京都港区芝浦一丁目1番1号

三井不動産株式会社 代表取締役 菰田 正信

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社 三和	代表取締役 小山 克巳	東京都町田市金森 4丁目1-2
株式会社丸善 ジュンク堂書店	代表取締役社長 工藤 恭孝	東京都中央区日本橋 2丁目3番10号
エース株式会社	代表取締役社長 森下 宏明	東京都渋谷区神宮前 1丁目4番16号 神宮前M. SQUARE

他計222者

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社 三和	代表取締役 小山 克巳	東京都町田市森野 5丁目 18番 2号
株式会社丸善 ジュンク堂書店	代表取締役社長 中川 清貴	東京都中央区日本橋 2丁目 3番10号
エース株式会社	代表取締役社長 森下 宏明	大阪府大阪市中央区 博労町 4丁目 5番 2号

- 4 変更の年月日  
令和元年6月27日
- 5 変更する理由  
テナント入替、商号、代表者及び所在地の変更が発生したため
- 6 届出の年月日  
令和元年8月5日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局産業振興部商業振興課  
(川崎フロンティアビル10階)

- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
令和元年8月19日から令和元年12月19日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
令和元年12月19日  
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第232号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和元年8月19日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	南武線津田山駅前空間整備(その1)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区下作延6丁目2番地先
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (8) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (9) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (11) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (12) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月3日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	市道桜本31号線道路補修（V型側溝）工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区桜本2丁目1番地先
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。（主観評価項目制度採用）</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月3日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	市道片平6号線舗装新設工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区片平1434番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「D」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月3日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内道路補修(緊急19-2)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	幸区内道路補修(緊急19-2)工事
	履 行 場 所	川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市幸区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。	

参加資格	(7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年9月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名 虹ヶ丘南公園ほか遊具更新工事
	履行場所 川崎市麻生区虹ヶ丘3丁目2-7ほか8箇所
	履行期限 契約の日から令和2年1月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年9月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>



## (案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 京王菅公園ほか遊具更新工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区菅3丁目4-10ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和2年2月17日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年9月3日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## (案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 宮崎第4公園ほか遊具更新工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区宮崎6丁目2-3番地ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和2年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年9月3日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	久末公園改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久末311
	履 行 期 限	契約の日から令和2年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月2日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

川崎市公告第233号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和元年8月19日

川崎市長 福田紀彦

築 造 主	川崎市中原区下小田中一丁目32番8号103		
住所・氏名	内野 敬太		
道路位置の地名・地番	川崎市中原区下小田中四丁目436番1、436番4、436番8の各一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	34.95メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第212号	指 定年月日	令和元年8月19日	

川崎市公告第234号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月21日

川崎市長 福田紀彦

## (案件1)

競争入札に付する事項	件 名	旧動物愛護センター解体撤去工事
	履 行 場 所	川崎市高津区蟹ヶ谷119番地
	履 行 期 限	契約の日から令和2年2月14日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「解体」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、平成28年5月31日までに監理技術者資格者証(業種「とび・土工」)の交付を受けた技術者でも可とします。</p> <p>なお、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、業種「解体」又は平成28年5月31日までに業種「とび・土工」の資格を有する主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年9月18日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	下沼部小学校蓄電池設備設置工事
	履 行 場 所	川崎市中原区下沼部1955番地
	履 行 期 限	契約の日から令和2年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p>	

参加資格	<p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年9月20日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名 東扇島内質28・29号荷さばき照明設備改修工事
	履行場所 川崎市川崎区東扇島12番2地先
	履行期限 契約の日から令和2年2月14日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>

参 加 資 格	(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年9月6日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名 仮称小杉こども文化センター整備その他工事
	履 行 場 所 川崎市中原区小杉町三丁目414番1 他
	履 行 期 限 契約の日から令和2年6月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (8) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年9月20日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	道路照明設置その3工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区小川町8番地先
	履 行 期 限	契約の日から105日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年9月6日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	久末住宅個別改善その他工事(7・8号棟)
	履 行 場 所	川崎市高津区久末311番地ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和3年1月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年9月30日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市公告第235号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年8月22日

川崎市長 福田紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新ゆりグリーンプラザ  
川崎市麻生区白山四丁目1番3号
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社戸田不動産  
東京都港区芝浦三丁目14番6号  
代表取締役 戸田 学
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社ハマデン	代表取締役 齋藤 実	横浜市青葉区すすき野3-7-1
山崎製パン株式会社	代表取締役 飯島 延浩	東京都千代田区岩本町3-101

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社ハマデン	代表取締役 濱田 孝之	横浜市青葉区すすき野3-7-1
コーヒーロースト	代表取締役 上田 敦子	横浜市港北区新吉田東5-19-16

- 変更の年月日  
平成31年3月15日
- 変更する理由  
小売業者の入替、代表者変更のため
- 届出の年月日  
令和元年8月9日
- 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局産業振興部商業振興課  
(川崎フロンティアビル10階)
- 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
令和元年8月22日から令和元年12月22日の午前8時30分から午後5時まで。  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。
- 意見書の提出期限及び提出先

令和元年12月22日  
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第236号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年8月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友武蔵新城店  
川崎市中原区上新城二丁目127番地1 他3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
合同会社西友  
東京都北区赤羽二丁目1番1号  
職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	職務執行者 野田 亨	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号

- 4 変更の年月日  
平成31年3月15日
- 5 変更する理由  
小売業者を行うものの代表者が変更したため
- 6 届出の年月日  
令和元年8月9日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局産業振興部商業振興課  
(川崎フロンティアビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
令和元年8月22日から令和元年12月22日の午前8時30分から午後5時まで。  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店

舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 10 意見書の提出期限及び提出先

令和元年12月22日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第237号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和元年8月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
  - (1) かわさき南部斎苑  
(川崎市川崎区夜行3丁目2番7号)
  - (2) かわさき北部斎苑  
(川崎市高津区下作延6丁目18番1号)
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
指定管理者は、川崎市葬祭条例(昭和27年9月22日条例第33号)及び川崎市葬祭条例施行規則(昭和27年9月22日規則第28号)の規定に従って次の業務を行うものとします。業務の詳細については、「川崎市葬祭場指定管理業務仕様書」等に定めます。
  - (1) 施設の供用
    - ア 火葬(式場)の予約管理、葬祭場の使用許可、各種証明書の発行業務に関すること。
    - イ 火葬の実施、式場の貸し出し、遺体の一時保管、各諸室の管理に関すること。
    - ウ 火葬炉設備の管理、運営、葬祭場管理運営システムの運用等に関すること。
    - エ 売店業務
  - (2) 使用料及び手数料の収納
  - (3) 施設・設備の維持管理及び修繕
    - ア 施設、植栽等の保守管理、清掃等に関すること。
    - イ 施設の修繕(100万円以上の大規模修繕を除きます。)に関すること。
  - (4) 事業計画書及び収支予算書の提出
  - (5) 事業報告書及び収支決算書の提出
  - (6) 管理運営状況のモニタリング、各種調査等の実施
  - (7) 災害時・事故発生時などの緊急時の対応
  - (8) 指定管理期間終了にあたっての引継業務
  - (9) その他、管理運営に必要な業務
- 3 指定予定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)  
※南部斎苑及び北部斎苑の一元管理を行うものとします。
- 4 応募の方法(詳しくは、「川崎市葬祭場指定管理者



募集要項」を御覧ください。)

(1) 応募書類

- ア 川崎市葬祭場指定管理者応募書(様式1)
  - イ 事業者に係る書類
    - (ア) 団体の概要(様式2-1、2-2)
    - (イ) 共同事業体協定書兼委任状(様式3)
    - (ウ) 宣誓書(様式4-1)
    - (エ) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式4-2)
    - (オ) コンプライアンス(法令遵守)に係る申告書(様式4-3)
  - ウ 事業計画書(様式5-1～様式5-6)
  - エ 指定管理期間における収支予算書
    - (ア) 指定管理期間各年度の施設の管理に係る収支予算書(様式6-1)
    - (イ) 経費見積書(年度別内訳)(様式6-2-1～6-2-5)
    - (ウ) 経費見積書(年度別人件費内訳)(様式6-3-1～6-1-5)
  - オ 応募者関係書類(任意様式、ただしA4サイズに編集するかA4サイズ折り込んでください)
    - (ア) 団体の組織図(SPCの場合は個々の状況を併せて提出してください)
    - (イ) 役員の名簿及び履歴書
    - (ウ) 定款又は寄付行為、及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、その他規程類(就業規則、服務規程、給与規定、経理規程の諸規定)
    - (エ) 事業計画書(応募書を提出する日の属する事業年度)
    - (オ) 収支予算書(同上)
    - (カ) 事業報告書(応募書を提出する日の属する事業年度の前事業年度)
    - (キ) 直近3年分の財務関係書類(貸借対照表、損益計算書又は収支計算書、財産目録等)。ただし、応募書を提出する日の属する事業年度に設立された応募団体にあつては、直近実績での試算表によるものとします。
    - (ク) 類似施設の運営実績を記載した書類
    - (コ) 直近3年分の「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書(任意団体にあつては代表者に係るもの)
    - (サ) 応募日1月以内の預金残高証明書

※前各号に掲げるもののほか、法人選定において、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。
- (2) 関係書類等の配布について  
募集要項、仕様書、応募書類、その他参考資料等

は、本市ホームページからダウンロードしてください。

(3) 質問の受付・回答

質問がある場合には、令和元年8月29日(木)～9月6日(金)16時までに、質問書(様式8)を電子メールで送付することとし、また、開封確認等で受信を確認してください。

(送付先メールアドレス：[40seiei@city.kawasaki.jp](mailto:40seiei@city.kawasaki.jp))

質問書を送付する際には、件名を『川崎市葬祭場指定管理者募集質問事項』としてください。電話や来訪による質問は受付しません。

質問に対する回答は、令和元年9月13日(金)までに市ホームページ上に掲載します。

(4) 募集に関する施設見学会

ア 開催日時、対象施設

①令和元年8月30日(金)13時～

【対象施設：かわさき南部斎苑】

②令和元年9月5日(木)10時～

【対象施設：かわさき北部斎苑】

イ その他

施設見学会に参加希望の団体は、令和元年8月29日(木)16時までに、電子メールにて申し込んでください。(送付先メールアドレス：[40seiei@city.kawasaki.jp](mailto:40seiei@city.kawasaki.jp))

申込の際には、件名を『川崎市葬祭場指定管理者募集施設見学会申込』とし、指定管理応募予定者向け現地見学会参加申込書(様式7-1、7-2)を添付してください。電子メール送付の際には、開封確認等で受信を確認してください。電話や来訪による申込は受付しません。

(5) 応募書類の提出方法

応募者は、必要な資料・部数を取りそろえ、次のとおり応募書類を提出してください。

ア 受付期間

日時：令和元年9月24日(火)～令和元年9月30日(月)

9時から11時まで及び13時から16時まで

イ 提出場所

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

施設調整担当(電話 044-200-0457)

ウ 提出方法

電話で日時を予約のうえ直接持参してください。その他の方法(郵送、メール、FAX等)による提出は受付ません。なお、全て書類はA4版(両面印刷可)で作成し、ページ番号を振ったうえで、フラットファイル(A4-S)綴じのうえ、

インデックスを貼付けし、正本1部、副本11部の計12部提出してください。また、応募書類の電子データも併せて、CD-ROM媒体に格納して提出してください。

## (6) 問合せ先

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課施設調整担当

電 話 044-200-0457

F A X 044-200-3927

メールアドレス 40seiei@city.kawasaki.jp

## 川崎市公告第238号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月23日

川崎市長 福 田 紀 彦

## (案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道鋼管通歩道橋他1橋横断歩道橋補修詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎区鋼管通3丁目2番地先他1箇所
	履 行 期 限	令和2年2月28日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 管理技術者および照査技術者は、技術士（建設部門－鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有すること。</p> <p>(5) 管理技術者および照査技術者は、横断歩道橋に関わる補修詳細設計業務又は道路橋（鋼橋）に係る補修詳細設計業務の実績を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年9月24日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	川崎国際生田緑地ゴルフ場17番ホールティーグラウンド池護岸ほか改修設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区初山1丁目40番地内
	履 行 期 限	令和2年1月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「土質及び基礎部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 管理技術者および照査技術者は、技術士「建設部門（土質及び基礎）」もしくは「総合技術監理部門（建設－土質及び基礎）」又はRCCM（土質及び基礎）のいずれか1つ以上の資格を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年9月24日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度 主要地方道横浜上麻生 建物調査等委託その1
	履 行 場 所	川崎市麻生区下麻生三丁目地内
	履 行 期 限	90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年9月24日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	都市計画道路柿生町田線道路詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生5丁目23番地先
	履 行 期 限	令和2年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者は、技術士(建設部門-道路)の資格を有すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年9月24日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託(その31)
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限	令和2年2月28日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。	

参加資格	(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和元年9月24日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件6)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度川崎市空中写真測量委託
	履行場所	川崎市全域
	履行期限	令和2年3月16日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「航空測量」で登録されている者。 (4) 平成26年度から平成30年度において、事業者として、国土交通省公共測量作業規程(作業規程の準則)に基づき、エリアセンサー型デジタル航空カメラを用いて撮影された画像データをもとに、写真地図を作成した実績を有すること。 (5) 令和2年1月1日を基準日(気象条件等により撮影が困難な場合は、基準日以降における直近日)として、空中写真の撮影が可能であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年9月24日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件7)

競争入札に付する事項	件名	むじなが池公園広場測量調査業務委託
	履行場所	川崎市麻生区白山4丁目6
	履行期限	令和2年3月13日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」「準市内」で登録されている者。 (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」、種目「陸上ボーリング」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	

入札日時等	令和元年9月24日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件8)

競争入札に付する事項	件 名	川崎駅西口道路維持(駅広清掃その2)委託
	履 行 場 所	川崎市幸区堀川町地内
	履 行 期 限	令和2年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」、種目「道路清掃」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年9月24日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御確認ください。	

## (案件9)

競争入札に付する事項	件 名	土地境界確定等測量委託(その15)
	履 行 場 所	川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	令和2年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。 (6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。	

参加資格	また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社員）であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和元年9月24日10時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件10)

競争入札に付する事項	件 名 土地境界確定等測量委託（その16）
	履行場所 川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履行期限 令和2年3月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班（1班あたり技術者として測量士2名（うち1名は測量士補でも可））確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者（測量士及び測量士補）を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社員）であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和元年9月26日16時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件11)

競争入札に付する事項	件 名 土地境界確定等測量委託（その17）
	履行場所 川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履行期限 令和2年3月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p>

参加資格	<p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和元年9月26日10時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件12)

競争入札に付する事項	件 名 土地境界確定等測量委託(その18)
	履行場所 川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履行期限 令和2年3月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和元年9月24日14時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件13)

競争入札に 付する事項	件 名 土地境界確定等測量委託 (その19)
	履 行 場 所 川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 令和2年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和元年9月25日10時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件14)

競争入札に 付する事項	件 名 土地境界確定等測量委託 (その20)
	履 行 場 所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 令和2年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和元年9月25日14時00分(砂子平沼ビル7階入札室)



入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件15)

競争入札に 付する事項	件 名	土地境界確定等測量委託 (その21)
	履 行 場 所	川崎市多摩区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	令和2年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年9月25日16時00分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件16)

競争入札に 付する事項	件 名	土地境界確定等測量委託 (その22)
	履 行 場 所	川崎市多摩区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	令和2年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p>	

参 加 資 格	また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社員）であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和元年9月26日14時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件17)

競争入札に付する事項	件 名	土地境界確定等測量委託（その23）
	履 行 場 所	川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	令和2年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班（1班あたり技術者として測量士2名（うち1名は測量士補でも可））確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者（測量士及び測量士補）を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社員）であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年9月24日16時00分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 川崎市公告第239号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月23日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件 名 令和元年度 学校給食用被服（児童用白衣等）の調達
	履行場所 仕様書のとおり
	履行期限 令和2年3月31日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「衣料用品」に登録されており、A又はBの等級に格付されていること。 (4) 平成21年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。 (6) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和元年9月27日11時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第240号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月23日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市土木工事施工管理基準改訂業務委託

(2) 履行場所

川崎市内一円

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年1月15日まで

(4) 業務概要

川崎市土木工事施工管理基準において、国土交通省関東地方整備局の「土木工事施工管理基準」が平成30年3月、8月及び、平成31年3月に改訂したことに伴い、川崎市建設緑政局及び、各区役所道路公園センターの発注する土木工事の特性に併せた改訂をした上で令和2年4月改訂版を完成させること。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 入札期日において平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建設コンサルタント」、種目「道路」に登録されていること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

建設緑政局総務部技術監理課 担当 仙場

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパーク17階

電話：044-200-2791（直通）

FAX：044-200-3973

電子メールアドレス：53gikan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年8月23日（金）から令和元年8月28日（水）まで

（閉庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで）

(3) 提出方法

持参のみ

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、審査の上入札参加資格があると認められた者には、令和元年8月30日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。また、一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書等、入札に必要な書類を交付します。川崎市の平成31年・32年度業務委託有資格業者へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで送付します。電子メールのアドレスを登録していない場合は、次により直接交付します。

(1) 日時

令和元年8月30日(金)

9時から12時まで及び13時から17時まで

(2) 場所

建設緑政局総務部技術監理課

(川崎市川崎区駅前本町12番地1 川崎駅前タワー・リパーク17階)

(3) その他

また、入札説明書は、3(1)の場所において令和元年8月23日(金)から

令和元年8月28日(水)まで縦覧に供します。(閉庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで)

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和元年8月30日(金)から令和元年9月3日(火)まで

(閉庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に記載する

電子メールアドレス宛に送付した後、3(1)に記載する電話番号まで御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和元年9月5日(木)までに、全社宛に電子メールにて送付します。なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について虚偽の

記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、川崎市土木工事施工管理基準改訂業務委託に係る費用の合計金額(税抜き)で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年9月11日(水)14時

イ 場所 川崎市役所第3庁舎15階第3会議室  
(川崎区東田町5番地4)

(3) 郵送による入札書の提出の可否

郵送による入札書の提出は一切認めません。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 詳細は入札説明書によります。

## 川崎市公告第241号

委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 件 名

令和元年度保育所等入所案内コールセンター運営業務委託

## (2) 履行場所

こども未来局子育て推進部保育課

## (3) 履行期間

①契約締結日から令和元年11月20日まで(運営開始は令和元年10月1日とする)

なお、契約締結日から令和元年9月30日までは準備期間とする。

②コールセンターの稼働については、令和元年10月1日から令和元年11月20日まで。

## (4) 委託内容

子ども・子育て支援新制度及び保育所等入所の相談・問合せに関する電話・FAXによる対応及びその運營業務

## 2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年以内に、コールセンター運營業務について、契約実績があること。

(5) この業務委託の契約締結後、確実かつ速やかに人材を確保し、研修等を実施することが可能であること。

## 3 仕様書等の配布・閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

## (1) 閲覧場所

## ア 窓口での閲覧

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎 14階

こども未来局子育て推進部保育課

担当 一木

電話：044-200-3727

## イ インターネットでの閲覧

川崎市ホームページ「入札情報」([http://www.](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

[city.kawasaki.jp/233300/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))の委託の欄の「財政局入札公表」から閲覧及びダウンロードすることが可能です。

## (2) 閲覧期間

令和元年8月26日(月)から令和元年9月2日(月)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

## 4 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)を提出しなければなりません。

## (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎 14階

こども未来局子育て推進部保育課 担当 一木

電話：044-200-3727

E-mail：[45hoiku@city.kawasaki.jp](mailto:45hoiku@city.kawasaki.jp)

(ただし、本メールアドレスによる問合せ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

## (2) 配布・提出期間

令和元年8月26日(月)から令和元年9月2日(月)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

## (3) 提出物

## ア 競争参加申込書

川崎市ホームページ「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。

ダウンロード出来ない場合は、4(1)の場所で4(2)の期間に配布します。)

## イ 2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

## (4) 提出方法

持参とします。

## 5 一般競争入札参加確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、本市による提出物・資格等の審査の上、次により競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市「業務委託有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。

## (1) 場所

4(1)と同じ

## (2) 日時

令和元年9月3日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

また、入札説明書等は4(1)の場所において4(2)の

期間縦覧に供します(土・日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)。

6 仕様に関する問合せ

(1) 場所

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和元年8月26日(月)から令和元年9月4日(水)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書を使用し、4(1)のメールアドレスあてに開封確認付きの電子メールにて送信してください。また、メール送信後にメールで送信した旨を4(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和元年9月5日(木)までに電子メールにて送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、上記1(1)の契約金総額で行います。

イ 落札決定にあたっては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

エ 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者以外が入札する場合は、委任状を提出してください。入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできません。

(2) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎13階 会議室

イ 日時 令和元年9月9日(月)午前10時

なお、郵送による入札書の提出は認めません。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

入札後速やかに契約書を作成することを要します。また、この委託契約に関する詳細なスケジュール及び必要となる様式について、川崎市の指示に基づき速やかに提出することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(4) その他問い合わせ窓口は上記4(1)に同じです。

川崎市公告第242号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和元年度川崎市災害時要援護者避難支援制度に関する登録勧奨及び調査等業務委託

(2) 履行期限

令和2年3月31日

(3) 履行場所

川崎市内

(4) 委託概要

ア 災害時に自力で避難することが困難であり支援を必要とすると考えられる方々を対象とした川崎市災害時要援護者避難支援制度（以下、制度）の周知と登録を促すダイレクトメールを発送し、返信されてくる登録申込書を回収する。

イ 返信された登録申込書の内容を集計するとともに、市が提供する対象者リストと照合し、その内容をまとめた台帳を作成する。

ウ 登録希望をした方に戸別訪問し、実態調査票をもとに対面にて聞き取り調査を行う。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で登録されていること。

(4) 過去5か年に、本市又は他官公庁において類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

(5) I SMS又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 競争入札参加申込書の配布と提出及び仕様書の配布  
この入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局総務部庶務課

電話044-200-2422（直通）

競争入札参加申込書の様式は上記の場所以外でも、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」（<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。

(2) 配布及び提出期間

令和元年8月26日（月）から令和元年8月30日（金）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 委託契約実績の内容を確認できる契約書・仕様書等の写し

(4) 提出方法

(1)の提出先に直接提出すること

(5) 仕様書の配布

競争入札参加申込書を提出した者に対し、(1)の場所で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを記載している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

(1) 交付場所及び問合せ先

3の(1)と同じ

(2) 交付日時

令和元年9月2日（月）

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書の様式を用いて指定の電子メールアドレスに提出してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。（川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」（<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(3) 受付期間

令和元年8月26日（月）午前9時から令和元年9月3日（火）16時まで

(4) 回答方法

令和元年9月6日（金）に、競争入札参加資格確認通知書を交付したすべての者に対し、電子メールで回答します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

- ア 入札は所定の入札書をもって行います。
- イ 入札の提出方法は、持参のみとします。
- ウ 入札書に記載する金額には、法定所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。
- (2) 入札及び落札の日時及び場所
  - ア 日時 令和元年9月17日(火) 14時
  - イ 場所 川崎市幸区堀川町580番  
ソリッドスクエア西館12階 12C会議室
- (3) 入札保証金  
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
  - ア 川崎市契約規則第33条の各号に該当する場合は免除とします。
  - イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書の作成を要します。
- (3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報」の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書のとおりです。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

川崎市公告第243号

川崎都市計画地区計画を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和元年8月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
川崎都市計画地区計画の変更  
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画)

- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
川崎市 多摩区 登戸地内
- 3 縦覧場所  
川崎市まちづくり局計画部都市計画課  
(川崎区宮本町1番地 明治安田生命川崎ビル5階)  
川崎市登戸区画整理事務所(多摩区登戸2202-1)  
多摩区役所10階市政資料コーナー  
(多摩区登戸1775-1)  
川崎市立多摩図書館  
(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎)
- 4 縦覧期間  
令和元年8月26日(月)から令和元年9月9日(月)まで

川崎市公告第244号

川崎都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和元年8月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
川崎都市計画高度地区の変更  
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
川崎市 多摩区 登戸地内
- 3 縦覧場所  
川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎区宮本町1番地 明治安田生命川崎ビル5階)  
川崎市登戸区画整理事務所(多摩区登戸2202-1)  
多摩区役所10階市政資料コーナー(多摩区登戸1775-1)  
川崎市立多摩図書館(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎)
- 4 縦覧期間  
令和元年8月26日(月)から令和元年9月9日(月)



まで

### 川崎市公告第245号

川崎市都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和元年 8月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
川崎都市計画用途地域の変更  
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)

- 2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分

なし

- (2) 削除する部分

なし

- (3) 変更する部分

川崎市 多摩区 登戸地内

- 3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町1番地 明治安田生命川崎ビル5階）

川崎市登戸区画整理事務所（多摩区登戸2202-1）

多摩区役所10階市政資料コーナー（多摩区登戸1775-1）

川崎市立多摩図書館（多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎）

- 4 縦覧期間

令和元年 8月26日（月）から令和元年 9月9日（月）

まで

### 川崎市公告第246号

川崎市都市計画防火地域及び準防火地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和元年 8月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更  
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)

- 2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分

なし

- (2) 削除する部分

なし

- (3) 変更する部分

川崎市 多摩区 登戸地内

- 3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町1番地 明治安田生命川崎ビル5階）

川崎市登戸区画整理事務所（多摩区登戸2202-1）

多摩区役所10階市政資料コーナー（多摩区登戸1775-1）

川崎市立多摩図書館（多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎）

- 4 縦覧期間

令和元年 8月26日（月）から令和元年 9月9日（月）

まで

### 川崎市公告第247号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年 8月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

雨量・水位情報提供業務委託

- (2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4ほか（全33観測局）

- (3) 履行期間

契約日から令和7年2月28日まで

- (4) 業務概要

総合防災情報システムを円滑かつ有効に運用管理するため、気象情報（風向風速、気温、湿度、気圧）、雨量情報、水位情報、潮位情報（防災気象情報）の観測体制を整備し情報提供を行うもの。

- 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に記載されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 過去5年間で2件以上、国または地方公共団体において、次の気象情報「風向風速、気温、湿度、気圧、雨量情報、水位情報、潮位情報」の観測体制整備・情報提供に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び

## 問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

## (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2856 (直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

令和元年8月26日(月)から8月30日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和元年9月2日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

## 4 入札説明会及び入札説明書

## (1) 入札説明会

実施しません。

## (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

## (1) 日時

令和元年9月10日(火) 午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

## (2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

## 6 仕様に関する問い合わせ

## (1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

## (2) 質問受付期間

令和元年8月26日(月)から9月6日(金)まで

の午前8時30分から午後5時まで及び令和元年9月9日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

## (4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。

(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

## (5) 回答方法

令和元年9月13日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

## 7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

## (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和元年9月20日(金)

午後1時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

災害対策本部事務局室

- (3) 入札書の提出方法  
持参とします。
  - (4) 入札保証金  
免除とします。
  - (5) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札  
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価  
格の場合は、調査を行うことがあります。
  - (6) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び  
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入  
札は無効とします。
- 9 契約の手続き等
- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。  
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免  
除します。  
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ  
ればなりません。
  - (2) 契約書作成の要否  
必要とします。

- (3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等  
は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページ  
の「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」  
で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限ります。
  - (2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・  
提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
  - (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、  
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎  
市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)におい  
て、本件の公表情報詳細のページからダウンロード  
できます。

川崎市公告第248号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和元年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 武蔵溝ノ口駅北口ペDESTリアンデッキ点字ブロック補修工事
	履 行 場 所 川崎市高津区溝口1丁目2番地先
	履 行 期 限 契約の日から90日間
参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</li> <li>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。</li> <li>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</li> <li>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</li> <li>(10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</li> </ul>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年9月9日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	幸区内道路標識補修(地点名) 工事
	履 行 場 所	川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から令和元年12月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設置等」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月9日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	川崎区内道路補修(緊急19-2) 工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	

入札日時等	令和元年9月9日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	市道小倉33号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市幸区小倉4丁目24番地先他1箇所
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月9日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>	

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	麻生区内道路補修(緊急19-2)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。	

参 加 資 格	(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年9月9日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名 千鳥町共同事務所跡地整備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区千鳥町地内
	履 行 期 限 契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年9月9日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a>

川崎市公告第249号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市岡本太郎美術館空調設備整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市多摩区枳形7丁目1番5号

(3) 履行期間

契約日から令和2年1月31日まで

(4) 業務概要

岡本太郎美術館に設置されている空気熱源ヒートポンプの部品交換等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に記載されていること。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事实績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒214-0032

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館

電話 044-900-9898(直通)

FAX 044-900-9966

E-mail 25okamoto@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年8月27日(火)から令和元年9月3日

(火)までの午前9時30分から正午まで及び午後1

時から午後5時までとします。ただし、9月2日(月)の本館休館日を除きます。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和元年9月5日(木)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和元年9月5日(木)から令和元年9月12日(木)までの午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、9月9日(月)の本館休館日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25okamoto@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-900-9966

(5) 回答方法

令和元年9月19日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年10月1日（火）午前11時

イ 入札場所

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館 創作アトリエ

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第250号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、令和元年9月9日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例（昭和22年条例第33号）第9条に基づき命じます。その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田紀彦

種 類	登録番号	場 所
軽自動車 ミツビシ ミニキャブ 白	品川42り76-50 車台番号 不明	川崎市川崎区 千鳥町9番地4

川崎市公告第251号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

第5回川崎市地域福祉実態調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所健康福祉局地域包括ケア推進室

(3) 完了期限

令和2年3月31日（火）限り

(4) 業務概要

詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第



2条の規定に該当しないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 地域福祉実態調査を踏まえ、この分野に関しての専門性を有していること。
- (4) 過去3年間で地方公共団体において同種・同規模以上の契約実績があること。
- (5) 調査票を回収・整理する体制を整え、分析等における技術者を2人以上配置するものとし、うち1人は本業務と同種・同規模以上の実績を有し、かつ、実務経験が10年以上の者を配置することが可能であること。
- (6) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で登録されている者。

### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績及び工事実績を証する書類を提出しなければなりません。

#### (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局地域包括ケア推進室 山下

電 話 044-200-2626 (直通)

F A X 044-200-3926

E-MAIL 40keasui@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布・提出期間

令和元年8月26日(月)から令和元年9月2日(月)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。

#### (3) 提出方法

持参とします。

### 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

#### (1) 日時

令和元年9月3日(火)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

#### (2) 場所

3(1)に同じ

#### (3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市の公式ウェブサイト

からダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。(URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。))

なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

#### (4) 入札説明会

実施しません。

### 5 仕様に関する問合せ

#### (1) 問合せ先

3(1)に同じ

#### (2) 質問受付期間

令和元年9月3日(月)午前8時30分から令和元年9月6日(木)午後5時15分までとします。

#### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

#### (4) 質問受付方法

電子メールによります。

e-mail 40keasui@city.kawasaki.jp

川崎市役所健康福祉局地域包括ケア推進室

山下宛て

#### (5) 回答方法

令和元年9月7日(金)

競争参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール(e-mail 40keasui@city.kawasaki.jp)にて回答します。

#### (6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAX(044-200-3926)によります。

### 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

### 7 入札の手続等

#### (1) 入札方法

ア 入札日時 令和元年9月11日(水) 午前10時

イ 入札場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア東館3階健康福祉局会議室

#### (3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札  
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価  
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び  
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入  
札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等  
は、上記3(1)の場所及び川崎市の公式ウェブサイ  
トの「入札情報かわさき」の「入札情報」の「契約関  
係規定」で閲覧することができます (URL [http://  
www.city.kawasaki.jp/233300/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の  
質問書の様式は、川崎市の公式ウェブサイトの「入  
札情報かわさき」の「入札情報」において、本件  
の公表情報詳細のページからダウンロードできま  
す (URL [http://www.city.kawasaki.jp/233300/  
index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))。

川崎市公告第252号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。

令和元年8月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称 川崎市ヒルズすえなが

(2) 所在地 川崎市高津区末長1丁目3番6号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

児童福祉法、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の  
基準に関する条例、川崎市母子生活支援施設条例、川  
崎市母子生活支援施設条例施行規則及び川崎市母子緊  
急一時保護事業実施要綱等に定める規定に定めるもの

のほか、具体的には、指定管理仕様書に定める。

3 指定予定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 提出書類の受付場所

川崎市こども未来局こども支援部こども保健福祉課  
住所：川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎14階

(2) 提出書類

ア 指定管理者応募書

イ 誓約書

ウ 事業計画書

エ 組織計画図

オ 職員配置計画書

カ 施設長予定者履歴書

キ 収支予算書、収支予算内訳書、人件費に係る経  
費見積書

ク 法人に関する関係書類

(ア) 現に運営している社会福祉事業の概要

(イ) 役員の名簿及び履歴書

(ウ) 定款又は寄附行為

(エ) 登記事項証明書 ※提出の日から3か月以内  
に発行されたもの

(オ) 直近3カ年の資金収支計算書、事業活動収支  
計算書、財産目録、貸借対照表及び申請日前1  
ヶ月以内の預金残高証明書

(カ) 令和元年度の法人の事業計画書及び収支予算書

(キ) 平成30年度事業実績報告書

(ク) 就業規則、経理規程、給与規程、個人情報保  
護に関する規程等の諸規程類

(ケ) 法人の平成29年度及び平成30年度の納税証明  
書(都道府県税、市長村税、法人税、消費税及  
び地方消費税)

(コ) 組織及び運営事項を記載した書類

(サ) 平成29年度及び平成30年度の法人監事監査、  
指導監査等の結果及び指導事項に対する対応状  
況に関する書類

(シ) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合  
意書に基づく個人情報の外部提供同意書

(ス) コンプライアンス(法令順守)に関する申告書

(セ) コンプライアンス(法令順守)に関する法人  
の内部規定

(ソ) その他市長が必要と認める書類

(3) 募集要項等の配布及び指定申請の期間

募集要項については川崎市ホームページにて掲載  
します。また申請は川崎市こども未来局こども支援  
部こども保健福祉課(川崎市役所第3庁舎14階)に  
て、以下の日程で受け付けます。

令和元年9月17日(火)から令和元年9月26日(木)まで

(土曜日・日曜日及び祝日を除き、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(4) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。なお、申請書類等一式は返却しません。)

(5) 問い合わせ先

川崎市子ども未来局子ども支援部子ども保健福祉課  
住所:〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎14階

電 話:044-200-2929

F A X:044-200-3638

川崎市公告第253号

堤根処理センター整備事業に係る環境配慮計画審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第8条の7第1項の規定に基づき、標記環境配慮計画審査書を次のとおり公告します。

令和元年8月28日

川崎市長 福田 紀彦

堤根処理センター整備事業に係る

環境配慮計画審査書

令和元年8月

川 崎 市

目 次

はじめに

1 対象事業の概要

2 審査結果及び内容

(1) 対象計画策定に関する事項

(2) 今後の環境影響評価手続に関する事項

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

はじめに

堤根処理センター整備事業は、川崎市(以下「環境配慮計画策定者」という。)が、川崎区堤根52番及び幸区柳町74番の堤根処理センターの約2.6haの区域において、3処理センター体制での安定的なごみ処理を行うために、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、新たなごみ焼却処理施設を建設するものである。

環境配慮計画策定者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成31年2月21日に環境配慮計画書を提出した。市は、この提出を受けて環境配慮計画書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、環境配慮計画策定者が作成した環境配慮計画見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、令和元年8月21日に答申を得た。市では、この答申を踏まえ、本環境配慮計画審査書を作成したものである。

1 対象事業の概要

(1) 環境配慮計画策定者

名 称:川崎市

代表者:川崎市長 福田 紀彦

住 所:川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 対象事業の名称及び種類

名 称:堤根処理センター整備事業

種 類:廃棄物処理施設の新設(第1種行為)

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の7の項に該当)

(3) 対象事業を実施する区域

位 置:川崎区堤根52番、幸区柳町74番

区域面積:約26,000㎡

用途地域:準工業地域

(4) 対象事業の内容

ア 目的

ごみ焼却処理施設の建替え

イ 処理施設計画

施 設	項 目	仕様等
ごみ焼却処理施設	施設規模	540 t / 24 h
	処理方式	ストーカー式(ごみ焼却施設)
	搬入・処理日	搬 入:6日/週 処理日:通年
	余熱利用	高効率の発電設備を設置し、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力の売電を行う。

2 審査結果及び内容

本対象事業は、ごみ焼却処理施設の建替事業であり、環境配慮計画書では、「事業の位置及び規模」、「施設の配置及び構造」の検討経緯を示すとともに、ごみ焼却処理施設の配置、煙突の高さに関する複数案を策定し、各案が環境に及ぼす影響について比較検討が行われている。既存施設を解体し、新たなごみ焼却処理施設を建設するに当たっては、より積極的な環境配慮が求められることから、環境配慮計画策定者が複数案を踏まえて対象計画を策定する際には、環境配慮事項について更なる検討を行うとともに、本審査意見の内容を確実に遵守すること。また、環境配慮計画書に示されている複数案から対象計画を策定した経緯については、条例環境影響評価方法書で明らかにすること。

(1) 対象計画策定に関する事項

ア 対象計画策定に当たっては、住宅地への影響や、計画地が面する市道堤根2号線への影響に配

慮し、検討すること。

イ 緑化計画の策定に当たっては、できるだけまとまった緑化地の確保や、緑化地間の連続性を担保するよう検討するとともに、景観上の効果も考慮した樹木の選定や配置を検討すること。

(2) 今後の環境影響評価手続に関する事項

条例環境影響評価方法書等における環境影響評価については、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

また、建替事業であることから、できる限り現状と比較し、わかりやすく示すこと。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過  
平成31年2月21日 環境配慮計画書の受理

2月28日 環境配慮計画書公告、縦覧開始

3月29日 環境配慮計画書縦覧終了、意見書の締切り  
意見書の提出 3名、3通

令和元年5月14日 環境配慮計画見解書の受理

5月21日 環境配慮計画見解書公告、縦覧開始

6月4日 環境配慮計画見解書縦覧終了

6月26日 市長から審議会に環境配慮計画書について諮問

8月21日 審議会から市長に環境配慮計画書について答申

8月28日 環境配慮計画審査書公告  
環境配慮計画策定者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

令和元年6月26日 審議会（現地視察、環境配慮計画書事業者説明及び審議）

8月20日 審議会（環境配慮計画書答申案審議）

川崎市公告第254号

柿生駅前南地区施設建築物建設計画に係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和元年8月28日

川崎市長 福田紀彦

柿生駅前南地区施設建築物建設計画  
に係る条例環境影響評価審査書

令和元年8月

川 崎 市

目 次

はじめに

1 指定開発行為の概要

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

(2) 個別事項

ア 大気質

イ 緑（緑の質、緑の量）

ウ 騒音・振動

エ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発塵土）

オ 景観

カ 日照障害

キ テレビ受信障害

ク 風害

ケ コミュニティ施設

コ 地域交通（交通混雑、交通安全）

サ その他

(3) 環境配慮項目に関する事項

(4) 事後調査に関する事項

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

はじめに

柿生駅前南地区施設建築物建設計画は、柿生駅前南地区市街地再開発準備組合（以下「指定開発行為者」という。）が、麻生区上麻生5丁目の約0.5haの区域において、地上30階（地下1階）建ての商業施設及び共同住宅施設の新設をするものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成31年2月1日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、令和元年8月21日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：柿生駅前南地区市街地再開発準備組合

代表者：理事長 鈴木 澄夫

住 所：川崎市麻生区上麻生5丁目43番18号

- (2) 指定開発行為の名称及び種類  
 名称：柿生駅前南地区施設建築物建設計画  
 種類：高層建築物の新設（第2種行為）  
 住宅団地の新設（第3種行為）  
 （川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の3の項及び4の項に該当）

- (3) 指定開発行為を実施する区域  
 位置：麻生区上麻生5丁目  
 区域面積：約5,170 m<sup>2</sup>  
 用途地域：近隣商業地域

- (4) 計画の概要  
 ア 目的  
 商業施設及び共同住宅施設の新設  
 イ 土地利用計画

土地利用区分	面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)	備 考
計 画 地 区	計画建物	約2,700	約52.2 駐輪場を含む
	緑化地	約540	約10.4
	通路・アプローチ	約1,380	約26.7
	車路	約550	約10.6
	計画地計	約5,170	100.0
関連事業区域面積	約2,949	—	駅前広場 道路拡幅部
合 計	約8,119	—	

注) 四捨五入の関係で、合計値が合わない場合がある。

ウ 建築計画等

項 目	概 要	
主要用途	共同住宅・店舗・駐車場	
建築敷地面積	約5,170m <sup>2</sup>	
建築面積	約2,700m <sup>2</sup>	
建ぺい率	約52%	
延べ面積	約37,500m <sup>2</sup>	
	住 宅	約30,100m <sup>2</sup>
	商 業	約3,300m <sup>2</sup>
	駐車場	約4,100m <sup>2</sup>
容積対象床面積	約25,850m <sup>2</sup>	
容積率	約500%	
建物階数	地上30階、地下1階	
建物高さ	約105m 塔屋等含む最高高さ約110m	
建物構造	高層棟：鉄筋コンクリート造 低層棟：鉄骨造	
駐車場	約134台	
駐輪場	約750台	
緑被率	約15.7%	

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、商業施設及び共同住宅施設の新設であり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

ウ 騒音・振動

(ア) 騒音

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが現況で既に環境保全目標（昼間：60デシベル、夜間：55デシベル）を超えている地点（予測結果の最大値（昼間）：65.5デシベル（現況に対する増加分の最大値0.9デシベル）、予測結果の最大値（夜間）：59.4デシベル（現況に対する増加分の最大値：0.2デシベル））があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振動

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

エ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 産業廃棄物

石綿含有建材等の使用が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(イ) 建設発生土

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

オ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、景観形成方針を踏まえ、市関係部署と協議すること。

カ 日照障害

日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

キ テレビ受信障害

工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ク 風害

防風植栽等の計画に当たっては、防風効果が速やかに発揮できるよう所定の形状、寸法を有した常緑高木を適切に配置するなど、防風対策を確実に実施すること。

ケ コミュニティ施設

児童・生徒数の増加については、義務教育施設の対応が必要なことから、市関係部署へ工期、入居予定状況等について早期に情報を提供すること。

コ 地域交通（交通混雑、交通安全）

(ア) 交通混雑

計画地の南北にある踏切を含む道路区間について、ピーク時間帯の混雑状況を確認し、自動車の滞留長が、計画地北東部及び南東部の交差点にまで影響を及ぼす時間帯がある場合には、工事中及び供用時における関連道路への影響に対する配慮を条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）に示すこと。

(イ) 交通安全

歩行者交通量が多いことから、計画地及びその周辺での主要道路の歩行者交通量や、主な歩行者経路を確認し、各工事段階及び供用時における安全対策を検討し、条例評価書に示すこと。

計画地及び車両ルートが住宅地に近接していること、車両ルートが通学路になっており、歩車分離がされていない部分があることから、交通安全を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

サ その他

風害、日照障害、景観等の観点から、周辺環境への影響の低減と調和に配慮した建物配置や建物形状等とするための検討経過について、できる限り条例評価書に示すこと。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、供用時の「緑の質」及び「風害」を行うとしているが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえて計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えることなどにより、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過  
平成31年2月1日 指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領

2月8日 条例準備書公告、縦覧開始

3月25日 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り

意見書の提出 20名、17通

令和元年5月24日 条例見解書の受領

5月31日 条例見解書公告、縦覧開始

6月14日 条例見解書縦覧終了  
公聴会の開催 なし

7月17日 市長から審議会に条例準備書について諮問

8月21日 審議会から市長に条例準備書について答申

8月28日 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

令和元年7月17日 審議会（現地視察、条例準備書事業者説明及び審議）

8月20日 審議会（条例準備書答申案審議）

川崎市公告第255号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月28日

川崎市長 福田紀彦

## (案件1)

競争入札に付する事項	件 名	かじがや障害者デイサービスセンターほか1か所改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番27号
	履 行 期 限	契約の日から令和2年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年9月25日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	特別養護老人ホームひらまの里給水ポンプその他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間611番地1
	履 行 期 限	契約の日から令和2年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年9月25日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 川崎市公告第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年 8月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市麻生区細山一丁目202番2  
ほか4筆の一部（第1工区）  
1,002平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都渋谷区初台1丁目47番1号  
小田急不動産株式会社  
代表取締役 金子 一郎

## 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：16戸

## 4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年12月11日

川崎市指令 ま宅審（イ）第129号

平成31年3月29日

川崎市指令 ま宅審（イ）第174号（変更）

## 川崎市公告第257号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年 8月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	ガス橋橋りょう長寿命化修繕設計委託
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間378番地先
	履 行 期 限	令和2年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門－鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月1日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	幸区内道路維持（樹・側溝清掃）委託
	履 行 場 所	川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	令和2年3月16日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」、種目「道路清掃」で登録されている者。 (6) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）を受けている者。 (7) バキューム車を保有または調達することが可能な者。	



契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和元年10月1日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市公告第258号

### 入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和元年8月30日

川崎市長 福田 紀 彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 件 名

生田小学校給食室増築工事に伴う給食配膳業務委託

##### (2) 履行場所

川崎市立生田小学校：

川崎市多摩区生田7丁目22番1号

##### (3) 履行期間

令和元年10月1日から令和元年12月23日まで

##### (4) 業務概要

仕様書による

#### 2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たすこと。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、業種「その他」、種目「その他」に登載されていること。

(4) 入札期日において平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

#### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

##### (1) 配布・提出場所

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル5階

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室

長期保全・計画担当

電話番号：044-200-0362

M a i l : 88seibi@city.kawasaki.jp

##### (2) 配布・提出期間

令和元年8月30日(金)から令和元年9月5日(木)までの間、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除き、午前9時から午後5時まで。

##### (3) 提出方法

持参

#### 4 入札説明会及び入札説明書について

##### (1) 入札説明会

特になし。

##### (2) 入札説明書等の閲覧及び配布

この入札に関する説明書及び仕様書は、上記3(1)の場所において3(2)の期間で閲覧することができるほか、希望者には印刷物を配布する。また、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧及びダウンロードをすることができる。

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、かつ提出書類を審査した結果、入札参加資格があると認められた者には、次の日時に川崎市の平成31・32年度業務委託有資格業者へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛てに入札参加資格の確認通知書を送付する。また、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合、(2)により、確認通知書を交付する。

##### (1) 日時

令和元年9月6日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

##### (2) 場所

上記3(1)に同じ

#### 6 質問の受付

(1) 上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者からの質問を受け付ける。提出にあたっては、入札説明書添付の「質問書」の様式によること。

(2) 質問に関しては、令和元年9月6日(金)から9月9日(月)までの間、電子メールまたは土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除き、午前9時から午後5時まで持参により受け付ける。

(3) 電子メールにより質問を送った場合は、電話により併せて連絡すること。

(4) 回答については、令和元年9月12日(木)までに電子メールにより回答する。電子メールアドレスの登録を行っていない者に対しては、FAXにより回答する。ただし、審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者からの質問には回答しない。

#### 7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、入札期日までの間に次のいずれかに該当したときは、この入札に参加することができない。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札手続等

##### (1) 入札方法等

ア 入札金額は税抜きの総価で行う。

イ 入札は所定の入札書をもって行う。入札書を入札件名が記載された封筒に封印し入札すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約額とする。

##### (2) 入札書の提出

ア 入札日時

令和元年9月17日(火)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎15階 第3会議室

##### (3) 開札の日時及び場所

8(2)と同じ

##### (4) 入札保証金

免除とする。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づき作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

##### (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とする。

#### 9 契約の手続等

##### (1) 契約保証金

免除とする。

##### (2) 契約書作成の要否

要

##### (3) 前払金

無

##### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードすることができる。

#### 10 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 関連情報入手するための照会窓口  
3(1)と同じ

### 公 告 ( 調 達 )

#### 川崎市公告(調達)第147号

##### 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

令和元年度介護予防普及啓発DM発送封入封緘業務委託

##### (2) 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市役所健康福祉局保健所健康増進課 ほか

##### (3) 履行期限

契約締結の日から令和2年3月31日(火)まで

##### (4) 業務概要

令和元年度介護予防普及啓発DM発送封入封緘業務  
詳細は「委託仕様書」によります。

#### 2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 過去に本市又は他官公庁において、類似業務の契約実績があること。

### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒212-0013  
川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館12階  
川崎市健康福祉局保健所健康増進課健康づくり係  
高橋  
電 話 044-200-2411 (直通)  
F A X 044-200-3986  
メール 40kenko@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間  
令和元年9月10日(火)から令和元年9月17日(火)までとします。(土・日及び休日を除く毎日8時30分から12時まで及び13時から17時まで)

- (3) 提出方法  
持参とします。

- (4) 提出書類  
ア 一般競争入札参加資格確認申請書  
イ 類似業務実績調書

### 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 交付場所及び問合せ先  
3(1)に同じ
- (2) 交付日時  
令和元年9月19日(木)8時30分から12時まで及び13時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付  
入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。「入札情報かわさき」—「入札情報」の”委託”—「入札公表」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。
- (4) 入札説明会  
実施しません。

### 5 仕様に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ先  
3(1)に同じ
- (2) 問い合わせ期間及び方法  
仕様に関する質問がある場合は、土・日及び休日を除く令和元年9月19日(木)から9月26日(木)の8時30分から12時まで及び13時から17時まで、別紙「令和元年度介護予防普及啓発DM発送封入封緘業務委託に係る質問書」を使用し、指定するFAX

番号又は電子メールにより提出してください。

質問する際には、電子メールの件名は「【問合せ】令和元年度介護予防普及啓発DM発送封入封緘業務委託に係る質問について」とし、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。

### (3) 回答方法

質問に関する回答は、競争参加資格有資格者全員に対し、令和元年9月27日(金)に電子メールにて送付します。ただし、競争参加有資格者以外からの質問については、回答しません。

### 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

### 7 入札手続等

#### (1) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、入札を代理人に委任する場合は、入札書他に、委任状を提出してください。

#### (2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時 令和元年10月2日(水) 午前9時
- イ 入札場所 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館12階  
川崎市健康福祉局 12D会議室

#### (3) 入札書の提出方法

持参とします。

#### (4) 入札保証金

免除

#### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

#### (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

### 8 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免

除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要件

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 契約締結予定日等

ア 契約締結予定日 令和元年10月8日

イ 着手予定日 令和元年10月11日

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(2)の質問書の様式は、川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第148号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

破傷風予防接種業務委託

(2) 履行場所

区役所等市の施設

(3) 履行期間

令和元年10月21日から令和2年3月31日まで

(4) 委託概要

破傷風予防接種に関する業務の詳細は「仕様書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「医療関係業務」、種目「その他の医療関連業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

郵便番号210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎13階

総務企画局人事部職員厚生課

担当 岡田

電話 044-200-2140(直通)

(2) 配布・提出期間

令和元年9月10日(火)から令和元年9月17日(火)

までとします(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。一般競争入札参加資格申請書はインターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(3) 提出方法

持参とします。

4 仕様書の配布期間及び仕様、入札に関する問い合わせ先

(1) 配布場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 配布期間

令和元年9月10日(火)から令和元年9月24日(火)までとします(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。また、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

仕様、入札に関する質問は、令和元年9月10日(火)から令和元年9月24日(火)まで質問書にて受け付けます(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

なお、回答については令和元年9月26日(木)、全社にFAX・メールにて送付します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールのアドレス

を登録している場合には、電子メールにて送付します。

(1) 交付日時

令和元年9月18日(水)

(2) 交付場所

上記3(1)に同じ

6 一般競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 委託業務の総額を入札金額として行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとします。

イ 入札は所定の入札書及び単価契約一覧表(仕様書別紙)をもって行います。入札書及び単価契約一覧表は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

ウ 代理人が出席する場合入札開始前に委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時: 令和元年10月3日(木) 午前10時

イ 場所: 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル6階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格の無いものを行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加資格者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第149号

調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

VD I 用画面キャプチャ制御ソフトウェアの賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎

(3) 履行期間

令和元年11月1日から令和6年10月31日まで

(4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

(第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部システム管理課

担当 松井、坂本

電 話 044-200-2057

F A X 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

令和元年9月10日(火)から令和元年9月17日(火)までとします。(土曜日・日曜日・休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

## (3) 提出方法

持参に限る。

## 4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

## (1) 場所

3(1)に同じ

## (2) 日時

令和元年9月20日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

## (3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和元年9月10日(火)から令和元年9月17日(火)まで縦覧に供します。(土曜日・日曜日・休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

## 5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

## (1) 日時

令和元年9月20日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

## (2) 場所

3(1)に同じ

## 6 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和元年9月20日(金)から令和元年9月26日(木)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。(土曜日・日曜日・休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

なお、回答については令和元年10月1日(火)、全社にFAXもしくはメールにて送付します。

## 7 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

## 8 入札の手続等

## (1) 入札方法

リース総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

## ア 日時

令和元年10月4日(金)14時

## イ 場所

川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

## (3) 入札保証金

免除とします。

## (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

## 9 契約の手続等

## (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

## (2) 契約書作成の要否

必要とします。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

## 10 その他

## (1) 詳細は、入札説明書によります。

## (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

## (3) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

### 川崎市公告(調達)第150号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

川崎市市税システム再構築・運用保守業務委託

##### (2) 履行場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階ほか

##### (3) 履行期間

契約締結日から令和14年12月31日まで

##### (4) 委託概要

市税システム再構築業務及び運用保守業務

詳細は調達仕様書によります。

##### (5) 入札方法

価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する入札をいう。以下同じ。)により行います。

##### (6) 混合入札

この入札は、単体企業と川崎市市税システム再構築・運用保守業務共同企業体取扱要綱(以下「共同企業体要綱」という。)に規定する共同企業体との混合入札により行います。

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者(共同企業体においては、特に定める場合を除き、共同企業体を構成する全ての構成員)は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づく資格停止を受けていないこと。

(3) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止を受けていないこと。

(4) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」種目「システム・ソフト開発」に記載されていること。ただし、共同企業体の構成員で「その他付帯する業務」を担当する者においてはこれを要せず、業種「その

他業務」種目「その他」に記載されていることを要す。なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種・種目に記載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和元年9月18日(水)までに行うこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

(7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に関する入札に参加しようとする者等であること。

(8) 政令指定都市において、市税システムの導入実績を複数有しており、現に稼働している実績があることを証明した者であること。なお、共同企業体による提案を行う場合は、共同企業体を構成する事業者の実績を合算して複数の導入実績を有すれば参加要件を満たすこととする。

#### 3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

##### (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0006

川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部税制課事務改善担当

電話：044-200-3874(直通)

FAX：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問合せ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

##### (2) 配布・提出期間

令和元年9月10日(火)から令和元年9月18日(水)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。

なお、入札参加申込書及び申込みに必要な添付書類の様式は、次のホームページからダウンロード

することができます。http://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000109248.html

(3) 提出物

- ア 入札参加申込書
- イ 2(8)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)
- ウ 委任状(共同企業体の場合)
- エ 共同企業体協定書(共同企業体の場合)
- オ 共同企業体編成表(共同企業体の場合)

(4) 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)とします。ただし、郵送とする場合、提出期限は3(2)によらず、令和元年9月17日(火)必着とします。

(5) その他

- ア 提出された入札参加申込書等は返却しません。
- イ 提出された入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。
- ウ 入札参加申込書等に関する問合せ先は、3(1)の場所とします。

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

5 入札説明書等の閲覧及び交付

入札参加申込書を提出した者は、本市による提出物・資格等の簡易審査を受けた上で、入札説明書及びCD-ROM(以下「入札説明書等」という。)について、3(1)の場所において3(2)の期間に無償で交付を受けることができます。また、入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間縦覧に供します。

なお、交付した入札説明書等は、後日回収いたしますので、交付と引き換えに身分及び連絡先のわかるもの(名刺等)を提出していただきます。

6 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、本市による一般競争入札参加資格の審査の上、令和元年9月27日(金)に3(1)の場所で入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、そのアドレス(共同企業体の場合は代表者のアドレス)あてに令和元年9月27日(金)までに入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 技術提案書の各評価項目において無関係の記載な

ど不適切な内容を記載したとき。

8 入札の手続等

(1) 提出書類

次の書類を提出してください。なお、詳細は入札説明書によります。

- ア 技術提案書等
- イ 入札書等

(2) 提出書類の提出方法

提出に際しては、8(1)アの技術提案書と8(1)イの入札書等を必ず同時に提出すること。

ア 持参による場合

(ア) 提出場所

3(1)と同じ

(イ) 提出期間

令和元年9月27日(金)から令和元年10月25日(金)まで(土、日、休日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は提出できないことがあるので注意してください。

イ 郵送による場合

(ア) 提出場所

3(1)と同じ

(イ) 提出期限

令和元年10月24日(木)必着

(ウ) その他

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便(一般書留又は簡易書留)により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話により連絡してください。

(3) 開札の日時及び場所

令和元年11月26日(火)の午前10時に3(1)の場所において開札します。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札金額

入札金額については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(6) 入札及び開札に関する事項

入札及び開札への立会いは不要です。

(7) 落札者の決定方法

本件は、総合評価一般競争入札によるものとし、



落札者決定基準に基づいて、提案内容の評価に関わる点数と入札価格の評価による点数を合計し、合計点の最も高い者を落札者と決定します。ただし、合計点が最も高い者であっても、予定価格（税抜き）を超える入札をした者は落札者となりませんので注意してください。

なお、落札とすべき合計点の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きによって落札者を定めます。この場合において、該当する入札参加者は、くじを引くことを辞退することができません。くじ引きの実施については、電話により連絡します。

さらに、落札者となるべき者の入札価格が極めて低い場合には、当該入札者に照会することがあります。照会の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格（税抜き）の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち合計点の最も高い者を落札者とすることがあります。

#### (8) 落札者決定基準

落札者決定基準は次のホームページで公表します。  
<http://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000109248.html>

#### (9) 再度入札の実施

開札の結果、予定価格（税抜き）の制限の範囲内の入札書を提出した者がいない場合は、翌開札日の午前10時に再度入札を行います。ただし、「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者は除きます。

なお、再度入札の実施にあたっては、電話により連絡します。

#### (10) 審査結果の公表等

落札結果については、川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年規則第92号）第11条により川崎市公報において公告します。

また、落札者その他入札参加者に対し、その結果を通知します。

審査結果については、川崎市ホームページ上で公表します。

#### (11) 審査結果に関する疑義照会

自らの評価について疑義がある場合は、川崎市財政局税務部税制課所定の様式により、疑義照会を行うことができます。

##### ア 場所

3(1)と同じ

##### イ 期限

落札者等の決定に関する通知を受けた日から起算して2営業日以内

##### ウ 照会方法

持参とします。

#### (12) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格を有しない者の入札、入札参加申込書等に虚偽の記載をした者の入札、技術提案書の提出のない者の入札、入札の条件に違反した入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

イ 6に基づき確認通知を受けた者であっても、入札時点において2の競争入札参加資格を有しない者は、入札参加資格を有しない者に該当します。

#### (13) 総合評価審査委員会委員等への接触の禁止

この入札に関して、入札参加者が総合評価審査委員会委員及び総合評価審査員と不当に接触することを禁止します。

#### 9 契約の手続き等

##### (1) 契約保証金

契約を締結する者は、規則第32条の規定による契約保証金として契約金額の10%を納入しなければなりません。ただし、規則第33条に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

##### (2) 契約書作成

ア 契約書は、2通作成し、本市と契約の相手方が各1通を保管します。

イ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とします。

ウ 契約事務受任者が契約の相手方とともに契約書に記名しかつ押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 10 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加資格者指名停止等要綱・運用指針に基づく指名停止を行うことがあります。

(4) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

#### 11 Summary

(1) Services to be Issued:

Restructuring and Operation and Maintenance of the Tax system. Tasks shall include Design, Development, Operational Testing, Data Transfer, Configuration Setup, System Operation, System Maintenance, etc. Task details are described in the procurement specification.

(2) Date and time of tender:

a Direct Delivery

16:00 October 25, 2019

b Postal Delivery

October 24, 2019

c The language and currency used for the contract application is limited to the Japanese language and the Japanese currency.

(3) For Further Inquiry, Please Contact:

Office Improvement Unit

Tax System Division

Taxation Department

Finance Bureau

Kawasaki Miyuki Building 5F, 1-8-9 Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki City, Kanagawa 210-0006 Japan

TEL: 044-200-3874 FAX: 044-200-3906

E-mail: 23zeisei@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第151号

総合評価一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 件名 令和元年度路面下空洞調査業務委託

(2) 履行場所 川崎市内

(3) 履行期間 契約日から令和2年1月31日まで

(4) 業務概要 本業務は、路面下空洞探査車等を使用して、路面下の空洞状況を把握することにより、安全で円滑な交通を確保するための道路の維持管理に資することを目的として実施するものである。

2 競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建設コンサルタント」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加申込書の配布及び提出

総合評価一般競争入札に参加を希望するものは、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク 17階

建設緑政局道路管理部路政課 担当 守屋

電話 044-200-2813

FAX 044-200-3978

E-mail 53rosei@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年9月10日(火)から9月17日(火)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く)

(3) 提出方法

持参

4 確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、登録しているメールアドレスに、確認通知書を令和元年9月19日(木)までに送付します。なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

入札説明書等は3(1)の場所において令和元年9月10日(火)から9月17日(火)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く))まで縦覧に供するとともに、川崎市財政局契約課のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので、御注意ください。

ア 質問書の提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の提出期間

令和元年9月19日(木)から9月25日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く)

ウ 質問書の提出方法

持参

(2) 回答

- ア 回答日  
令和元年9月27日(金)
- イ 回答方法  
回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を登録しているメールアドレスに送付します。なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。  
なお、回答後の再質問は受付しません。

- 6 入札参加資格の喪失  
入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法  
郵送又は持参
- (2) 技術資料及び入札(見積)書の提出日時・場所  
令和元年10月3日(木)午後5時  
提出場所 3(1)と同じ
- (3) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手続等
- (1) 契約保証金  
契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。  
また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

- 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市財政局契約課のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 本案件は、総合評価一般競争入札の簡易型を採用します。
- (2) 評価基準や技術資料の提出方法等の詳細については、本件の「総合評価一般競争入札説明書」に定めるところによるものとします。
- (3) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得、路面下空洞調査業務委託総合評価一般競争入札要綱等の定めるところによります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ

**税 公 告**

**川崎市税公告第69号**

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月16日

川崎市長 福田紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分以降	令和元年9月2日 (7月随時分)	計80件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	令和元年9月2日 (7月随時分)	計6件
平成31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	7月随時分以降	令和元年9月2日 (7月随時分)	計3件
平成31年度	軽自動車税	7月随時分	令和元年9月2日 (7月随時分)	計5件

(別紙省略)

**川崎市税公告第70号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月16日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第71号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第72号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第73号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月23日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第74号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月23日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第75号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月23日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第76号**

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月29日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	令和元年9月10日	計28件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	令和元年9月10日	計11件
平成31年度 (平成29年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	令和元年9月10日	計1件
平成31年度 (平成28年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	令和元年9月10日	計1件
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	令和元年9月10日	計1件
平成30年度	市民税・県民税 (普通徴収)	3月随時分	令和元年9月10日	計1件
平成31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	令和元年9月10日	計3件
平成31年度	固定資産税都 市計画税 (土地・家屋)	5月随時分	令和元年9月10日	計1件
平成31年度	市民税 (法人)	5月分	令和元年9月10日	計1件
平成31年度	軽自動車税	全期分	令和元年9月10日	計168件

(別紙省略)

## 上 下 水 道 局 告 示

### 川崎市上下水道局告示第14号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和元年8月20日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

令和元年9月1日から

令和6年7月31日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 1096

商号又は名称 都市拡業株式会社

営業所所在地 横浜市南区三春台25番地

代表者氏名 田尻 恵保

指 定 番 号 1097

商号又は名称 トムズ設計部

営業所所在地 横浜市戸塚区上矢部町1808番地1  
ファミリーヴィレッジ7号

代表者氏名 毛家村 穰

指 定 番 号 1098

商号又は名称 旭化成ライフライン株式会社神奈川  
事業所

営業所所在地 横浜市鶴見区鶴見中央3-2-3  
ナイスアーバン鶴見中央201

代表者氏名 須永 伸吾

指 定 番 号 1099

商号又は名称 有限会社横宮商会

営業所所在地 横浜市都筑区南山田町4136番地13

代表者氏名 宮台 昌夫

指 定 番 号 1100

商号又は名称 前田興業株式会社

営業所所在地 多摩区宿原原3丁目16番66号

代表者氏名 前田 穰治

川崎市上下水道局告示第15号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

令和元年8月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 番 号 第1687号

氏名又は名称 山田設備工業所
住 所 相模原市南区相南1丁目2番60号
代表者氏名 山田 賢太郎
指 定 年 月 日 令和元年8月22日

2 指 定 番 号 第1688号

氏名又は名称 日本リニューアル株式会社
住 所 埼玉県新座市野寺2丁目8番48号
代表者氏名 工藤 秀明
指 定 年 月 日 令和元年8月22日

川崎市上下水道局告示第16号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

令和元年8月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指 定 番 号 第180号

氏名又は名称 有限会社大坂設備
住 所 川崎市宮前区平6丁目4番48号
代表者氏名 (新)大坂 順一
(旧)大坂 延男
変更年月日 令和元年7月1日

2 指 定 番 号 第487号

(案件1)

氏名又は名称 株式会社昭和工業
住 所 横浜市戸塚区戸塚町4668番地
代表者氏名 (新)齋藤 芳宏
(旧)齋藤 芳憲
変更年月日 令和元年5月31日

3 指 定 番 号 第1259号

氏名又は名称 株式会社ライフサポート
住 所 (新)東京都渋谷区大山町45番18号
代々木上原ウエストビル3階
(旧)東京都渋谷区渋谷2丁目1番12号東京セントラル宮益坂上7階
代表者氏名 田辺 功
変更年月日 令和元年7月2日

4 指 定 番 号 第1546号

氏名又は名称 横浜エンジニアリング株式会社
住 所 (新)横浜市都筑区東山田4丁目11番27号
(旧)横浜市都筑区東山田4丁目38番14号
代表者氏名 岡崎 洋政
変更年月日 令和元年6月3日

5 指 定 番 号 第1591号

氏名又は名称 さわやか水道サービス
住 所 (新)横浜市都筑区中川1丁目17番21-205号
(旧)横浜市都筑区牛久保2丁目25番6号ジュネスピアA棟202
代表者氏名 稲垣 和也
変更年月日 令和元年7月5日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第29号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月20日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

Table with 2 columns: Item Name, Details. Includes '競争入札に付する事項' and '参加資格'.

参加資格	(4) 平成16年4月1日以降に、下水道管路内における光ファイバケーブル布設に伴う実施設計業務の元請履行実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。 ア 総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和元年9月10日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	光ネットワーク整備実施設計委託その6
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1ほか
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。 (4) 平成16年4月1日以降に建築電気設備の実実施設計業務の元請履行実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。 ア 総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年9月12日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度 麻生区下水枝線実施設計委託第8号
	履行場所	川崎市麻生区地内
	履行期限	契約の日から令和2年8月31日まで

参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成26年度以降に契約した耐震実施設計(レベル1)委託業務を含む、下水道管きよの新設・詳細設計(開削工法)および新築・詳細設計(推進工法)における実施設計委託業務の実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又はRCCM(下水道)のいずれかを有する者</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	令和元年9月10日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度 雨水区画割平面図及び流量計算表作成業務委託
	履行場所	川崎市麻生区地内
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成16年度以降に、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、50ha以上の下水道整備計画業務(基本設計を含む。)の元請としての履行完了実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)又は上下水道部門技術士(下水道)の資格を有する者を配置できること。</p> <p>なお、業務責任者と照査技術者は兼務できない。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和元年9月10日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	



## 川崎市上下水道局公告第30号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月20日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生・等々力下水圧送管その17工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区王禅寺、宮前区潮見台地内
	履 行 期 限	契約の日から265日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月17日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	鷺沼地区下水枝線第1号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区鷺沼1丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から245日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。</p>	

参 加 資 格	<p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和元年9月17日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	久末地区ほか下水枝線第4号工事
	履行場所	川崎市高津区久末、麻生区多摩美1丁目地内ほか
	履行期限	契約の日から135日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>	
入札日時等	令和元年9月10日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度 川崎・幸区 水道施設等緊急修理工事（下期 単価契約）
	履 行 場 所	水道施設管理箇所一円
	履 行 期 限	令和元年10月1日から令和2年4月30日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 川崎市川崎区又は幸区内に本社を有すること。</p> <p>カ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されている者。</p> <p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月10日 午後5時（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度 中原・高津・宮前区 水道施設等緊急修理工事（下期 単価契約）
	履 行 場 所	水道施設管理箇所一円
	履 行 期 限	令和元年10月1日から令和2年4月30日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p>	

参 加 資 格	<p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 川崎市中原区、高津区又は宮前区内に本社を有すること。</p> <p>カ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されている者。</p> <p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「水道施設」)を専任で配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和元年9月10日 午後5時(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度 多摩・麻生区 水道施設等緊急修理工事(下期 単価契約)
	履行場所	水道施設管理箇所一円
	履行期限	令和元年10月1日から令和2年4月30日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 川崎市多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>カ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されている者。</p> <p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参 加 資 格	<p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「水道施設」)を専任で配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	令和元年9月10日 午後5時(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件7)

競争入札に付する事項	件 名	平間配水所 電話交換機設備改良工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間1668番地(平間配水所内)ほか
	履 行 期 限	契約の日から150日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」種目「電話設備」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気通信」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2100</p>	
入札日時等	令和元年9月11日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	長沢浄水場 排水処理施設加圧脱水機ベルトコンベア修理工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年9月11日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係 (明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	長沢浄水場 排水処理施設圧力水ポンプほか修理工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月6日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年9月11日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係 (明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第31号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

競争入札に付する事項	件 名	災害対策用応急給水袋 (10リットル・6リットル) 令和元年度購入分
	履 行 場 所	川崎市幸区鹿島田1030-2 幸区災害用給水資器材格納庫 ほか
	履 行 期 限	令和元年12月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」、種目「その他」に記載されていること。 (6) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091	
入札日時等	令和元年9月24日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 川崎市上下水道局公告第32号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度南部下水管内管きよ清掃委託その2
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和元年12月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者。	

参加資格	(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能な者。 (8) 管きょ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。 ア 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者 なお、上記アとイは兼任できるものとします。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和元年9月24日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度梶ヶ谷地区取付管調査委託
	履行場所	川崎市高津区地内
	履行期限	契約の日から125日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」に登載されていること。 (4) 平成26年度以降に契約した既設管実態調査委託の元請履行完了実績をTECRIS等により確認できること。ただし、当該実績を有しない場合には管径250～700mmの下水道本管内を調査可能な機器を自社で所有し、「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士（調査部門）」のいずれかの資格を有する者を配置できること。 (5) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年9月19日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	



## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度西部下水管内管きよ清掃委託その2
	履 行 場 所	川崎市宮前区、多摩区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能な者。</p> <p>(8) 管きよ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。</p> <p>ア 産業洗浄技能士（高压洗浄作業）の技能検定合格者</p> <p>イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者</p> <p>なお、上記アとイは兼任できるものとします。</p>	
契約条項を 示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和元年9月19日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。</p>	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度 中原区下水枝線実施設計委託第41号
	履 行 場 所	川崎市中原区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されていること。</p> <p>(4) 平成26年度以降に契約した耐震実施設計（レベル1）委託業務を含む、下水道管きよの改築・更新に係る基本設計又は詳細設計の実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士（上下水道-下水道）の資格を有する者</p>	

参加資格	イ 業務責任者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者として、総合技術監理部門技術士（上下水道一下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和元年9月19日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第33号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度西部下水管内管きよ緊急補修第2号工事
	履行場所	川崎市宮前区地内
	履行期限	契約の日から令和2年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月17日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	江川雨水貯留管ゴンドラ設備整備工事
	履 行 場 所	川崎市中原区井田1-35-1
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月27日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年9月18日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 上下水道局公告(調達)

### 川崎市上下水道局公告(調達)第8号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 等々力水処理センター建設機械その67  
工事

(2) 履行場所 川崎市中原区宮内3-22-1

(3) 履行期限 令和4年3月15日

#### (4) 工事概要

ア 6系反応タンク設備(担体利用酸素循環式硝化脱窒法) 製作・据付 1式

イ 6系返送・余剰汚泥引抜設備

製作・据付 1式

ウ その他工事(配管工事ほか)

1式

#### (5) 総合評価採用理由

本工事は、技術的な工夫の余地が小さい工事であり、また、施工の確実性を確保するために、入札参加者の施工能力、信頼性・社会性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められることから、総合評価一般競争入札(特別簡易型)を採用します。

(6) 予定価格(税抜) 未定

(7) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。
  - (4) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
  - (5) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - (6) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。  
 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です(9(3)及び12(2)を必ずお読みください。)。
  - (7) 計画汚水量26,000m<sup>3</sup>/日以上<sup>1</sup>の下水道施設(終末処理場)における、反応タンク設備(担体利用高度処理方式)の製作及び据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。)  
 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。  
 ※平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に登録されていない者(現在登録されているが当該業種で登録されていない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式を持参の上、資格審査申請を令和元年9月17日(火)までに行ってください(競争入札参加資格審査申請についての問い合わせ先は下記3(2)と同じです。)  
 ※配置予定技術者は恒常的な雇用関係にあることを要します。
- 3 設計図書類の取得
- 本案件は、設計図書の電子化実施対象案件です。設計図書については、「入札情報かわさき」の入札公表(上下水道局)からダウンロードできます。  
 また、本工事の設計図書類を次により縦覧に供します。
- (1) 縦覧期間 令和元年9月10日(火)から9月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時

- から午後5時まで)
  - (2) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係  
 川崎市川崎区宮本町1番地  
 明治安田生命ビル13階  
 電話044-200-2100
- 4 一般競争入札参加申込書等の提出
- (1) 提出書類
    - ア 一般競争入札参加申込書  
 (「入札情報かわさき」の入札公表(上下水道局)からダウンロードできます。)
    - イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類
    - ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
    - エ 営業所における専任技術者証明書(市内業者の場合に限る。)  
 (川崎市ホームページ「入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中の「専任技術者証明書」を提出してください。)
  - (2) 提出方法及び提出先  
 上記(1)ア～エについては、電子入札システムにより提出してください。詳細については、「入札情報かわさき」の「電子入札」に掲載している川崎市電子入札運用基準の中の「入札参加申込について」を必ず御覧ください。
  - (3) 提出期間  
 令和元年9月10日(火)から9月20日(金)の午前8時～午後8時
  - (4) 紙入札による場合
    - ア 上記(1)アについては、持参により上記3(2)に提出してください。  
 また、その場合「紙入札方式参加届出書」(「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中の「紙入札方式参加届出書」)も併せて提出してください。
    - イ 上記(1)イ～エについては、持参又は郵送により上記3(2)に提出してください。
    - ウ 提出期間はいずれも上記3(1)と同じ。(提出期間内必着)
- 5 仕様書等の積算に関する質問・回答
- (1) 質問  
 次により仕様書等の積算内容に関してのみ、質問ができます。  
 (入札参加資格等に関する質問は、上記3(2)にお問合せください。)

入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

質問は、電子入札システムにより提出してください。質問入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 入力・提出期間

「入札公表詳細」による。

※ ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(2)に、入力・提出期間の最終日午後3時までで持参してください(持参については市役所開庁時間に限る。)。なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合は、ダウンロードした質問書(紙媒体)と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください(どちらか一方の場合には、質問受付をいたしません。)

(2) 回答

ア 回答日 「入札公表詳細」による。

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。閲覧又は取得方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲載している「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

なお、回答後の再質問については受付をいたしません。

6 入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確

認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、質問回答日に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書及び積算内訳書の提出

電子入札システムによる。ただし、電子入札システムによりがたい者は、紙入札方式で入札予定日時に上記3(2)に持参又は郵送してください。

入札額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、入札、再度入札の際に提出してください。

積算内訳書の書式は確認通知書受信後に取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中の「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和元年10月21日(月)  
午後4時

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和元年10月21日(月)  
午後5時

(イ) 入札書の提出場所 上記3(2)と同じ

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和元年10月21日(月)  
必着

(イ) 入札書の提出先 上記3(2)と同じ

(2) 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出

「総合評価落札方式評価項目算定資料」(以下「算定資料」という。)は、上記3(2)に令和元年10月21日(月)午後5時(必着)までに提出してください。提出方法は原則郵送等によるものとします。持参の場合は8(2)イによるものとします。

ア 郵送等

期日までに到着するように、書留郵便等配達記録が残る方法で送付してください。

また、送付後に財政局契約課建築契約係(電話044-200-2100)に郵送提出した旨の連絡をお願いします。

送付先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所財政局資産管理部契約課建築契約係

※ 封筒には「総合評価落札方式評価項目算定資料在中(工事件名)」と大きく書いてください。

イ 持参

持参により提出する場合は、事前に契約課建築契約係(電話044-200-2100)に電話連絡の上、提出日時の指定を受けてください。事前に連絡がないもの、指定した日時以外に持参したものについては提出を認めません。

※ 持参の場合、封筒に算定資料を封入の上、提出することとします。封筒には「総合評価落札方式評価項目算定資料在中(工事件名)」と大きく書いてください。

ウ 算定資料

入札説明書別表1「総合評価落札方式評価項目算定資料」のとおり。

「算定資料」の様式は「入札公表詳細」から取得できます。

エ 提出された「算定資料」は返却しません。

9 総合評価落札方式の評価方法

(1) 評価項目の評価区分及び配点について

入札説明書別表2「総合評価落札方式技術評価項目配点表(以下「配点表」という。)」のとおり。

(2) 技術評価点の算出について

ア 本工事の入札参加資格を満たし、且つ提出された「算定資料」において評価基準に「無効」の項目がない者に標準点として100点を与えます。

イ 提出された「算定資料」について、「配点表」に基づき審査し、次の算式により求められた加算点と上記の標準点との合計を技術評価点とします。

$$\begin{aligned} \text{加算点} &= (\text{入札参加者の得点合計} / \\ &\quad \text{評価項目の配点合計}) \times \text{設定加算点} \\ \text{技術評価点} &= \text{標準点} + \text{加算点} \end{aligned}$$

(3) 配置予定技術者の実績について

本件においては、配置予定技術者に係る同種工事の施工実績(6-1号様式)について、技術者が工期の途中で交代した工事であっても、その理由が工場から現地へ工事の現場が移行し、据付工事に着手するためであったことが判断できる場合に限り、本件の評価対象として認め、配点表に基づき評価します。

(4) 審査方法について

審査の経緯は、原則として非公開とします。なお、

審査の過程において、提案内容に対するヒアリングを行う場合があります。実施する場合のみ該当者に連絡します。

10 開札予定日時及び場所

- (1) 開札予定日時 令和元年10月31日(木)午前10時
- (2) 開札場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課建築契約係

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内の金額で入札した者のうち、次の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。また、最も高い者が複数ある場合には、くじにより落札候補者を決定します。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 100,000,000$$

※小数点第5位以下切捨て

- (2) 当該落札候補者について上記2に示した条件を満たしているかどうかの最終的な資格審査を実施し、その者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行の確保についての適否を判断し、落札者として決定します。これら審査等の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは、当該入札を無効とし、順次、総合評価点の高い入札者について、必要に応じて、同様の審査等を実施し落札者を決定します。

なお、調査基準価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきに掲げている「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

※平成31年4月1日から「川崎市総合評価一般競争入札実施要綱」を改正し、総合評価点の算出方法を見直しましたので、御注意ください。

- (3) 類似工事施工等実績確認(申請)書等の提出  
落札候補者は類似工事施工等実績確認(申請)書の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に、財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、「類似工事施工等実績確認(申請)書」(「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の中の下水道局「入札参加手続関係」の中の「類似工事施工等実績確認(申請)書」から取得してください。)と工事実績を確認できる書類を工事担当課(下水道局下水道部施設課 川崎市役所第2庁舎4階 電話044(200)2898)に持参し、確認を受けてください。工事実績を確認できる書類としては、上記2(7)の条件を満たす事項を確認することができ

る契約履行証明書、契約書・協定書・設計書等の写し(契約内容に変更があった場合は最終変更まで確認できるもの)・コリンズ登録データ(竣工時データ)等が必要になります。なお、これらの書類においては、上記2(7)の条件を満たしていることだけでなく、受注から完工までを確認できることが必要です。

(4) 落札者の決定にあたっては、川崎市上下水道局総合評価審査委員会の審議を経て決定します。

(5) 入札の無効

ア 川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 「算定資料」及び積算内訳書の提出がない者又は不備がある者の入札はこれを無効とします。

ウ 「算定資料」による評価で、一項目でも「無効」に該当するものがあった者の入札はこれを無効とします。(技術評価点は計算せず、落札者としません。)

(6) 本工事の設計書に係る積算内容の閲覧場所は、第2庁舎2階設計書閲覧室、疑義申立て先は、工事担当課(上下水道局下水道部施設課 第2庁舎4階 電話044-200-2898)です。

※ 積算疑義申立て制度の詳細については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「契約関係規定」の中の「上下水道局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続取扱要領」を御覧ください。

(7) 評価結果等の公表

落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、「入札情報かわさき」にて公表します。

公表された自らの評価結果について疑義がある場合は、公表された日から起算して2日以内に所定の様式(様式第9号)により照会することができます。

12 加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応

(1) 本工事の請負人が技術評価点において加算点を得た評価項目の一部又は全部について、工事の完成検査の結果、加算点を得るに至った評価区分の基準を満たしておらず、その責が請負人にあると認められる場合には、工事成績評定点の減点対象とします。

(2) 契約後に、建設業法に抵触しない範囲で、工事担当課と協議の上、技術者の変更が認められた場合は、変更後の技術者を評価対象として総合評価点を再計算します。この結果、入札時に比して当該評価点が下がった場合、原則として工事成績評定点の減点対象となります。

(3) 入札参加者が提出した「算定資料」に虚偽の記載等、明らかに悪質な行為があったと認められる場合

には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき指名停止等の適切な措置を講じます。

13 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、低入札価格調査を行った契約については、契約保証金10%を30%に加増します。

(3) 前払金 入札公表詳細を参照のこと。

この工事は中間前払金の適用工事です。詳しくは、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「契約関係規定」の中の「川崎市公共工事の前払金に関する規則」、上下水道局「契約関係規定」の中の「川崎市上下水道局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

14 特定工事請負契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約(公契約)に該当します。

特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。

特定工事請負契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際は十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び「入札情報かわさき」の「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引(上下水道局)」を御覧ください。

15 下請負人の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者と1次下請契約を締結した場合は、契約違反となりますので御注意ください。

※ 平成31年4月1日から、制限の対象を1次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

16 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記3(2)と同じ
- (3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、上記3(2)にて閲覧できます。
- (4) 指定様式について  
指定様式については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の入札公表詳細からダウンロードができます。ダウンロードすることができない者については上記3(2)にて配布いたします。
- (5) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (6) 落札者及び入札者の評価結果等については、落札者の決定後、「入札情報かわさき」で公表します。
- (7) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。
- (8) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事に該当するかについては、「入札公表詳細」を御覧ください。
- (9) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。
- 【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱(下請等の禁止)
- 第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。
- (10) 契約締結後、当該工事の施工にあたっては、建設業退職金共済制度の履行が必要となります。
- (11) この工事は、消費税及び地方消費税の税率10%が適用されます。
- (12) 改元日以後、「平成」と表記されている年又は年度は、「令和」に読み替えてください。
- 17 Summary
- (1) Subject matter of the contract:  
Phase67-Mechanical Construction of Todoroki Wastewater Treatment Center.
- (2) Time-limit for tender(electronic tender system):4:00 p.m 21 October 2019

- (3) Time-limit for tender(direct delivery):5:00 p.m 21 October 2019
- (4) Deadline for tender (by registered mail):21 October 2019
- (5) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
Asset Maintenance Department  
Finance Bureau  
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577 Japan  
TEL:044-200-2100
- 18 入札説明書の交付について  
本工事に係る入札説明書は「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」に掲載するほか、上記3(1)の期間に上記3(2)の場所で配布します。

---

**交 通 局 規 程**

---

**川崎市交通局規程第2号**

川崎市交通局外国人向けICカード取扱規程を次のように定める。

令和元年8月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局外国人向けICカード取扱規程  
目次

- 第1章 総則(第1条~第7条)
- 第2章 外国人向けカード
  - 第1節 発売(第8条~第10条)
  - 第2節 運賃(第11条)
  - 第3節 効力(第12条~第15条)
  - 第4節 障害返金(第16条・第17条)
- 第3章 企画乗車券
  - 第1節 発売(第18条~第20条)
  - 第2節 運賃(第21条)
  - 第3節 効力(第22条~第25条)
  - 第4節 障害返金(第26条・第27条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、川崎市交通局(以下「局」という。)における、局が定める外国人向けICカード(川崎市交通局ICカード取扱規程(平成19年交通局規程第6号。以下「ICカード取扱規程」という。)に定めるICカードを除く。以下同じ。)による訪日外国人旅



客（以下「旅客」という。）の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 局において旅客の運送等を行う外国人向けICカードは、次の各号のとおりとする。

- (1) 株式会社パスモが発行する「PASMO PASSPORT」
- (2) 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード

東日本旅客鉄道株式会社が発行する  
「Welcome Suica」

- 2 前項のICカードによる旅客の運送等については、この規程の定めるところによる。
  - 3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号のICカードにおいては、第16条に規定する障害返金の返金は行わない。
  - 4 この規程に定めのない事項については、法令、局が定める運送約款（以下「運送約款」という。）、外国人向けICカード発行事業者が定める外国人向けICカード取扱規則（以下「IC発行事業者規則」という。）及びこの規程に対する特約等の定めるところによる。なお、ICカードによる旅客の運送等について、運送約款等と異なる取扱いの場合は、この規程が優先する。
- （用語の定義）

第3条 この規程における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「IC発行事業者」とは、株式会社パスモ及び東日本旅客鉄道株式会社をいう。
- (2) 「IC発売事業者」とは、IC発行事業者が定める外国人向けICカードを発売する事業者をいう。
- (3) 「IC取扱事業者」とは、PASMO PASSPORT取扱規則で定める事業者をいう。
- (4) 「IC鉄道事業者」とは、IC取扱事業者のうち、鉄道事業者をいう。
- (5) 「ICバス事業者」とは、IC取扱事業者のうち、バス事業者をいう。
- (6) 「SF」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、外国人向けICカードに記録された金銭的価値をいう。
- (7) 「大人用外国人向けICカード」とは、専ら大人の旅客の使用に供する大人運賃を適用する外国人向けICカードをいう。
- (8) 「小児用外国人向けICカード」とは、専ら小児の旅客の使用に供する小児運賃を適用する外国人向けICカードをいう。
- (9) 「企画乗車券」とは、IC発行事業者が外国人向けICカードの媒体を用いて発売する乗車券をいう。
- (10) 「チャージ」とは、外国人向けICカードに入金

することをいう。

- (11) 「レファレンスペーパー」とは、外国人向けICカードの登録情報が確認できる案内票をいう。
  - (12) 「バスリーダー・ライター（以下「バスR/W」という。）」とは、外国人向けICカードへの情報書込み又は外国人向けICカードからの情報読取りを行う装置をいう。
  - (13) 「IC運賃」とは、普通旅客運賃のうち、1枚のICカードで運賃全額を一度に支払う場合に適用する運賃をいう。
  - (14) 「現金運賃」とは、普通旅客運賃のうち、運賃の支払いに現金又は回数券を含む場合に適用する運賃をいう。
- （契約の成立及び適用規定）

第4条 外国人向けICカードによる旅客運送の契約は、バスR/Wで乗車処理を受けたときに旅客と局の間において成立する。

- 2 前項の規定にかかわらず、企画乗車券の運送契約は、その企画乗車券を発売したときに成立する。
  - 3 第1項及び前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めがない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。
- （有効期限）

第5条 外国人向けICカードのSFは、IC発行事業者の定める有効期限を超えて使用することはできない。

（使用方法及び制限事項）

- 第6条 外国人向けICカードを使用して乗車するときには乗車処理が必要な場合は、バスR/Wで乗車処理を行い、降車するときには降車処理が必要な場合は、バスR/Wで降車処理を行い、乗車処理及び降車処理が必要な場合は、乗車時にバスR/Wで乗車処理を行うとともに、降車時に同一のICカードによりバスR/Wで降車処理を行わなければならない。
- 2 外国人向けICカードを使用して乗車するときは、常にレファレンスペーパーを携帯するものとし、乗務員等からの請求があるときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければならない。
  - 3 運賃支払時に、SF残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金又は局が別に定める方法で運賃を支払う。
  - 4 外国人向けICカードのSFでは、回数乗車券、定期乗車券及び局が別に定める乗車券等との引換えはできない。
  - 5 10円未満のSFは、IC運賃を適用する場合を除き、旅客運賃等に充当することはできない。
  - 6 前条に定める有効期限を超えた外国人向けICカードは、チャージすることができない。
  - 7 IC発行事業者規則の定めにより有効期限内であつ

ても、12歳となる年度の3月31日を超えた旅客が、小児用外国人向けICカードを使用することはできない。

8 偽造、変造若しくは不正に作成された外国人向けICカード、SF又は企画乗車券の機能を使用することはできない。

(制限又は停止)

第7条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、第16条に規定する障害返金の取り扱い箇所、時間又は方法の制限若しくは停止をすることができる。

2 前項の規定による制限又は停止に対し、局はその責めを負わない。

## 第2章 外国人向けICカード

### 第1節 発売

(発売)

第8条 外国人向けICカードは、IC発売事業者の定める駅等で発売する。

(チャージ)

第9条 外国人向けICカードは、IC発行事業者規則の定めるところにより、外国人向けICカードを処理する機器でチャージすることができる。

(SF残額の確認)

第10条 外国人向けICカードのSF残額は、外国人向けICカードを処理する機器で確認することができる。

2 外国人向けICカードのSF残額履歴の表示又は印字は、IC発行事業者規則の定めるところにより、外国人向けICカードを処理する機器で行うことができる。ただし、第2条第1項第2号に定める外国人向けICカードのSF残額履歴の表示又は印字は、最近のSF残額履歴から20件までとし、次の各号に定める場合は、表示又は印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

### 第2節 運賃

(IC運賃の減額)

第11条 旅客が、外国人向けICカードのSFを使用して乗車する場合、運賃支払時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額する。ただし、小児用外国人向けICカードにあっては、小児普通旅客運賃1名分を減額する。

2 前項の規定による運賃支払い以外の場合は、乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に、内容に応じた運賃を減額することができる。

3 第6条第3項による場合は、現金運賃を適用し、外国人向けICカードで減額した金額との差額を現金又は局が別に定める方法により支払う。

### 第3節 効力

(効力)

第12条 外国人向けICカードにより乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。
- (2) 乗車後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いをしない。

(レファレンスペーパーの再印字)

第13条 レファレンスペーパーの記載事項が不明となったとき又は紛失等したときは、速やかに当該外国人向けICカードを局に呈示して、レファレンスペーパーの再印字を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第14条 外国人向けICカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった外国人向けICカードの取扱いはIC発行事業者規則又は局の定めるところによる。

- (1) 乗車処理後の外国人向けICカードを他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 外国人向けICカードを使用資格者以外の者が使用した場合
- (3) 使用資格を偽って購入した外国人向けICカードを使用した場合
- (4) 局の運送約款等に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (5) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

- (1) 偽造、変造又は不正に作成された外国人向けICカード若しくはSFを使用した場合
- (2) 旅客の故意又は重大な過失により、外国人向けICカードが障害状態になったと認められる場合  
(不正使用に対する旅客運賃及び割増運賃の收受)

第15条 前条の規定に該当した場合は、運送約款の定めるところにより、現金運賃に基づいた普通旅客運賃及び割増運賃を收受する。

### 第4節 障害返金

(障害返金)

第16条 外国人向けICカードの障害返金の取扱いは、IC発行事業者規則の定めるところにより行う。

2 企画乗車券が付加された外国人向けICカードの障害返金の取扱いを行う場合は、企画乗車券が付加された外国人向けICカード及びレファレンスペーパーを呈示したときに、障害返金整理票を発行する。ただし、返金する当日において企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることができる。

3 企画乗車券が付加された外国人向けICカードの障害返金の申し出を受け付けた後は、これを取り消すこ

とはできない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず障害返金の取扱いを行わない。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意又は重大な過失により企画乗車券が付加された外国人向け I C カードが障害状態となったと認められ、第14条第2項第2号により無効となった場合

(免責事項)

第17条 この規程に定めがない外国人向け I C カードを媒体としたサービス（局が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、局はその責めを負わない。

### 第3章 企画乗車券

#### 第1節 発売

(発売)

第18条 企画乗車券は、I C 発売事業者の定める事業者の駅等で発売する。

(チャージ)

第19条 企画乗車券が付加された外国人向け I C カードは、I C 発行业者規則の定めるところにより、外国人向け I C カードを処理する機器でチャージすることができる。

(S F 残額の確認)

第20条 企画乗車券が付加された外国人向け I C カードの S F 残額は、I C カードを処理する機器で確認することができる。

2 企画乗車券が付加された外国人向け I C カードの S F 残額履歴の表示又は印字は、I C 発行业者規則の定めるところにより、外国人向け I C カードを処理する機器で行うことができる。ただし、第2条第1項第2号に定める外国人向け I C カードの S F 残額履歴の表示又は印字は、最近の S F 残額履歴から20件までとし、次の各号に定める場合は、表示又は印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていない S F 残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴

#### 第2節 運賃

(I C 運賃の減額)

第21条 S F をチャージした有効期間内の企画乗車券が付加された外国人向け I C カードを使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗越し）として取り扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を減額する。

2 有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅

客運賃相当額を減額する。

3 第6条第3項による場合は、現金運賃を適用し、外国人向け I C カードで減額した金額との差額を現金又は局が別に定める方法により支払う。

### 第3節 効力

(効力)

第22条 企画乗車券が付加された外国人向け I C カードは、運送約款等の定めるところにより取り扱う。

2 S F をチャージした企画乗車券が付加された外国人向け I C カードを、企画乗車券の区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第12条の規定を準用する。

(レファレンスペーパー)

第23条 外国人向け I C カードに企画乗車券を発売した時に発行されるレファレンスペーパーを携帯しなければならない。

2 前項のレファレンスペーパーは、企画乗車券としての効力はない。

3 企画乗車券の障害又は機器の故障により企画乗車券が使用できなくなった場合、局が認めたときに当該企画乗車券とレファレンスペーパーを呈示することにより乗車することができる。

4 レファレンスペーパーの記載事項が不明になったとき又は紛失等したときは、速やかに当該外国人向け I C カードを局に呈示して、レファレンスペーパーの再印字を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第24条 企画乗車券が付加された外国人向け I C カードは、次の各号のいずれかに該当する場合、無効とする。この場合、無効となった企画乗車券の取扱いは、I C 発行业者規則又は局の定めるところによる。

(1) 使用開始後の企画乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

(2) 取扱区間外の区間を乗車し、乗務員等の承諾を受けずに降車した場合

(3) 企画乗車券の情報が記載されたレファレンスペーパーを携帯せずに乗車した場合又は携帯するレファレンスペーパーの記載事項が不明な場合

(4) 使用資格を偽って購入した外国人向け I C カードを使用した場合

(5) レファレンスペーパーの印字内容をぬり消し又は改変して使用した場合

(6) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

(1) 偽造、変造又は不正に作成された企画乗車券が付加された外国人向け I C カード若しくはその S F を使用した場合

(2) 旅客の故意又は重大な過失により、企画乗車券が付加された外国人向けICカードが障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃及び割増運賃の收受)

第25条 前条の規定に該当し使用した場合は、運送約款の定めるところにより、現金運賃に基づいた普通旅客運賃及び割増運賃を收受する。

第4節 障害返金

(障害返金)

第26条 企画乗車券が付加された外国人向けICカードについて第16条第2項の取扱い後、企画乗車券の有効期間が終了していない場合は、当該企画乗車券の発売事業者の駅等にて、発行事業者規則の定めるところにより行う。

(免責事項)

第27条 紛失した企画乗車券を付加した外国人向けICカードの障害やSFの使用等で生じた旅客の損害については、局はその責めを負わない。

2 この規程に定めがない企画乗車券を媒体としたサービス(局が提供するものを除く。)に関して生じた使用者の損害等については、局はその責めを負わない。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

川崎市交通局規程第3号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年8月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和29年交通部規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「という。)」の次に「及び川崎市交通局外国人向けICカード取扱規程(令和元年交通局規程第2号。以下「外国人ICカード取扱規程」という。)」を加える。

第22条第1項中「記名式」を「ICカード取扱規程第3条第7号に規定する」に改める。

第30条第2項中「取扱規程」の次に「及び外国人ICカード取扱規程」を加える。

第31条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

2 次に掲げる乗車券は、ICカード取扱規程第2条第1項第1号及び第2号に規定するICカード並びに外国人ICカード取扱規程第2条第1項第1号及び第2号に規定するICカードを媒体としてのみ発売するも

のとする。

1日乗車券

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

川崎市交通局規程第4号

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年8月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

川崎市交通局ICカード取扱規程の一部を改正する規程

川崎市交通局ICカード取扱規程(平成19年交通局規程第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ICカード」の次に「(川崎市交通局外国人向けICカード取扱規程(令和元年交通局規程第2号)に定めるICカードを除く。以下同じ。)」を加える。

第2条第3項中「第1項に規定する」を「第1項の」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「意義」を「定義」に改める。

第5条第4項中「SFを使用して」を「SFでは、」に、「その他」を「、その他」に改める。

第10条中「により、営業所等」を削る。

第12条第2項ただし書中「掲げるものについて」を「定める場合は」に改める。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第17号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月21日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

上平間営業所整備場棟改築衛生その他設備工事

(2) 履行期間

契約の日から令和2年10月30日まで

(3) 履行場所

川崎市中原区上平間1140番地

(4) 工事概要

上平間営業所整備場棟改築に伴う機械設備工事を行う。

ア 衛生器具設備

1式

イ	給水設備	1式
ウ	排水設備	1式
エ	換気設備	1式
オ	車両整備用機器設備	1式
カ	給油設備	1式
キ	撤去工事	1式

＜参考＞建物概要

主用途	自動車修理工場
構造	鉄骨造
階数	地上2階
建築面積	935.96㎡
延べ面積	1079.67㎡

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。
- (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。
- (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（第3号様式）（交通局所定の様式）を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
- (9) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（第3号様式）（交通局所定の様式）を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
- (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。

3 入札参加申込書等の提出方法・期間

(1) 入札参加申込に必要な書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類
- ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- エ 営業所における専任技術者証明書（交通局所定の様式）（市内業者の場合に限る。）
- オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者指定通知書及び川崎市排水設備指定工事店証の写し  
※一般競争入札参加資格確認申請書は、市ホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリンク」（以下「案件固有書類へのリンク」）からダウンロードもできます。  
※専任技術者証明書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(2) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階  
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係  
電話 044-200-2100

(3) 提出期間

令和元年8月21日から令和元年8月27日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 設計図書類の取得

本案件は、設計図書の電子化実施対象案件です。設計図書については、下記6の確認通知書とともに、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者は、令和元年9月2日の9時から16時までの間に財政局資産管理部契約課（建築契約係）に下記6の確認通知書及び電子媒体（CD-R）を持参し、設計図書の引渡しを受けてください。

5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者には

FAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書を御覧ください。

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書の提出方法

郵便（簡易書留又は一般書留）により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について（お知らせ）」を御覧ください。また、入札額に相当する積算額が記載されている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する際に添付いたします。

ア 期限

令和元年9月20日 必着

イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

(2) 開札の日時

令和元年9月25日 午前10時00分

(3) 開札の場所

財政局資産管理部契約課建築契約係  
(明治安田生命ビル13階)

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者につきましては、財政局資産管理部契約課（建築契約係 044-200-2100）に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

(3) 入札の無効

ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合はこれを無効とします。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

(設計図書の電子化実施対象案件を除く)

(4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課（まちづくり局施設整備部機械設備担当（川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階）電話044-200-2986）です。

※積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類

(1) 配置予定技術者届（第1号様式その1）（交通局所定の様式）

(2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証（両面）」及び「監理技術者講習修了証（両面）」の写し

※同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書（第2号様式）（交通局所定の様式）

※配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し）

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写

し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

エ その他雇用関係が確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえませんが。）

※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

(4) 下請契約に関する誓約書（第3号様式）（交通局所定の様式）

本工事を一般建設業の許可を受けている者が受注する場合、下請契約の請負金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となることは、法令上認められていません。

※下請契約に関する誓約書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

※特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。

※請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は不要です。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券（振替債を除く。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を

もって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

(3) 前払金 必須

この工事は中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

12 下請負人の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者を下請負人とした場合は、契約違反となる場合がありますので御注意ください。

※平成31年4月1日から、制限の対象を1次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

13 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。

(4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。

(5) 関連する「上平間営業所整備場棟改築その他工事」が入札不調となった場合は、本工事の入札を中止します。また、関連する「上平間営業所整備場棟改築その他工事」の落札者が決定していない場合は、落札者が決定した後に本工事の契約を締結します。

(6) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粹】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（下請等の禁止）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

(7) この工事は、消費税及び地方消費税の税率10%が適用されます。

- (8) 改元日以後、「平成」と表記されている年又は年度は、「令和」に読み替えてください。

**川崎市交通局公告第18号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月23日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

**1 一般競争入札に付する事項**

- (1) 件名  
市バス安全・安心フェスタ2019開催に係るイベント用品設営等業務委託
- (2) 履行場所  
飛鳥ドライビングカレッジ川崎  
(川崎市川崎区下並木97番地)
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和元年10月18日まで
- (4) 業務概要  
仕様書のとおり

**2 一般競争入札参加資格**

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「イベント」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 平成26年4月1日以降に、本市又は他官公庁が発注したイベント設営業務の契約実績があること。

**3 一般競争入札参加に必要な手続**

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル9階  
企画管理部経理課 契約担当 原田  
電話 044-200-3228
- (2) 提出期間  
令和元年8月23日から令和元年8月30日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- (3) 提出方法  
持参

**4 入札説明書の入手方法**

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

**5 一般競争入札参加資格確認の通知**

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和元年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

**6 仕様に関する問い合わせ先**

自動車部管理課 営業企画担当 那須  
電話 044-200-2491

**7 一般競争入札参加資格の喪失**

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

**8 入札の手続等**

**(1) 入札方法**

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

**(2) 入札・開札の日時及び場所**

ア 日時 令和元年9月13日 午前11時00分  
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

**(3) 入札書の提出方法**

持参

**(4) 入札保証金**

免除

**(5) 落札者の決定方法**

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

**(6) 入札の無効**

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

**9 契約の手続等**

次により、契約を締結します。

**(1) 契約保証金**

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

**(2) 契約書作成の要否**

必要

**10 その他**



- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

#### 川崎市交通局公告第19号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年 8月23日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び予定数量  
尿素水 (A d B l u e) 10月～3月分 (単価契約)
- (2) 購入物品の特質等  
仕様書によります。
- (3) 納入場所  
上平間営業所、塩浜営業所、井田営業所、鷲ヶ峰営業所、菅生営業所
- (4) 納入期間  
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市における平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「薬品」、種目「化学工業薬品」で登録されていること。
- (3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。（「市内」又は「準市内」に登録されていること。）
- (4) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

#### 3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。同申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 吉村  
電話 044-200-3228

#### (2) 提出期間

令和元年8月23日から令和元年8月30日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

#### (3) 提出方法

持参

#### 4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

#### 5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和元年9月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

#### 6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 朝生  
電話 044-200-3241

#### 7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

##### (1) 入札方法

この入札による契約は単価契約ですが、入札は1リットル当たりの単価に予定数量を乗じた総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和元年9月13日 午後2時00分  
イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

##### (3) 入札書の提出方法

持参

##### (4) 入札保証金

免除

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつ

て有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第20号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年 8月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

ドライブレコーダー購入

(2) 履行場所

交通局が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

(4) 物品の特質等

仕様書で定めるとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市【製造の請負・物品の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」ランク「A」又は「B」、種目「自動車用品」で登録されている

こと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成30年4月1日以降、国内の乗合バス又は貸切バス事業者への本調達物品と同等物品の納入実績を有し、現在も使用されていること。

(5) 仕様書のとおり納入できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 原田

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

令和元年8月27日から令和元年9月4日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和元年9月13日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部 安全・サービス課 亀山

電話 044-200-3208

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を

除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 令和元年9月27日 午前11時00分  
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第21号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月29日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

バッテリー(210H52・75D23R)購入(単価契約)

(2) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 納入期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

(4) 購入物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における平成31・32年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」で登録されていること。

(3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。

(「市内」又は「準市内」に登録されていること。)

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 吉村

電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市ホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和元年8月29日から令和元年9月9日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市ホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和元年9月18日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 伊藤

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

この入札に付する契約は単価契約ですが、落札の決定は、品目ごとの単価と予定数量を乗じて求めた小計を足し合わせた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和元年9月25日 午前10時00分  
イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。  
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第22号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

タイヤ(245・275)購入(単価契約)

(2) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 納入期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

(4) 購入物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「タイヤ」で登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」に格付けされていること。

(3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。

(「市内」又は「準市内」に登録されていること。)

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 吉村

電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和元年8月29日から令和元年9月9日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

#### 4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

#### 5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者にはその結果を令和元年9月18日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

#### 6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 伊藤  
電話 044-200-3241

#### 7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

##### (1) 入札方法

この入札に付する契約は単価契約ですが、落札の決定は、品目ごとの単価と予定数量を乗じて求めた小計を足し合わせた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和元年9月25日 午前11時  
イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

##### (3) 入札書の提出方法

持参

##### (4) 入札保証金

免除

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

##### (2) 契約書作成の要否

必要

#### 10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

## 病 院 局 公 告

### 川崎市病院局公告第18号

#### 入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月19日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

#### 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午

後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口には回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用するハイビジョン対応耳鼻咽喉内視鏡ビデオシステムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年8月19日から令和元年8月23日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年8月30日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する電気メスの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年8月19日から令和元年8月23日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年8月30日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する皮膚灌流圧測定装置の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年8月19日から令和元年8月23日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年8月30日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件4)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する尿管鏡ファイバーの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年8月19日から令和元年8月23日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年8月30日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告第19号・案件1と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件名	病院事業会計財務会計システムバージョンアップに係るサーバ機器及びソフトウェア等の調達
	履行場所	川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル7階(病院局)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「コンピュータ」 種目「一」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年8月19日から令和元年8月23日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年8月30日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## 川崎市病院局公告第19号

## 入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月19日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

## 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口で回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札



情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、

最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院尿管鏡ファイバー保守業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1（川崎市立井田病院）
	履行期限	令和元年10月1日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療関連業務」 種目「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和元年8月19日から令和元年8月23日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年8月30日 午前10時00分 ※川崎市病院局公告第18号・案件4と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第20号

公募型プロポーザル実施の公告

川崎市看護職員募集に係るパンフレット等作製業務委託の業者選定に関する公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和元年8月19日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 委託名、委託内容及び履行期限、特記事項

(1) 業務委託の名称

川崎市看護職員募集に係るパンフレット等作製業務委託

(2) 委託内容

川崎市看護職員募集に係るパンフレット等作製業務

(3) 履行期限

令和元年12月27日までに作製・納品すること。

(4) 特記事項

最優秀提案者と協議の上、契約を締結します。

2 提案書提出者の資格

次の全てを満たしていること。

(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和

63年9月1日63川財工第166号)による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市業務委託有資格業者名簿の当該契約に対応するとして定めた業種「その他業務」・種目「広告代理店」又は「印刷物のデザイン」について登録されている者。

(4) 職員募集に関するホームページやパンフレット等、広告物の作製を平成27年4月1日以降に実施していること。

3 受託者を特定するための項目

提案項目	提案に当たっての注意点
1 実施体制 スケジュール案	・本業務を遂行する人員(専任・兼任の別を明記)と執行体制を記載してください。・本業務の進め方、スケジュール、進行管理をどのように実施していくかを記載してください。
2 基本方針との整合性	・仕様書の基本方針を踏まえて、企画案の特色、コンセプト等を記載してください。なお、成果物の主な配布対象者は看護学生になります。
3 デザイン案	・仕様書等を踏まえて、それぞれのデザイン案と簡単な説明を記載してください。複数案提示可。・パンフレットについては、表紙を含めた仕上がりイメージがわかるデザイン案、全体の構成・配置案を示してください。写真・文字情報はダミーで構いません。ページ抜粋可。・パンフレットをクリアファイルにセットした時のイメージがわかるデザイン案をA4サイズで作製してください。
4 過去の実績	・平成27年4月1日以降に作製した職員募集に関する広告物の実績を全て記載してください。(契約年、病院・企業名、作製した広告物など)・過去に作製した広告物の主要部分の写しを記載してください。・どのようなコンセプトで作製したか簡潔に記載してください。
5 見積額	・見積金額は消費税抜きで3,300,000円以内とします。また、内訳についても添付してください。

4 本市の担当部課

川崎市病院局総務部庶務課

5 プロポーザル参加意向申出書(第3号様式)の提出期限、場所及び方法

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおりプロポーザル参加意向申出書(第3号様式)及び実績を証する書類(契約書の写し等)を提出して下さい。

提出期間:令和元年8月19日(月)~26日(月)(土日を除く)

(受付時間 8:30~12:00 13:00~17:15)

提出場所:川崎市病院局総務部庶務課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

提出方法:持参により提出して下さい。

6 プロポーザル関係書類提出要請書(第2号様式)の交付時期、場所及び方法

プロポーザル参加意向申出書(第3号様式)等を提出した者のうち、前述「2 提案書提出者の資格」に適合した者に、次のとおりプロポーザル関係書類提出要請書(第2号様式)を交付します。

交付時期:令和元年8月29日(木)頃

交付方法:メールにより送付します。

7 提案書(第1号様式)等の提出期限、場所及び方法  
プロポーザル関係書類提出要請書(第2号様式)の交付を受けた者は、次のとおり提案書(第1号様式)等を提出して下さい。

提出期限:令和元年9月13日(金)17時15分必着

提出場所:川崎市病院局総務部庶務課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

提出方法:持参により提出して下さい。

- 提出書類:
- ①提案書等(A4サイズ30枚(片面)以内) 7部
  - ②パンフレット見本誌(紙質は問いません。) 7部
  - ③見積書 1部  
(見積金額は消費税抜きで3,300,000円以内とします。また、内訳についても添付して下さい。)
  - ④事業者の概要がわかる資料(会社概要等) 7部

8 要請手続において使用する言語及び通貨

言語:業務に必要な場合を除き、日本語を使用します。

通貨:業務に必要な場合を除き、日本国通貨を使用します。

9 契約書作成の要否

選考された最優秀提案者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結し契約書を作成します。協議にあたっては、見積り金額の内訳についても確認させていただきます。

10 関連情報の入手方法等

(1) 質問方法

仕様等に関する質問がある場合は、令和元年8月26日(月)までに、質問内容を記した文書を添付して、メールを送信して下さい。なお、質問には適

宜回答する予定ですが、必ず質問書に記載して提出してください。

質問書の様式は問いませんが、Microsoft word形式の文書を使用して下さい。

【宛先】病院局総務部庶務課 菅原

アドレス 83syomu@city.kawasaki.jp

(2) 質問への回答について

令和元年8月29日(木)までに、質問内容と回答をまとめた同一の資料を、辞退者を除く全ての提案者宛てにメールで送付します。

11 プレゼンテーションについて

(1) 開催予定日時

令和元年9月17日(火)～26日(木)のうち4の担当部課が指定する日時

※各事業者の時間割りにについては、参加する提案者が確定した後、速やかにお知らせ致します。

(2) 開催場所

川崎市病院局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

(3) 持ち時間

質疑応答を含めて1社20分以内。

プロポーザル資料の説明を10分程度で行ってください。プレゼンテーション後、約10分間質疑応答を行います。(状況により変更が生じることがあります。)

なお、プロジェクター等機材の使用はできませんが、記載内容の全部又は一部を拡大したパネルやボードを使用することは可能です。

(4) 出席者

各者4名以内

12 その他

(1) 提案を辞退される場合について

諸般の事情によりプロポーザルを辞退される場合は、9月4日(水)17時15分までに辞退届(様式自由)を提出願います。

(2) 受託者の選定について

川崎市看護職員募集に係るパンフレット等作製業務委託プロポーザル評価委員会にて審査し、結果通知書をプレゼンテーションに参加した全ての提案者に送付します。

(3) 提案に関する費用

提案者の負担とさせていただきます。

(4) 選考結果について

選考後、1週間以内に参加者に結果を通知します。

(5) 提案の取消について

最優秀提案者と選定された後であっても、川崎市暴力団排除条例及び神奈川県暴力団排除条例に該当

すると判明したときは提案を無効とします。

川崎市病院局公告第21号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月21日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(以下「建築契約係」といいます。)

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話044-200-2100

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受け付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申

込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係  
(川崎市川崎区宮本町1番地)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契

約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。詳細については、各案件の「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院ケアセンター外壁塗装及び屋上防水改修工事
	履行場所	川崎市中原区井田2丁目27番1号
	契約期間	契約の日から令和2年3月13日まで
競争参加資格	(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(病院局所定の様式)を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(病院局所定の様式)を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (10) 外壁複合改修工法(ピンネット工法)の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。	
申込締切日	令和元年8月30日(金)まで受付けます。	
予定価格	公表しません。	
入札保証金	免除とします。	
最低制限価格	設定します。	
郵便入札締切日	令和元年9月26日(木)必着	
開札日	令和元年9月30日(月)午前10時00分	

## 川崎市病院局公告第22号

## 入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年8月26日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

## 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参

加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口には回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

## (案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する電子カルテワゴンの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和元年9月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「文具・事務機器」 種目 「事務用機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年8月26日から令和元年9月2日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年9月10日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院及び井田病院で使用する下半期給食用米穀の単価契約
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院) 川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「食料品」 種目 「食料品」
	地域区分	「市内」、「準市内」
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年8月26日から令和元年9月2日まで受付けます。	
納品予定米の提案期間	令和元年8月26日から令和元年9月2日まで受付けます。(提案については、川崎市立川崎病院にて提案し、審査を受けてください。)	
提案に対する回答	令和元年9月6日までに適宜通知します。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年9月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
その他	仕様書に記載されている予定数量は、発注が予想される見込数量であり、発注を約束するものではありません。	

**病 院 局 公 告 ( 調 達 )****川崎市病院局公告(調達)第11号**

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条

の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年9月10日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

## 1 物品及び役務の名称

「川崎病院で使用する超電導磁気共鳴診断装置の調達」

「川崎病院超電導磁気共鳴診断装置保守業務委託」

合併入札

## 2 契約事務担当部局の名称及び所在地

- 病院局経営企画室契約担当  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和元年8月5日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
シーメンスヘルスケア株式会社 横浜営業所  
営業所長 嵯峨井 真也  
横浜市神奈川区沢渡1番地2 菱興新高島台ビル
- 5 落札金額  
173,525,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条柱書に規定する、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。

## 川崎市病院局公告(調達)第12号

## 入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

## 1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。  
病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)
- (3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。  
(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)
- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することがあります。
- (5) 本書に示された諸手続きで期間が定められている

- 場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。
- 2 競争参加の申込み及び競争参加資格について
- (1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。
- (2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
- ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- ウ 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- (3) 「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。
- (4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- 3 仕様等に関する問合せの方法について  
仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- 4 商品説明書について  
競争参加者は、別紙の案件ごとの定めた期間に、納入を予定する物品の商品説明書をそれぞれ3部ずつ病院局契約担当窓口へ提出してください。商品説明書の構成は次のとおりとします。ただし、次のうち(3)(4)(5)(6)を取りまとめた作成、又は(3)(4)(5)(6)を(1)に含めた作成は可とします。
- (1) 提案書(応札機種リスト・応札する商品のカタログを含む。)

- (2) 応札仕様書（入札仕様書と対比させて作成のこと。）
  - (3) 設置条件に関する資料
  - (4) 納入に要する期間に関する資料
  - (5) 消耗品に関する資料
  - (6) 保守及び障害支援体制に関する資料
  - (7) 出庫証明書又は販売店若しくは代理店であることを証する書面
  - (8) 定価証明書（単価のほか、総価を示すもの）
  - (9) 見本 各商品につきMサイズ1着
- 5 入札及び開札について
- (1) 入札及び開札の日時・場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
  - (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とし、その者は競争参加資格確認通知書を必ず持参するものとします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
  - (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当

- に御相談ください。
- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。  
 なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。
  - (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- 6 契約の締結について
- 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。
- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
  - (2) 前払金の適用はありません。
  - (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院コメディカル用白衣賃貸借（基本単価契約）
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から令和6年3月31日まで （5年間の長期継続契約）
競争参加資格	名簿の登録	業種 「リース」
	その他	医療法施行規則第9条の14に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。 (1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し (2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面 ア 洗濯施設の所在地その他医療法施行規則第9条の14に規定する処理能力を証明する書面 イ 運搬方法、洗濯物の処理の方法、洗濯施設の清潔保持の方法を記載した標準作業書 ウ 業務の管理体制を記載した業務案内書 エ 業務上必要な研修実施調書
競争参加の申込	令和元年9月10日から令和元年9月18日まで受け付けます。	
商品説明書	商品説明書の提出期限は、令和元年9月10日から令和元年9月18日までとします。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年10月4日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室



郵便による 入札書の提出	提出期限	令和元年10月2日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
入札保証金	免除します。	
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	1 Nature and quantity of product to be purchased: Medical staff's Uniforms to use at Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. October 4, 2019 3 Time-limit for tender by mail: October 2, 2019 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)	

## 消 防 局 公 告

### 川崎市消防局公告第5号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和元年8月21日

川崎市消防長 原 悟 志

訓練	日 時	令和元年9月1日（日） 10時00分 ～ 12時15分
	場 所	多摩区布田23番1号 川崎市立下布田小学校
	消防隊数	消防隊等 1 隊 計 1 隊
	日 時	令和元年9月13日（金）10時10分～ 10時45分
	場 所	川崎区大師河原1丁目1番1号 川崎大師平間寺自動車交通安全祈禱殿
	消防隊数	消防隊6 隊 救急隊3 隊 計 9 隊

## 教 育 委 員 会 告 示

### 川崎市教育委員会告示第9号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

令和元年8月19日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和元年8月25日（日）10時00分から
- 2 場 所 川崎市総合教育センター 第1研修室
- 3 議 事
  - 議案第28号 令和2年度使用小学校教科用図書の採択について
  - 議案第29号 令和2年度使用中学校教科用図書の採択について
  - 議案第30号 令和2年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について
  - 議案第31号 令和2年度使用高等学校教科用図書の採択について
  - 議案第32号 令和2年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科書）
  - 議案第33号 令和2年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書）

議案第34号 令和2年度使用特別支援学校小中学  
部及び小中学校特別支援学級教科用  
図書の採択について(学校教育法附  
則第9条教科用図書)

議案第35号 令和2年度使用特別支援学校高等部  
教科用図書の採択について(学校教  
育法附則第9条教科用図書)

#### 川崎市教育委員会告示第10号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和元年8月20日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

1 日 時 令和元年8月27日(火)14時00分から

2 場 所 教育文化会館 第6会議室

3 議 事

議案第36号 教育委員会の権限に属する事務の管  
理及び執行状況に係る点検及び評価  
に係る報告書(平成30年度版)につ  
いて

議案第37号 地方教育行政の組織及び運営に関す  
る法律第29条の規定に基づく意見聴  
取について

4 その他報告等

### 監 査 公 表

1 川監公第4号

令和元年8月23日

川崎市職員措置請求について(公表)

令和元年6月26日付けをもって受理した標記の請求に  
ついて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第  
4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に  
対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

監査の結果

[請求内容]

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員殿

2019 (令和元) 年6月26日

請求人

住所 川崎市川崎区砂子1丁目10番地2  
ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所内  
氏名 かわさき市民オンブズマン  
代表幹事 川口 洋一  
同 篠原 義仁

住所 (省略)  
氏名 天野 捷一

住所 (省略)  
氏名 山本 太三雄

住所 (省略)  
氏名 矢沢 美也

第1 請求の要旨

川崎市監査委員が、川崎市長及び関係職員に対し、以下の必要な措置を講ずるよう  
に勧告することを求める。  
1 川崎市は東洋・あおみ・不動テトラ共同企業体との間で平成30年6月27日に  
締結した工事請負契約に基づく契約金額17億9280万0000円の支払いをし  
てはならないという措置  
2 川崎市は東亜・みらい・本間共同企業体との間で平成30年6月27日に締結し  
た工事請負契約に基づく契約金額19億3901万04000円の支払いをしてはな

(別紙)

31川監第358号  
令和元年8月23日

かわさき市民オンブズマン  
代表幹事 川口 洋一 様  
同 篠原 義仁 様  
天野 捷一 様  
山本 太三雄 様  
矢沢 美也 様

川崎市監査委員 寺岡 章二  
同 植村 京子  
同 嶋崎 嘉夫  
同 沼沢 和明

川崎市職員措置請求について (通知)

令和元年6月26日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和  
22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、そ  
の結果を次のとおり通知します。

息などの健康被害が広がり多くの犠牲者を生み、「川崎公害」として大きな問題となった。その後、海外での製造などに中心を移した企業は、臨海部の事業所・工場を閉鎖、売却したため、現在は新たな埋立てよりも再開発事業が進められている。

また、川崎市の港湾計画では市民ゴミの処理場が必要なため、浮島では清掃工場や処分場のため埋立てが行われ、新たな処分地として東扇島堀込部が確保されていた。

平成29年10月に「軽易な変更」として港湾計画を変更して東扇島堀込部(川崎市川崎区東扇島所在)の埋立て(以下、「本件事業」という。)の目的に、増加するコンテナ貨物に加えて、不足する倉庫用地の確保を加え、浸漬土の有効活用を除いた(資料1)。

その後、平成30年3月1日に公有水面埋立免許取得、平成30年3月20日にJ.R.東海との基本協定を締結(資料2)、平成30年6月4日より議会から順次議決を得て、下記の工事の契約を始めた。

(2) 概要

本件事業は、J.R.東海との基本協定に基づき、リニア中央新幹線工事による建設発生土を埋立用材として受入れ、海面埋立による土地造成を行う工事である(資料3)。

埋立面積は約12.5ヘクタール、埋立土量は約140万立米が予定されている。12.5ヘクタールの内、港湾関連用地として9.1ヘクタール、埠頭用地として3.4ヘクタールが割り当てられている。港湾関連用地の主な用途は、貨物保管用地(モータープール等)、物流関連用地(新規企業立地等)とされており、埠頭用地の主な用途はコンテナ関連用地(空バンプール等)とされている。

概算事業費は約240億円である。

事業推進にあたっての課題として、

① 逼迫する土地需要に対応した早期の土地造成

② 埋立用材の安定確保、資金調達

の2点が挙げられている。

2 工事の必要がない

本事業については、川崎市は以下のような必要性を主張するが、実質的に見て必要性が認められる点はひとつもない。したがって、本件事業は全く必要のない事業である。

(1) 川崎市の主張する必要性

川崎市の説明する本事業の必要性は次の3つである。

らないという措置

3 川崎市は東亜・みらい共同企業体との間で平成30年10月19日に締結した工事請負契約に基づく契約金額13億745万3600円の支払いをしてはならないという措置

4 川崎市は東亜・不動産トラ共同企業体との間で平成30年12月18日に締結した工事請負契約に基づく契約金額8億592万60312円の支払いをしてはならないという措置

5 川崎市はJFE エンジンアリング株式会社との間で平成30年12月18日に締結した工事請負契約に基づく契約金額16億923万6000円の支払いをしてはならないという措置

6 川崎市は東亜建設工業株式会社との間で平成30年6月1日に締結した委託契約に基づく契約金額3億1212万0000円の支払いをしてはならないという措置

7 川崎市は東亜建設工業株式会社との間で平成30年12月17日に締結した委託契約に基づく契約金額5153万5537円の支払いをしてはならないという措置

8 川崎市はポートコンсалタル株式会社との間で平成30年12月12日に締結した委託契約に基づく契約金額607万3056円の支払いをしてはならないという措置

9 川崎市は東亜建設工業株式会社との間で平成31年4月1日に締結した委託契約に基づく契約金額6億4020万0000円の支払いをしてはならないという措置

10 仮に上記各契約に基づく支払いが既に執行されれば、川崎市長は、上記各契約相手、及び関係職員に対して執行済みの代金に相当する損害の賠償を請求すべきこと

第2 請求の理由

1 本件埋立工事

(1) 経緯

川崎市は、平成26年11月に港湾計画を発表し、そこには東扇島堀込部(当時13.1ヘクタール)を埋立てる計画が盛り込まれた。川崎の臨海部は1913年の川崎区南渡田町から始まり、1975年の浮島1期地区まで25回にわたって海面埋立てが行われ、造成面積は2,076万3,000㎡に達する。

現在も浮島2期工事が進められているが、この工事は1995年に始められたものであり、20年余りにわたって新たな臨海部での埋立工事は行われていない。

川崎市臨海部は高度経済成長期を中心に海面の埋立てが行われ、ここに石油、ガスの精製・製造やその供給企業、自動車などの関連企業が進出し、京浜工業地帯の一部を形成した。一方で、工場の排煙やクルマの排ガスによる気管支ぜん

## ア コンテナ関連用地が不足する

川崎市は、川崎港は国際コンテナ戦略港湾になっているとしてコンテナ取扱量が急増し5年間で約3倍に増加していることを前提として、今後も増加が想定されるため、コンテナ関連用地が不足すると主張している。

## イ 完成自動車用地の拡充

川崎市は、近年、完成自動車の輸出が堅調に推移していることから、増加する輸出用完成自動車を保管するためのストックヤードが不足していると主張している。

## ウ 倉庫建て替え代替用地の確保

川崎市は、東扇島総合物流拠点地区をはじめ東扇島には物流倉庫が多数立地しており、冷凍冷蔵倉庫の集積は国内随一であることを前提に、冷凍冷蔵倉庫の約6割が庫齡20年以上を迎え、東扇島内の倉庫事業者の約55%が建て替えや設備更新等の必要性を感じており、そのうち35%が10年以内に建替・設備更新を考えている旨の主張をしている。

## (2) 必要性が無い理由

川崎市の主張する必要性はいずれも立項事業を必要とする理由にならず、本件事業は必要性のない事業である。

## ア コンテナ関連用地について

川崎市は、平成26年11月に発表した港湾計画で、港湾の能力として平成30年代後半で40万TEUになるとしている。したがって、少なくとも40万TEUのコンテナ量に対応できるような港湾設備の整備計画がその中でなされている。ところが港湾計画で必要とされるふ頭用地42ヘクタールのうち35ヘクタールは既設であり、本件事業により供給される新たな埠頭用地はわずか3.4ヘクタールしかないのである。

確かに川崎港コンテナターミナルの貨物は増えている(平成29年で11万TEU超)が、増えたといっても川崎港の港湾能力40万TEUの4分の1程度しかない。つまり、川崎港の港湾能力の4分の3は使用されている状態であり、3.4ヘクタールの埠頭用地をわざわざ埋立てによって確保しなくても、既存の土地で十分な港湾能力がまかなえるはずである。

川崎港コンテナターミナルの需要予測はこれまで一貫して非常に過大に予測されつづけており、処理能力は需要予測に対応しているため、常に能力過剰になっている。したがって、川崎港コンテナターミナルは常に設備過剰のいわゆるオーバースペック状態にあり、設備が十分に活用されないまま耐用年数を迎えるような事態になっている。それも、設備が実際の貨物量の3倍から4倍の貨物量に対応できるように整備されているという、ありえない過大ぶりであり、

川崎港コンテナターミナルの設備投資は常に無駄な投資になっている(資料4)。

これは、川崎市の需要予測が常にその実態に照らして過大であるのに、実態に合わせて修正をせず、過大な予測に基づき過剰設備投資を続けてきた結果である。

本件事業は、過剰な港湾計画をさらに拡充する変更のもとに行われるものであり、その必要性は全くない無駄な事業である。

## イ 完成自動車用地について

川崎市は完成自動車の輸出が堅調に推移しているとするが、間違いである。実際には完成自動車の輸出量は減ってきており(資料5)、川崎市の主張は前提からまちがっている。

また、川崎港の完成自動車の輸出は主にスバル(株式会社SUBARU)が行っているが、スバルの製造拠点は群馬県にあり、川崎市にはない。したがって、スバルが繁栄しても、川崎市への影響は少なく川崎市民の繁栄に結びつかない構造になっている。

もちろん、川崎港から自動車の積み出しがなされれば、入港料等のメリットはある。しかし、スバルは川崎、横浜、横須賀、千葉、常陸那珂、茨城の6か所から輸出しており、かならずしも川崎港が絶対的地位にあるわけではない。

それどころか、今後、自動車の需要が減る、自動車の現地生産が進み輸出が減る、輸出が増えても川崎港が使われないなどの事情で川崎市の収入は大きく減るといった可能性も大いにあるのである。仮に川崎港からの自動車輸出が減れば、多額の税金を投入して、新たな土地をつくっても全く使われないことになり、多額の税金が無駄に使われることになる。

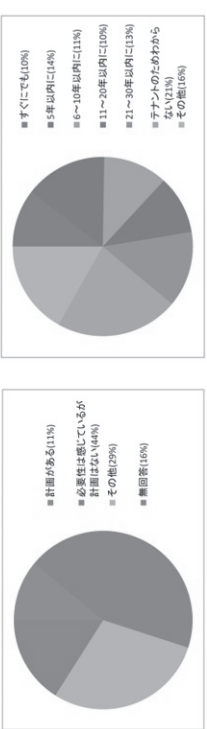
すなわち、川崎市がしようとしていることは、需要が確かでないものに埋立工事に多額の市税を投じて、比較的わずかな利用料の増加を期待するという行為である。しかも利用料が増加するかどうかは不透明で、増加しなかった場合多額の費用が生じただけになる。このような税金の使い方は、税金の無駄遣いというべきである。

結局、完成自動車用地の為に本件事業を進めることは、JR東海やスバルといった私企業の便宜のために税金を使うにすぎず、税の使い方の公平性に反する。この点だけでも、本事業は見直されるべきである。

## ウ 倉庫建て替え代替用地について

川崎市の主張は平成25年度東扇島内に立地する倉庫業者(123社)へのアンケート調査を根拠としている。アンケートの結果は以下のとおりとなっている(資料3参照)。

平均25年度東原島内に立地する倉庫業者(123社)へのアンケート調査 ※普通倉庫を含む  
■建て替えや設備更新等の計画の有無 ■建物や設備の更新時期についての考え



建て替えや設備更新の必要を感じている事業者は44%いるが、具体的な計画のある事業者は11%しかない。しかも、どのような計画かは不明で、倉庫建て替えの為に代替用地を必要としているか、このアンケートではわからない。つまり、このアンケートでは倉庫建て替えの為に代替用地の需要があると根拠にならない。

そもそも、倉庫建て替えの為に代替用地を川崎市が用意することのメリットが見えない。利用された場合の賃料くらいは考えられるが、とても埋立事業の費用を補う程の利益は考えられない。埋立事業の費用を補う程の賃料をとれば、高すぎてだれも利用できないことは容易に推測できる。税金でやる意味はないのである。

つまり、川崎市が、倉庫業者のために多額の費用をかけて海面埋立までして倉庫用地をつくったとしても使用されるかは全く不明であり、全く利用されない可能性もある。

そもそも、税金は必要などころに使われるべきであり、多額の税金を使って、需要があるかわからない土地の埋立事業をするなど許されない。

エ 小括

以上より、本件事業の必要性は全くなく、本件事業は中止すべきである。

3 必要がない以外の問題

(1) 多額の税金を要する

本件事業には、総額240億円にも上る多額の税金を要する。仮に、J R 東海が約200億円程度負担にしても、川崎市の出損は40億円と少額ではない。

(2) 貴重な埋立可能な水面を失う

川崎市の公有水面の埋立ては、相当な程度進んでおり、今後、新たな埋立てを行える水域は多くはない。本件埋立に使われる水面は、今後、川崎市民のゴミの受け入れ先として期待されていた水面であり、温存されていた貴重な埋立可能な水面である。それをJ R 東海の建設残土の受け入れに使ってしまうと、川崎市は

将来的に困難をきたすことになる。つまり、私企業に便宜を図ったばかりに川崎市が損失を被ることになり、本件事業は非常に川崎市民の不利益となる点が大い。

(3) J R 東海に便宜を図るだけで、川崎市民に利益はなく公平性を欠く。

東海旅客鉄道株式会社(以下、「J R 東海」という。)は超電導リニアによる中央新幹線計画を全国新幹線整備法に基づき進めている。中央新幹線事業については、品川・名古屋間の工事実施計画が、平成26年10月に国土交通大臣により認可され、事業着手しており、川崎市内においては5ヶ所の非常口の内の、東百合ヶ丘及び程ヶ谷非常口の建設工事が始まっている。

J R 東海の試算では、中央新幹線工事が出る土は10年余りで5680万立方メートルのばり、15%は自社で再利用することが決まっていたが、そのほかの残土の処理については明確には決まっていなかった。

建設残土については、近年、環境コスト、設備維持コストの増加等による採算割れのため各地で処分場が閉鎖され、処分場が不足し処分コストが増加している。

このような背景があり、J R 東海は建設残土の具体的処理方針を示せずにいた。川崎市における中央新幹線工事において発生する建設残土についてもどのような処理するのか同様の問題を抱えていた。

その為、J R 東海より川崎市に対し、中央新幹線による発生残土の受け入れが要請された。

したがって、J R 東海からすれば、川崎市の残土受け入れは、大変な助けとなるが、これによって、川崎市にはなんのメリットもなく、リニア中央新幹線事業が川崎市の利益になる事情もない。埋立事業自体もこれまで述べてきたとおり、川崎市民にとっては全く利点のない事業となっているため、川崎市が本件事業を進めるということは、税金をつかって、私企業に便宜を図り市民をないがしろにする行為であり、本件事業は川崎市の行政の公平性を大きく欠く行為となっている。

(4) 川崎市が活用困難な土地を抱える

本件事業により川崎市は多大な税金を引き換えに土地を得るが、上記のように現在でいて利用目的の必要性がないものである。仮に本件事業から出来た土地が十分活用されないということになれば、川崎市は、さらに税金を投入し新たな土地活用を模索する必要が出てくることになる。

4 まとめ

以上のように川崎港において、本件事業を行う必要はなく、不必要なものに公金を支出することになる。

地方自治法2条14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしななければならない。」と規定し、地方財政法4条1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定する。

また、地方財政法8条は「地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」としており、市の財産の効率的な運用を義務づけている。

従って、必要のない工事のための支出は前記財務会計諸法規に違反する。すなわち、効率的な財政運用義務に違反する。

上記予算の執行、具体的には前記工事請負契約に基づく契約金額の支払行為は、適正な予算の執行ではなく、違法かつ不当である。また、これを執行した場合、川崎市は同額の損害を被ることになる。

よって、請求人は、地方自治法第242条第1項の規定により、頭書の必要な措置を請求する。

第3 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

1 本件監査請求の趣旨は、コンテナターミナルを中心とした川崎港の現在及び将来の収支見通しを検討した上で、本件事業の意義を問うものである。川崎市の財産管理の在り方・方針に加えて、マクロ的には日本経済・世界経済の見通しなどにも敷衍した市場予測と川崎港活用の可能性等、高度の専門的知識を必要とする監査となる。

よってこれまで監査委員が行ってきた、地方公共団体や公益を目的とする公営企業等の監査の視点に加えて、港湾の需要について専門的知識を有し、かつ客観的に判断できる外部監査人に監査を求めることが、公正でかつ透明性のある最善の監査結果が得られるものと判断される。

2 監査委員監査はあくまで行政内部の監査であり、独立の監査機関として機能しにくい面を有することは、これまでの再三にわたる住民監査請求の結果からも明らかであり、地方自治法252条の27以下に定める外部監査制度が導入されたゆえんである。

よって、地方自治法252条の39の趣旨を活かし、個別外部監査による第三者による独立性のある公平な監査を求めるべきである。

3 特に本件住民監査請求は川崎市がこれまで行ってきた港湾政策についての根本的

な問題点を追求するものであり、地方公共団体が「公益」に名を借りて十分な検証を行わず推進し続けている臨海部開発や箱物政策に対する税の用途の経済性、効率性、効果性を問うものであり、行政外の第三者による客観的な判断が求められる。

4 そこで、地方自治法252条の43第1項の規定により、当該請求に関わる監査について、監査委員に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

添付資料

資料1 川崎港港湾計画書 一軽易な変更一 平成29年10月

資料2 東扇島掘込部土地造成事業に伴う川崎市と東海旅客鉄道株式会社との基本協定締結について

資料3 環境委員会資料 2所管事務の調査(報告) (1) 東扇島掘込部土地造成事業に係る建設発生士の受入要請等について

資料4 川崎港コンテナ取扱量の予測と実績の対比

資料5 川崎港での完成自動車輸出货量(単位:トン)

以上

[結果]

第1 請求の受理

本件措置請求は、令和元年6月26日付けで「川崎市職員措置請求書」として提出された。

本件措置請求において、請求人は、市の東扇島掘込部土地造成事業（以下「本件事業」という。）は必要のない事業であり、不必要なものに公金を支出することは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第4条第1項及び第8条の財務会計諸法規に反して違法かつ不当であるため、市長及び関係職員に対し、本件事業に伴う工事請負契約及び委託契約計9件の代金の支払いを行わないよう勧告することを求め、仮に、各契約代金の支払いが既に執行されている場合は、市長に対し、各契約相手及び関係職員に執行済みの代金に相当する損害の賠償を請求するよう勧告することを求めている。

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和元年7月8日付けで受理することとした。

第2 個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めなかった理由

- 1 個別外部監査制度とは、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外的事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認められるものである。
- 2 本措置請求については、財務会計上の行為のうち、公金の支出の違法性、不当性について主張するものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。
- 3 監査委員は、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならぬ旨、法第198条の3第1項に規定されていることから、監査委員の中立性は法律により義務づけられており、その趣旨に沿って努力しているところである。
- 4 以上により、本件措置請求は、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認められず、法第252条の4第3項の規定により、法第242条第1項の請求であったものとみなし、監査対象局を港湾局として監査を実施すること

とした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

監査実施に当たり、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年7月18日、請求人から陳述の聴取を行った。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づく港湾局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和元年7月18日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「職員措置請求に係る市の考え方」ほか7点の資料の提出があった。

関係職員の陳述の際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、本件事業に違法性・不当性があると認められるかを監査対象事項とした。

第4 監査の結果

1 請求人の陳述

陳述の際、請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 請求の趣旨について

市が税金を使って開発をする以上、市民にとって具体的なメリットが必要となる。本件事業のように既存施設を追加する場合は、現状では隋えない需要がなければ、その施設は結局使われることなく何のメリットも生じない。使われないものを税金で手に入れるのは違法行為である。かつて国は、抽象的な経済効果をうたい個別具体的な検討をしないまま事業を進め、多くの負の遺産を抱えてきたが、市も例外でなく、土地開発公社の抱えていた塩漬け土地の問題や、運営会社が破綻した川崎港のコンテナターミナルは、その失敗の具体例と言える。行政はこのような失敗を繰り返してはならず、市民生活が非常に苦しくなっている今、なお一層、市民の税金を大切に、効果的に使う義務を負っている。

本件事業に必要性はなく、市にとってリスクに見合ったメリットは存在しない。簡単に埋立地の造成という方が、これは市にとって実に20年ぶりに始められた大



がかりな埋立工事である。実施に当たっては、しっかりとした理由が必要であり、あいまいな理由で何となくされるようなことは許されない。本件事業は違法であり、直ちにその執行を見直すべきである。

(2) コンテナ関連用地について

川崎港コンテナターミナルには、既に40万TEU若しくはそれに近い処理能力があるため、現状の取扱貨物量では完全に設備過剰な状態である。確かに近年、取扱貨物量は増加しているものの、これは入港料の減免やコンテナ貨物の補助金等、市民の税金を使って下駄を履かせているからである。40万TEUという目標は甘い、不可能な数字であるが、そこまで到達するためには、いくらか税金を使うことになるのか。

仮に、現状30万TEU程度の取扱貨物量があり、場所が足りないから埋立てるといふ話なのであれば理解もできるが、13万TEU程度しか達成していないにもかかわらず、なぜ今埋立てる必要があるのか。10年後、20年後ではなく、現時点におけるお金の使い方が問われている。

世界的に船の大型化が進んでいるが、川崎港は水深が浅いため、いくらかポートセールズをしても大型船は来ることができない。川崎港は大型商業港やハブ港にはなりえず、東京港や横浜港には太刀打ちできない。一般港として維持発展させていくしかない。

(3) 完成自動車用地について

川崎港からの新車乗用車の輸出は全国9位、中古乗用車の輸出は全国5位のことだが、こうした実績が今後増加する可能性は大きいとは言えない。川崎港からの自動車輸出台数は年間40万台後半まで伸びているが、右肩上がりではなく横這いの状態である。平成29年の大幅な輸出減について、市は立体駐車場の解体のためと説明しているが、15万台近い減少は異常である。どのような分析を基に待機場の必要性があるとみているのか。

自動車の輸先は米国が断トツであるが、こうした偏った輸出形態は激変する国際環境の影響を大きく受ける。米国は中国からの輸入品に最大25%の関税をかけ、他の国に対しても同様の措置をとうとしている。日本の自動車メーカーはこれを恐れ、中国や東南アジア向けの輸出を増やす検討をしていると報道されている。米国への輸出が滞るようになれば、川崎港にとって大きな痛手となる。

川崎港は実質的に株式会社SUBARUのための輸出拠点となっており、一企業の便宜のために使用されるか不明な土地をつくることは、行政のあり方として大きな問題である。

(4) 倉庫建て替え用地について

実際にどのくらいいい企業が倉庫の建て替えを希望しているのか、市は具体的な

調査をしていない。市議会での答弁においても、事業者は建て替えが必要と考えられているようだという旨の感想を述べるにとどまっており、確たるデータは示されていない。

(5) 中央新幹線との関係等について

必要性のない理由を前面に掲げて本件事業を進めようとする市の真の目的は、中央新幹線の建設発生土を処分するためだと考えている。東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」という。)による中央新幹線の工事は、平成26年10月に国土交通大臣に認可されたが、翌11月には、市が川崎港港湾計画(以下「港湾計画」という。)の改訂案を川崎港港湾審議会に提案し、承認を受けている。もともと東扇島堀込部は、浮島に次ぐ市民ごみみの処分場として確保されていたが、この利用目的が完成自動車用地と倉庫建て替え用地に変更されたものである。翌12月の市議会におけるまちづくり局長の答弁では、JR東海からの要請により、臨海部の状況調査を検討していることが明らかにされ、同月、この調査に関する協定が市とJR東海との間で結ばれた。この経過を見ても、中央新幹線の工事が認可された段階で、川崎港に中央新幹線の建設発生土の処分地をつくるという計画が進められていたものと確信している。

2 関係職員の陳述

陳述の際、関係職員が説明した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 川崎港の現状

川崎港は、全国94ある港のうち特に重要度が高く、重点的に国際競争力を強化するため5港のみ指定されている「国際戦略港湾」の1つとして、東京、横浜、大阪、神戸とともに位置づけられている。

川崎港における取扱貨物量は、全国的にも上位に位置し、平成29年における港湾統計調査の確定値では、8,497万5千トンで、全国で9番目となっている。また、コンテナ取扱量についても、平成30年のコンテナ取扱貨物量(速報値)では川崎港全体で146,894TEU(公共ふ頭のみのみでは133,779TEU)で、全国で16番目となっている。

川崎港は石油、鉄鉱石、LNGなどの原材料の輸入と工業製品の輸出を中心に、製造業を支えている。また首都圏へのエネルギー供給に貢献し、京浜工業地帯を支える港として大きな役割を担うとともに、本市経済・産業の発展、雇用の創出などに大きく寄与している。また、川崎港では近年、商業港としての機能強化が図られ、食料品や製品・半製品といった消費財、中間財等の国際貿易品を扱う首都圏の物流拠点としての機能を形成し、首都圏経済社会の発展に大きく貢献している。

近年の商業港としての発展の中心となっているのが東扇島地区である。同地区は川崎港コンテナターミナルを中心に、流通加工設備等を備えた総合物流センターである「かわさきアズ物流センター」や「東扇島総合物流拠点地区」への進出企業をはじめとした多くの物流施設が立地しており、活発な物流活動が展開されている。

(2) 本件事業について

ア 本件事業の概略

(ア) 計画における本件事業の位置づけ

本市では平成26年11月に港湾計画を改訂し、この中で、東扇島地区において、増加するコンテナ貨物や主要貨物である完成自動車に対応し、コンテナターミナルの拡張用地、コンテナ関連用地及びモータープールやシャープル等を確保するための掘込部の掘込部の土地造成計画を位置づけた。港湾計画は、港湾の開発、利用及び保全等に関する計画であり、港湾法第3条の3において港湾管理者が定めなければならないものとされている。港湾計画は、学識経験者、港湾関係者、市議会議員、国の地方行政機関の職員、関係地方公共団体の職員、市職員等で構成される川崎港湾港湾審議会での審議、さらには、国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会での審議を経た上で策定される。

その後、本市は、本市がめざす都市像や基本目標等を定めた「基本構想」、政策の方向性を定めた「基本計画」、平成28年度から平成29年度の具体的な政策の取組内容等を定めた「第1期実施計画」の3層で構成される「川崎市総合計画」を平成28年3月に策定した。本件事業の計画は、政策4-4「臨海部を活性化する」の施策2「広域連携による港湾物流拠点の形成」において、事務事業「埋立地維持・整備事業」として、市民生活を支えるため、廃棄物護岸の適切な維持管理を行うとともに、企業活動の継続性を確保するため埋立地の整備を推進する事業として位置づけられた。

本件事業の実施に当たっては、川崎港の公共ふ頭においては貨物量が大幅に増加する見込みであり、貨物需要に対応した新たなふ頭用地および保管用地を確保し、早急に土地利用を図る必要があるため、令和10年の供用開始をめざし、工事の工程上10年(埋立て7年、基盤整備3年)を要することから、平成30年度に着工することとした。施行主体としては、本埋立てはコンテナ貨物の需要に対応した公共ふ頭用地および保管用地を確保するものであり、本港の港湾管理者である本市が施行主体となる。埋立ての効果としては、川崎港におけるコンテナ貨物の大幅な増加に対応した新たなふ頭用地および保管施設用地を確保し、早期に土地利用を図ること、既設のふ頭用

地および保管施設用地の不足を解消することができる。また、コンテナ貨物の取扱拠点として、港湾機能を強化することにより、港湾貨物の安定的な輸出入と背後に立地する港湾利用者の安定的な輸送の実現に寄与できる。

(イ) 本件事業の概要

- 施行主体：本市
- 埋立区域：川崎区東扇島地先の公有水面
- 埋立面積：約13.2ヘクタール
- 埋立用材：建設発生土
- 埋立土量：約140万立方メートル
- 概算事業費：約240億円

事業名	種別	概算額	備考
埋立事業	護岸築造工事費	128億円	J R 東海負担
	埋立管理費	71億円	
	事務費	1億円	
基盤整備事業		40億円	本市負担
合計		240億円	

(ウ) 本件事業推進に当たった費用

本件事業においては、逼迫する土地需要に対応するため、早期の土地造成が求められる一方で、埋立用材の安定的な確保と土地造成事業に係る資金調達が課題となっていた。そうした中、本市は、平成29年6月にJ R 東海から、中央新幹線事業において市内にある中央新幹線掘削谷非常口から搬出される建設発生土の受入に係る要請を受け、本件事業の推進に関して、平成29年8月に覚書を、平成30年3月に基本協定を締結した。

本件事業における概算の総事業費は約240億円となっているが、このうち、護岸築造工事や埋立管理等に係る費用は約200億円であり、J R 東海が全額負担するものとして基本協定書で定めている。このことから、本件事業は、地方債により財源を調達して事業を進める一般的な土地造成事業と比較し、本市の財政負担の軽減が図られるスキームとなっている。

埋立竣工後に土地利用を図るために必要な道路や下水等の基盤整備については、費用として約40億円を見込んでおり、本市が負担するものとしている。なお、護岸築造工事や埋立管理等に係る費用と同様に、この基盤整備に係る費用約40億円についても地財法第6条及び同法施行令第46条第7項で定める港湾整備事業で経理するものとしている。つまり、市税収入ではなく港湾整備事業特別会計における施設使用料及び財産貸付収入等をもって基

盤整備を行うものである。このことから、措置請求中の「多額の税金を要する」という主張には根拠がない。

イ 本件事業の必要性

(ア) 東扇島地区全般の土地需要について

東扇島は、首都圏のほぼ中心に位置しており、首都高速湾岸線や横羽線、アクアラインなどの高速幹線道路により、東京・横浜方面はもとより、房総や北関東方面などへのアクセスに大変便利な場所にある。また、羽田空港にも近く、交通機能の結核点としてのポテンシャルが非常に高く、物流の拠点として大変恵まれた立地環境にある。

本市において、東扇島埋立完了後の昭和55年10月から東地区において第1次倉庫用地分譲を開始したところ、公募した用地面積に対し、募集面積の約2倍の申込みがあった。その後、第2次から第4次倉庫用地分譲及び港湾関連用地分譲を適時行いながら、経岸貨物の獲得に努めてきた。その結果、当初約70社の事業者による倉庫群が形成され、近年においては、西地区の東扇島総合物流拠点地区への事業者進出によりさらにその規模が増している。

東扇島総合物流拠点地区については、平成19年1月に策定した「東扇島総合物流拠点地区形成計画(平成22年6月一部改訂)」に基づき、平成19年と平成22年の2期に分けて、同計画に適合する高機能物流施設の建設と運営を行うことのできる事業者の公募を行った。その結果、第1期地区に4社、第2期地区に5社が進出し、平成25年度末までに、すべての進出企業の事業が開始された。公募を実施した土地の利用方法については、事業用定期借地権の設定による貸付方式を採用している。

また近年、臨港地区においては次々に物流施設、工場等(これらの附帯施設を含む)が建設されており、倉庫用地を含めた高い土地需要が確認できる。

過去5年における臨港地区における建築確認の申請件数(建築主事へ提出する前に港湾局で確認したもの・工作物に係る申請を除く)及び延べ面積は次のとおりである。

平成26年：33件・延べ面積	約 33, 113㎡
平成27年：32件・延べ面積	約 109, 371㎡
平成28年：34件・延べ面積	約 56, 160㎡
平成29年：28件・延べ面積	約 312, 187㎡
平成30年：31件・延べ面積	約 40, 923㎡

このように、臨港地区並びに東扇島地区については、過去から現在に至るまで旺盛な土地需要があり、措置請求中の「仮に本件事業からできた土地が十分活用されない」ということになれば、川崎市はさらに税金を投入し新たな

土地活用を模索する必要が出てくることになる」という主張は根拠がない。

(イ) コンテナ関連用地の需要について

四方を海に囲まれている我が国において、人々の生活や経済活動を支えるため、港湾の果たす役割は極めて大きいものである。我が国における海外と交易している貨物は、トン数ベースで全体の99%以上が海上貿易によるものとなっている。海上輸送のコンテナ化は1950年代に米国で始まり、その後、世界中に広がっていった。我が国もいち早くコンテナに対応した港湾整備を行い、アジアにおけるハブ機能を担うことによって、経済・産業を大きく発展させ、高度経済成長を遂げた。その後、アジア近隣諸国が国家的施策として、大水深・高規格コンテナターミナルを整備するとともに、最新の情報通信技術を活用した効率的なターミナル運営するなど、ハード・ソフト両面から大胆な港湾政策を展開するようになっていった。

こうした、アジア諸港の躍進により、日本港湾の国際的地位が低下するなか、国においては、選択と集中の方針の下、スーパー中枢港湾政策を展開し、近年は、北米・欧州基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大し、民間企業等の立地環境を向上させるため、「集貨」、「創貨」、「競争力強化」の3本柱の施策からなる国際コンテナ戦略港湾政策を実施している。現在、川崎港は国際コンテナ戦略港湾の一員として、その特徴や強みを最大限に活かしながら、コンテナ物流機能の充実・強化を図っているところである。

川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱量については、平成26年11月に改訂された港湾計画において、計画における施設整備をすべて行った時点において取扱可能となる貨物量について、40万TEUという推計が算出された。本推計量は、様々な統計データに基づき推計され、学識経験者、港湾関係者等で構成される地方港湾審議会及び交通政策審議会港湾分科会の答申を経て、国土交通大臣の確認のもと適正に算定されたものである。

また、請求人提出の資料4においては、平成25年までの実績値しか記載がないが、近年の川崎港のコンテナ取扱量の伸びは目覚ましく、平成26年以降も大きく貨物量が増加しており、公共ふ頭において平成24年には約3万8千TEUであったコンテナ取扱量について、平成30年には1.3万4千TEUと約3.5倍に伸びている。

一方、コンテナターミナル用地については、請求人の主張では「港湾計画で必要とされるふ頭用地42ヘクタールのうち35ヘクタールは既設であり」とされているが、港湾計画においては、コンテナターミナル、コンテナターミナルの拡張及びコンテナ関連ふ頭用地は35.7ヘクタールとしており、現在のコンテナターミナル用地は23.8ヘクタールとなっている。また、

船舶が着岸する岸壁については、港湾計画上は次のとおり3バースを整備するとしているものの、現時点で整備されているのは国の直轄工事により整備された水深マイナス14メートルの岸壁431メートルのみとなっている。

【港湾計画(平成26年11月改訂)におけるコンテナ岸壁】

KC1	KC2	KC3
水深-14m 延長350m	水深-14m 延長330m	水深-9m 延長170m

こうした中、平成29年3月に官民で構成される川崎港戦略港湾推進協議会においては、現状の港湾能力を踏まえ、令和2年度までに年間貨物取扱量15万TEUを達成するという目標が策定され、当該貨物量に対応できるような施設整備を実施しているところである。また、コンテナを蔵置する荷さばき地については、平成29年の荷役可能な面積における実際の使用率は約98%に達しており、船舶が着岸する岸壁についても現在、すべての曜日において船舶が着岸している状態となっている。

このように、現在の川崎港コンテナターミナル施設の整備については、貨物取扱量に見合った整備を順次進めている段階であり、施設の稼働状況を鑑みると、措置請求中の「川崎港の港湾能力の4分の3は使用されていない状態であり、3.4ヘクタールの埠頭用地をわざわざ埋立てによって確保しなくても、既存の土地で十分な港湾能力がまかなえるはずである」及び「川崎港コンテナターミナルは常に設備過剰のいわゆるオーバースペック状態にある」という主張には根拠がない。

今後、増加するコンテナに対しては、施設整備を含めた更なる対応が必要となっている。港湾計画では、増加するコンテナ貨物に対応するため、現在未整備となっている岸壁の整備を行うとともに、現在のコンテナターミナルに加えて、隣接するふ頭用地11.2ヘクタール(5.9ヘクタール及び5.3ヘクタール)をコンテナターミナル拡張用地及びコンテナ関連用地として確保し、必要な施設整備を行うとしている。上記5.3ヘクタールの用地のうち、3.4ヘクタールは本件事業により造成されるものであることから、土地造成が必要となる。

(ウ) 完成自動車用地の需要について

平成29年の川崎港全体の輸出貨物量は、8,639千トンだが、このうち品種別取扱量では完成自動車が多岐30.8%を占め、公共ふ頭における輸出貨物量の69.2%を占めており、完成自動車輸出が川崎港の強みとなっている。完成自動車のうち新車については、主にスバル車となっているが、株式会社SUBARUは完成自動車の輸出拠点として東扇島に物流セ

ンターを所有しており、同社にとって川崎港は重要な港となっている。川崎港で取り扱う完成自動車はスバル車のみならず、他メーカーの新車や中古自動車もあり、川崎港は日本経済を支える自動車の輸出拠点のひとつとなっている。

川崎港で完成自動車を取り扱うことは、陸運事業者、港運事業者、検査業者、網取業者等の雇用創出効果に加え、荷さばき地の使用料、入港料、岸壁使用料、特別トン税等が市の歳入となり市経済および市財政に大きな経済効果が見込まれる。したがって、川崎港において完成自動車取扱量を増大させることは、請求人の主張するような「スバルが繁栄しても、川崎市への影響は少なく川崎市民の繁栄に結びつかない」という結果とはならない。

次に、完成自動車の取扱量について、平成26年11月に改訂された港湾計画では、目標年次である平成30年代後半における完成自動車の取扱貨物量(輸入、輸出、移入及び移出の合計)の設定値を約5,000千トンと推計しており、国内外の経済的要因の影響を受け、短・中期的な変動はあるものの、過去5年間の平均については6,549千トンとなっている。

また、現状においても、川崎港(特に東扇島地区)では完成自動車用地として事業者が長期で専用貸し出すための土地に空きが無く、短期で貸付けるための土地も足りない状況となっている。完成自動車を含む輸出入貨物を蔵置する専用荷さばき地については、現在貸出率が100%となっている。なかでも、完成自動車のみを取扱う立体モータープールについては、貸出率は設置以来常に100%となっている。また、暫定利用として貸出しているふ頭用地についても、完成自動車貨物の蔵置場所として利用されている。このことから、請求人の主張する「完成自動車用地について、利用料が増加するかどうかは不透明」という点については根拠がない。

また、前述のとおり本件事業については、費用をJR東海の負担及び特別会計における港湾施設の使用料等により負担するため、措置請求中の「完成自動車用地の為に本件事業を進めることは、JR東海やスバルといった私企業の便宜のために税金を使うにすぎず、税の使い方の公平性に反する」という主張には根拠がない。

なお、請求人の資料5、川崎港での完成自動車輸出の実績値は、輸出量のほかに、輸入、移入及び移出を含めた数値であることを申し添える。

今後も、川崎港において完成自動車は重要な取扱貨物であり、完成自動車の取扱量を増加させるためには、現状不足するモータープールを増やす必要があるため、本件事業による新たな土地造成が必要となる。

(エ) 倉庫建て替え用地の需要について

川崎港では、多様なロジクス機能の集積を活用することで、コンテナバースの利用促進、航路・貨物の誘致を行うこととしており、更なるロジクス機能の強化が求められている。港湾計画において、東扇島の土地利用は多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するために、物流関連ゾーンと位置づけている。

東扇島には、川崎港コンテナターミナルを中心に、流通加工設備等を備えた総合物流センターである「かわさきアズ物流センター」や「東扇島総合物流拠点地区」への進出企業をはじめとした多くの物流施設が立地しており、活発な物流活動が展開されている。東扇島地区全体の就業者数は約1万1,000人、冷凍冷蔵倉庫群は、日本最大級の冷凍冷蔵倉庫群として形成されており、設備能力は約100万トンに達し、我が国随一の集積を誇っている。

また、既に本市により造成が行われ供用されている川崎港コンテナターミナルの背後地にある東扇島総合物流拠点地区（23ヘクタール）では、立地企業の全てが平成25年度末までに事業を開始し、コンテナ貨物取扱量の増加（6,527TEU/平成30年度実績）をもたらししているほか、約4,500人の雇用を創出、さらには平成30年度に開設された新たな4つのコンテナ定期航路のうちのタイ航路については、直後の冷凍冷蔵倉庫との相乗効果が見込まれており、本市の経済に多大な貢献をしている。さらに、同地区は貸付収入として年間約10億円を市財政にもたらしている。

このようことから、東扇島の冷凍冷蔵倉庫群を始めとする倉庫については、本市にとって重要な資産と考えられ、措置請求中の「倉庫建て替えの為に代替用地を川崎市が用意することのメリットが見えない。利用された場合の賃料くらいは考えられるが、とても埋立事業の費用を補う程の利益は考えられない」という主張には根拠がない。

倉庫用地の需要については、「(ア) 東扇島地区全般の土地需要については」でも述べたとおり、ここ数年東扇島を含めた臨港地区内で、物流倉庫の新設・建て替えを行っている事業者が複数社いることや、東扇島地区において平成26年3月に物流施設の運営状況に関するアンケート調査を実施した結果のなかでも、今後建物や設備の更新が必要になるとの意見があることから、新たな倉庫の建設や、既存倉庫の建て替えに必要な用地として、引き続き需要があると考えられる。さらに、現在ではアンケート実施から5年が経過していることから、建て替えの必要性が高まっていることが考えられる。

また、倉庫建て替えに際しては、既存施設の敷地内で行うのが原則と考えられるが、現在の立地状況からそれが難しい事業者については地区内から撤

退する可能性が高く、市の資産損失を回避するためにも、できるだけ早期に少しでも大きな土地を物流施設等の建て替え用地として確保する必要があると考えられる。

以上のことから、措置請求中の「倉庫建て替え代替用地について、倉庫業者のために多額の費用をかけて海面埋立てまでして倉庫用地をつくったとしても使用されるかは全く不明であり、全く利用されない可能性もある」という主張は、根拠が乏しいと言わざるを得ない。

#### ウ 事業決定に至る手続

##### (ア) 法定計画の位置づけ

港湾計画における東扇島堀込部の位置づけは、平成12年3月の港湾計画改訂において、東扇島における廃棄物処理用地として位置づけられた。その後、平成26年11月の港湾計画改訂において、東扇島堀込部を埋立てることにより、新たに土地を造成する計画を位置づけた。

##### (イ) 市の総合計画による位置づけ

本件事業は、平成28年3月に発表された総合計画において、事務事業「埋立地維持・整備事業」の事業内容として位置づけられた。

平成30年3月に発表された総合計画第2期実施計画においては、川崎港の物流機能強化に資する港湾関連用地、ふ頭埋立による土地造成のため、建設発生土を埋立用材として受入れ、海面埋立による土地造成を行うこととして事務事業化され、本件事業の推進が位置づけられた。

##### (ウ) 庁内調整・議会への報告

本件事業は、平成27年度第16回政策・調整会議において、「東扇島堀込部土地造成事業計画の策定に向けた考え方について」で事業内容を整理し、報告している。政策・調整会議に報告後、平成28年1月に市議会市民委員会へ内容についてあわせて報告している。

平成29年度においては、第6回政策・調整会議において、JR東海からの建設発生土の有効活用に関する覚書を含めて「東扇島堀込部土地造成事業の実施について」で付議し、事業の実施について決定した。決定後は、その内容を8月に市議会環境委員会へ報告した。

##### (エ) 埋立免許の手続き

本件事業は、これらの手続きを経て、埋立免許の申請に必要な具体的な事項が整理できたことから、平成29年10月に、公有水面理立法に基づき埋立免許の申請を行った。手続きにおいては、平成29年10月に出願の告示がなされ、出願書類の総覧も行った。

同法第3条第4項の規定による地元市町村の長である市長の意見は、平成

29年市議会第4回定例会にて議案第150号「公有水面埋立てについて」で提出し、環境委員会での審査を経て、同年12月に「異存ない旨答申した」が議会で議決された。

その後同法第47条に基づき、平成30年1月に、川崎港港湾管理者から国土交通大臣へ認可について申請を行い、平成30年2月に認可され、平成30年3月に埋立免許を取得し、あわせて告示を行った。

(オ) JR東海との基本協定締結に至る経緯  
本件事業を推進する上で、埋立用材の安定的な確保と土地造成事業に係る資金調達が課題となっていた。一方、JR東海は、中央新幹線の建設に伴う発生土については、当該事業内での再利用を図る他、関係自治体の協力を得て他の公共事業や民間事業の事業主体と調整を行い、これらの事業での再利用を進めていくとしていたことから、平成29年6月、本市に対して、梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土を東扇島堀込部土地造成事業に受け入れることについて、要請した。

本市は、中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土を有効活用することと、土地需要に対応した早期の土地造成を実現することが可能と判断し、JR東海と協力して本件事業を推進することとした。

- 経緯については次のとおりである。
- 平成29年 6月 JR東海から本市への要請
- 平成29年 8月 要請に対する本市からJR東海への回答
- 平成29年 8月 「中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土の東扇島堀込部土地造成事業への有効活用に関する覚書」締結
- 平成29年10月 公有水面埋立免許出願
- 平成30年 3月 公有水面埋立免許取得・告示
- 平成30年 3月 「東扇島堀込部土地造成事業に伴う護岸築造工事及び埋立管理等の施行に関する基本協定書」締結

エ 一般廃棄物処理について  
港湾計画における東扇島堀込部の位置づけは、平成12年3月の港湾計画改訂において、東扇島における公共工事で発生する陸上残土（一般廃棄物ではない）を受け入れる廃棄物処理用地として位置づけられた。しかしながら、平成26年11月の港湾計画改訂において、川崎港における廃棄物処理量は、港湾計画の目標年次である平成30年代後半においても、現在供用している浮島2期地区廃棄物処分場が処分可能であると見込まれることから、東扇島堀込部の海面処分地の位置づけが削除される一方、増加するコンテナ貨物や完成自動

車に対応し、コンテナ関連用地及びモータープールや倉庫用地等を確保するため、東扇島堀込部を埋立てることにより、新たに土地を造成する計画を位置づけた。

なお、浮島2期地区廃棄物処分場の埋立完了時期については、平成29年度川崎市公共事業評価審査委員会（川崎港浮島地区廃棄物海面処分場整備事業）において、2053年度（約34年後）と想定されている。さらに、平成30年度より横浜市政良土プラントの本格利用が再開され、掘削後の埋戻土に建設発生土を品質改良した改良土が利用可能となったことから、更なる埋立完了の延伸が想定される。請求人は「本件埋立てに使われる水面は、今後、川崎市民のゴミの受け入れ先として期待された水面であり」と主張しているが、当該水面は、計画当初から陸上残土（一般廃棄物ではない）を受け入れる廃棄物処理用地として位置づけられており、「JR東海の建設残土の受け入れに使ってしまえば、川崎市は将来的に困難をきたすことになる」という主張についても、同処分場の埋立完了が2053年度以降さらなる延伸が想定されるため、根拠がない。このことから、措置請求中の、「貴重な埋立可能な水面を失う」という主張には根拠がない。

オ 本件事業による市経済への貢献

川崎港で取扱っているコンテナ貨物は、家具装備品、製造食品、日用品などであり、市民生活に関わる様々なものを取扱っており、完成自動車については、川崎港が東日本における完成自動車の一大輸出拠点であることから、我が国の基幹産業である自動車関連貨物の利用拡大に取り組むことは重要なことであると認識している。

また、東扇島には数多くの物流施設が立地し、特に冷凍冷蔵倉庫については、国内有数の集積地となっており、東扇島は、物流の拠点として市民のみならず首都圏の人々の生活を支えている。老朽化傾向にある物流施設を建て替えるための代替用地を確保することは、こうした首都圏に近接した物流拠点を持続的に機能させることに資するものであり、雇用も含めて人々の生活を支えるという観点から大変重要なことである。

なお、本件事業は、港湾整備事業特別会計で経理しており、土地造成後の土地利用においても同会計で経理する予定で、港湾施設の使用料等の歳入により、その後の施設整備や管理運営を行っていく。港湾整備事業特別会計では、令和元年度（平成31年度）予算において約5億5千万円の一般会計への繰出し金が計上され、様々な施策の財源となっている。この繰出し金の多くが、東扇島総合物流拠点地区における財産貸付収入から拠出されており、同貸付収入は年間約1億0千万円、平成30年度までの累計額は1億0千万円を超えている。

このように、本件事業を推進し、土地利用を図っていくことは、本市にとっても利益のある公共性の高い事業であることから、措置請求中、「JR東海に便宜を図るだけで、川崎市民に利益はなく公平性に欠く」という主張は当たらない。

(3) まとめ

ア 該当工事の必要性  
 請求人から措置請求のあった工事請負契約及び委託契約については、本件事業を推進するために、いずれも必要な事業である。  
 本件事業は法定計画である港湾計画に位置づけられた事業で、増加するコンテナ貨物や完成自動車に対応し、コンテナ関連用地及びモータープールや倉庫用地等を確保するため、必要な事業である。  
 東扇島での土地需要は現在も旺盛であり、今後も更なる土地需要が見込まれる。

本件事業については、JR東海との協定書に基づき、埋立事業費をJR東海が負担することとなり、差し止め請求があった工事の費用についても、本市の歳出負担とはなるが、同額がJR東海から本市に支払われるため、現時点において本市に実質的損害は生じていない。

埋立終了後に土地利用を図る場合においては、本市負担により基盤整備工事が必要となるが、基盤整備後の本市にもたらされる経済効果や市歳入を考慮すると、本市に収益をもたらす可能性が極めて高い事業である。

以上のことから、本件事業は適正な投資であり、措置請求中の主張のような事実はない。

イ 適正で適法な予算執行手続き

本件契約は、本件事業の必要性について、市議会での議論を経て、予算を承認されたものであることから、措置請求中「不必要なものに公金を支出する」という主張に理由はない。

また、予算執行手続きについては、本市契約条例等の規定に基づき工事請負契約は市議会の議決を経て、それ以外は同条例等の規定により契約を締結したものである。すでに支出済の金額についても、契約書の定めに従い、本市も適正に履行がなされていることを検査確認したうえで、適正な手続きを経て支払いを行ったものであり、契約書上も本市は、相手方から請求を受ければ、支払う法的義務がある。

以上のことから、本件契約に基づく契約金額の支払いは、適正な予算の執行であり、市に損害も発生しておらず、すべての手続きは、法第2条第14項及び地財法第4条第1項に則り適法になされており、措置請求において主張する

ような事実はない。

ウ 以上、述べてきたように、本件事業は必要な整備であり、法第2条第14項、地財法第4条第1項及び第8条に合致する適法かつ適正な予算の執行であり、本市に損害は発生していない。

3 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 本件事業をめぐる取組経過

ア 東扇島堀込部の位置づけ

平成12年3月の港湾計画改訂により、東扇島堀込部は、陸上残土を処分するための廃棄物処理用地として位置づけられた。これについては、東扇島地区における新たな施設整備に伴い、それまで考慮されていなかった陸上残土等の発生が見込まれ、当時整備が進められていた浮島2期地区廃棄物処分場のみでは、整備工程との関係上、目標年次内に廃棄物の処理が困難となる時期が発生することや、東扇島地区で発生する残土は、環境面、コスト面から地区内での処分が有利であることが理由とされている。

その後、平成26年11月に港湾計画が改訂され、廃棄物のリサイクル化や減量化の推進により廃棄物処理量が減少したことを踏まえ、平成30年代後半においても、浮島2期地区廃棄物処分場での処分が可能と判断されたことから、東扇島堀込部の廃棄物処理用地としての位置づけは削除された。一方、増加するコンテナ貨物や自動車関連貨物に対応するため、コンテナ関連用地及び完成自動車保管用地の拡張を図ることとし、浚渫土及び建設発生土等を有効活用した東扇島堀込部の土地造成が計画された。

「川崎港湾計画資料(その1)」によれば、土地造成に係る土地利用の区分別面積は、主にコンテナターミナルやコンテナ関連用地として活用するためのふ頭用地が1.1、2ヘクタール(うち造成3.4ヘクタール)、主にモーターール等として活用するための港湾関連用地が1.1、2ヘクタール(うち造成9.1ヘクタール)で、合計2.2、4ヘクタール(うち造成1.2、5ヘクタール)とされている。

イ 本件事業の課題等

平成28年1月、本件事業計画の策定に向けた考え方が政策・調整会議で確認され、同月の市議会市民委員会に報告された。同委員会資料によれば、平成26年11月の港湾計画改訂時と異なる点として、現状・課題において、コンテナ関連用地及び完成自動車保管用地の拡張に加え、冷凍冷蔵倉庫の老朽化や

倉庫事業者の建て替え・設備更新需要を踏まえた倉庫建て替え代替用地の確保が挙げられている。

さらに、約240億円という概算事業費が明記されたが、資金計画を検討する上での課題として、港湾事業は国直轄事業や補助事業として実施することが通例であるところ、護岸整備及び用地造成はその対象とならないこと、また、埋立てによる土地造成事業は主に地方債により事業資金を調達して事業を実施し、造成地の分譲による売却収入等により地方債の償還を行うことが通例であるところ、売却面積が狭いため売却益が少なく、基金や一般会計からの繰入れが必要となることが挙げられた。

こうしたことから、今後の方向性として、資金調達は財政状況や事業効果等のバランスを勘案しながら、一般会計に負担をかけずに短期間で土地造成を完了させる新たな資金計画スキームを検討することとし、事業費に係る費用を埋立用材の受入料金に転化し、その調達資金をもって土地造成等を行うこととされ、具体的な資金調達方法や埋立用材の安定確保について、調整が必要な課題とされた。

また、同年3月には総合計画が策定され、本件事業は、実施計画における事務事業「埋立地維持・整備事業」の取組の一つとして位置づけられた。

ウ J R東海からの建設発生土の受入要請等

J R東海による中央新幹線事業は、平成26年10月に国土交通大臣の認可を受け着手された。J R東海がとりまとめた「中央新幹線（東京都・名古屋間）環境影響評価書（神奈川県）」によれば、中央新幹線の建設に伴う発生土は、同事業内での再利用のほか、他の公共事業等での有効活用に努めるとされ、また、市内の通過延長約16キロメートルは、すべて大深度地下トンネルで計画されており、經由する中原区、宮前区及び麻生区のうち計5か所が非常口の計画地とされている。

このうち、宮前区の梶ヶ谷非常口から搬出される建設発生土について、同評価書には「鉄道貨物を活用し臨海部等へ運搬することで大気質、地域交通等への影響を低減する」との記載があり、建設発生土の運搬が臨海部に与える影響等を調査し、適切な運搬方法を検討することを目的に、同年12月、J R東海は市に調査協力を依頼し、同月、両者の間で「川崎市臨海部における調査に関する基本協定書」が締結された。なお、調査の実施主体は市であるが、調査費用約1,900万円はJ R東海が全額を負担した。同協定書に基づき、平成28年3月、市がJ R東海に調査内容の最終報告を行い、J R東海は調査結果を参考に、建設発生土の適切な運搬方法を検討することとなった。

平成29年6月、J R東海は建設発生土の受入れを市に要請した。市は埋立

用材となる建設発生土を安定的に確保できると考え、受入れに必要となる建設費等の応負担を条件に建設発生土を受け入れることとし、同年8月の政策・調整会議で本件事業の実施が決定された。同月、両者の間で「中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土の東扇島堀込部土地造成事業への有効活用に関する覚書」が締結され、主に建設発生土の品質確保や、役割分担及び費用負担について定められた。これにより、積出地までの運搬及び積出地から受入地までの運搬搬入はJ R東海が行い、護岸築造工事及び埋立管理等は市が行うこととされ、護岸築造工事及び埋立管理等の費用約200億円はJ R東海が負担し、埋立竣工後の基盤整備費用は市が負担することとされた。基盤整備費用の金額については同覚書に記載がないが、前述の政策・調整会議資料において、約40億円とされている。

上記市とJ R東海とのやりとり、本件事業の実施決定については、いずれも市議会環境委員会において報告されている。

また、市の説明によれば、前述の基盤整備費用については、地方債により資金を調達し、本件事業の土地利用収入により地方債を償還することが想定されており、一定の条件下で試算した場合、賃料・使用料として年間約3億円の収入が見込まれるとされている。

エ 本件事業の推進

平成29年10月、港湾計画の軽易な変更が行われ、本件事業における浸漬土等の有効活用は削除され、係る埋立用材は建設発生土のみとされた。なお、市の説明によれば、この際、埋立護岸の法線を既設の岸壁の法線に揃えたこと等に伴い、本件事業に係る土地利用面積は20.6ヘクタール（うち造成13.1ヘクタール）に変更され、その内訳は、ふ頭用地が5.3ヘクタール（うち造成3.4ヘクタール）、港湾関連用地が15.3ヘクタール（うち造成9.7ヘクタール）とされた。

平成30年3月、市は、本件事業に必要な公有水面埋立の免許を取得した（取得に至る経過は後述）。この点について、市の説明によれば、国土交通省からの口頭指導により、港湾計画における面積は護岸の前面の線で算出するのに対し、埋立免許における面積は護岸法線を用いて算出するものとされ、これにより、本件事業に係る土地造成面積は0.1ヘクタール増加し、13.2ヘクタール（うち港湾関連用地が9.8ヘクタール）とされた。

同月には、本件事業費が計上された平成30年度予算が市議会で可決されたほか、総合計画第2期実施計画が策定され、本件事業は事務事業として位置づけられた。さらに、覚書に基づいた「東扇島堀込部土地造成事業に伴う護岸築造工事及び埋立管理等の施行に関する基本協定書」が市とJ R東海との間で締



結された。同協定書では主に、発生土の運搬及び搬入について新たに定められたほか、J R東海が負担する費用について内訳が明記されるとともに、概算金額は19,987,920千円とされた。なお、同協定書については、翌4月の市議会環境委員会において報告されている。

この後、平成30年6月から平成31年4月の間に、順次、請求人が「第1請求の要旨」に掲げた工事請負契約及び委託契約が締結されたほか、平成31年3月には、本件事業費が計上された令和元年度(平成31年度)予算が市議会会で可決された。

上記各契約の支払状況等及びJ R東海からの収入状況については、別紙1に掲げたとおりであり、実質的にJ R東海がその費用を全額負担している。

(2) 川崎港の現況等

港湾計画において、川崎港は、東京港・横浜港との役割分担の下、今後増大するアジア貨物の取扱いを担うこととされ、目標年次である平成30年代後半において、約40万TEUのコンテナ貨物取扱量が見込まれている。

「川崎港統計年報」によれば、平成26年11月の港湾計画改訂後の公共ふ頭におけるコンテナ貨物取扱量は、平成26年の67,812TEUから、平成27年は94,269TEU、平成28年は100,772TEU、平成29年は118,736TEU、平成30年(速報値)は133,779TEUと毎年増加している。

一方、主要品目である完成自動車の取扱貨物量は、平成26年の7,156千トンから、平成27年は6,946千トン、平成28年は6,104千トン、平成29年は5,044千トン、平成30年(速報値)は4,754千トンと毎年減少している。特に平成29年の落ち込みが大きい。平成30年第2回市議会定例会における港湾局長答弁によれば、「昨年度、立体モータープールの解体工事の影響により自動車の保管場所が不足したことから輸出货量が減少したが、現在は回復傾向にある」とされている。なお、港湾計画の目標年次における完成自動車の取扱貨物量は5,044千トンと見込まれている。

(3) 本件事業に係る市における手続

ア 法定手続

(ア) 港湾計画

港湾計画は、港湾法第3条の3において「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画」と規定された法定計画であり、川崎港においては、港湾管理者である市に策定が義務づけられている。

港湾計画を変更する場合は、学識経験者、港湾関係者、市議会議員、国の

地方行政機関の職員、関係地方公共団体の職員及び市職員で構成される川崎港湾審議会の意見を聴いた上で、変更した計画を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は自身の諮問機関である交通政策審議会の意見を聴くこととされている。なお、軽易な変更の場合には、変更した計画を国土交通大臣に送付することとされている。

本件事業に関しては、平成12年3月と平成26年11月に計画が変更(改訂)され、平成29年10月には軽易な変更が行われている。

(イ) 公有水面埋立の免許

川崎港において公有水面の埋立てを行う場合、公有水面埋立法及び港湾法に基づき、市は出願人として、港湾管理者としての市に出願し、港湾管理者である市は、市議会の議決を経た地元市長の意見を聴取した上で、国土交通大臣の認可を受け、出願人である市に免許を与えることとなる。

本件事業において、市は、平成29年10月に出願し、同年12月に市議会の議決を経て、平成30年2月に国土交通大臣の認可を受け、同年3月に免許を取得している。

(ウ) 関係法令等

本件事業に係る法令等は、別紙2に掲げたとおりである。

イ 庁内における検討・決定

(ア) 政策・調整会議への付議

市には、市政の基本方針及び重要施策について審議決定するとともに、各部門間における重要事業の調整等を行い、行政の総合的かつ計画的な推進を図るため、政策・調整会議が設置されている。

平成28年1月の平成27年度第16回政策・調整会議では、本件事業計画の策定に向けた考え方が報告事項として付議され、方向性が確認された。

また、平成29年8月の平成29年度第6回政策・調整会議では、本件事業の実施について決定事項として付議され、実施が決定された。

(イ) 総合計画における位置づけ

平成28年3月に策定された総合計画(実施計画)において、政策4-4「臨海部を活性化する」の施策2「広域連携による港湾物流拠点の形成」のうち、事務事業「埋立地維持・整備事業」の中に本件事業が位置づけられ、東扇島堀込部の土地造成に向けた調査・設計及び事業計画の策定等が盛り込まれた。

また、平成30年3月に策定された第2期実施計画においては、同施策下の事務事業として本件事業が位置づけられ、護岸築造や埋立設備整備の推進等が盛り込まれた。

ウ 市議会における議決

(ア) 公有水面埋立法第3条に基づく地元市長の意見  
平成29年第4回市議会定例会に、議案第150号「公有水面埋立について」が提出された。市議会提出資料によれば、埋立に関する工事に要する費用として、計19,984,330千円が計上され、資金調達方法として、中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土を埋立用材として受入れ、受入れに必要となる上記費用については、JR東海の負担とし、埋立免許取得後にJR東海と基本協定を締結予定である旨が記載されている。本議案は「異存ない旨答申したい」とする原案が、市議会環境委員会での審査を経て、本会議で可決された。

(イ) 平成30年度予算及び令和元年度(平成31年度)予算

本件事業費が計上された予算については、平成30年第1回市議会定例会に議案第42号「平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計予算」が、平成31年第1回市議会定例会に議案第44号「平成31年度川崎市港湾整備事業特別会計予算」が提出され、いずれも原案どおり可決された。

(ウ) 本件事業に伴う工事請負契約

川崎市契約条例第5条により、予定価格が6億円以上の工事の契約は、市議会の議決を要することとされており、請求人が「第1 請求の要旨」に掲げた5件の工事請負契約は、すべてその対象となるため、別紙1のとおり市議会に議案が提出され、いずれも原案どおり可決された。

なお、別紙1記載の工事請負契約のうち、No.1からNo.4については、各種事情により契約額の増額又は減額を行うため、法第180条第1項の規定に基づき、平成31年3月19日付けで市長の専決処分により変更契約が締結され、同条第2項の規定に基づき、令和元年第3回市議会定例会において報告されている。また、No.1の工事請負契約については、令和元年6月25日付けで再度変更契約が締結されており、今後、市議会に報告される予定である。

4 監査委員の判断

(1) 本件措置請求の趣旨及び判断基準について

本件措置請求は、本件事業が必要でない事業であり、不必要なものに公金を支出するものであって、法第2条第14項、地財法第4条第1項及び第8条の財務会計諸法規に反して違法かつ不当であるとし、市長及び関係職員に対し、本件事業に伴う工事請負契約及び委託契約計9件の代金の支払いを行わないよう勧告することを求め、仮に、各契約代金の支払いが既に執行されている場合は、市長に

対し、各契約相手及び関係職員に執行済みの代金に相当する損害の賠償を請求するよう勧告することを求めている。

ところで、政策判断に基づく契約の締結については、当該契約の目的やその必要性、契約の締結に至る経緯、契約の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他の諸般の事情を総合考慮した地方公共団体の長の合理的裁量に委ねられており、これら諸般の事情を総合考慮した上でなお、地方公共団体の長の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるものでなければ、直ちに当該契約の締結が法第2条第14項等に反し違法となるものではないと解されている(最高裁平成25年3月28日判決(平成23年(行ヒ)第452号)及び平成23年12月2日判決(平成22年(行ヒ)第175号)等参照)。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実が誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認められる場合である(最高裁昭和53年10月4日大法廷判決(昭和50年(行ツ)第120号)参照)。

そこで、本件事業を実施決定し、請求人が主張する各工事請負契約及び各委託契約の費用を支出した市長の行為につき、市長の判断の基礎とされた重要な事実が誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠いているか否か、又は、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により同判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるか否かについて検討し、上記裁量権を逸脱又は濫用するものと認められるかについて、以下、検討する。

(2) 本件事業実施決定の妥当性の有無

ア 市は、本件事業の必要性として、コンテナ関連用地及び完成自動車保管用地の拡張、倉庫建て替え代替用地の確保という3つの必要性を挙げているが、請求人はいずれの必要性も否定している。

そこで検討するに、前記3の事実関係によれば、港湾計画で定められた目標年次におけるコンテナ貨物取扱量は、港湾法第3条に基づき、川崎港湾審議会や交通政策審議会での審議を経て適正に設定されていることに加え、直近のコンテナ貨物取扱量は当該設定値に及ばないが、近年の増加傾向を踏まえれば、設定値に達する可能性があること自体は否定できない。

また、完成自動車の取扱貨物量は、近年減少傾向にあるものの、平成28年までの取扱貨物量は、港湾計画目標年次における設定値を上回って推移しており、直近の動向については回復傾向にあるとされている。完成自動車を含む輸

出入貨物を蔵置する専用荷さばき地や、完成自動車のみを取扱う立体モータープールの貸出率が10%であることを踏まえれば、今後も一定の需要増が見込まれることも否めない。

倉庫建て替え代替用地の必要性については、国土交通省の「交通政策審議会第58回港湾分科会資料2-1」によれば、京浜港における川崎港の機能として、冷凍冷蔵倉庫を含めた豊富な倉庫群の集積を活用し、今後増大するアジアの輸入貨物の取扱拠点を担うことが求められているところ、将来の国道357号多摩川トンネルや臨港道路東扇島水江町線の供用開始等も予定されており、更なる物流機能の集積が想定されているところである。

したがって、いずれにおいても請求人が主張するような理立てが不要であるという理由には結びつかず、上記必要性を踏まえ本件事業の実施を決定し、上記各契約の費用を支出した行為につき、市長の判断の基礎とされた重要な事実に認識があるとか、同判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかとは認められない。

イ 次に、請求人は、本件事業の必要性以外の問題点として、多額の税金を要すること、貴重な埋立可能な水面を失うこと、J R東海に便宜を図るだけで市民に利益はなく公平性を欠くこと、市が活用困難な土地を抱える旨を主張している。

そこで検討するに、前記3の事実関係によれば、市は、J R東海から建設費を生土を受け入れることで、本件事業に係る資金調達や埋立用材の安定確保という課題を解消し、総事業費約240億円のうち約200億円がJ R東海により負担されることは、市にとっても大きなメリットがあることは否定できない。加えて、請求人が「第1 請求の要旨」に掲げた工事請負契約及び委託契約は、すべてJ R東海が費用を負担するとされ、別紙1のとおり、既に各契約額の合計を上回る金額がJ R東海から納入されていることを踏まえれば、上記各契約に関する市の負担は生じていない。

なお、付言するに、本件事業に関する埋立竣工後の基盤整備費約40億円は、J R東海の負担の対象ではないが、本件事業の土地利用収入により、資金調達に活用した地方債を償還することが想定されており、一定の条件下で試算した場合、賃料・使用料として年間約3億円の収入が見込まれることを考慮すれば、資金計画についても、一応の合理的な根拠が認められる。

また、請求人の上記主張と異なり、東扇島掘込部は当初から一般廃棄物の処理用地としては位置づけられておらず、さらに、浮島2期地区廃棄物処分場の埋立完了について、2053年度以降更なる延伸も想定されることを踏まえると、貴重な埋立可能な水面を失うという請求人の主張にも理由はなく、前記ア

のとおり、本件事業には一定の需要が見込まれるため、市が活用困難な土地を抱えるという請求人の主張に理由があるとは言えない。

### (3) 結論

以上のとおり、本件事業の実施を決定し、別紙1の工事請負契約及び委託契約の費用を支出した市長の判断について、その基礎とされた重要な事実認識があるとか、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは言えず、上記裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められないから、請求人の主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求は、これを棄却する。

※ 請求書本文については、請求人（個人）の住所を省略したほか、おおむね提出された原文に従って記載した。

※ 本文中、提出された資料は添付を省略した。

別紙2

本件事業に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

- 1 港湾法（昭和25年法律第218号）（抜粋）  
 （港湾計画）  
 第3条の3 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画（以下「港湾計画」という。）を定めなければならない。  
 2 港湾計画は、基本方針に適合し、かつ、港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項、港湾の効率的な運営に関する事項その他の基本的な事項に関する国土交通省令で定める基準に適合したものでなければならない。  
 3 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見を聴かななければならない。  
 4 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したとき（国土交通省令で定める軽易な変更をしたときを除く。）は、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に提出しなければならない。  
 5 国土交通大臣は、前項の規定により提出された港湾計画について、交通政策審議会の意見を聴かななければならない。  
 6 国土交通大臣は、第4項の規定により提出された港湾計画が、基本方針又は第二項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるとき、その他当該港湾の開発、利用又は保全上著しく不適当であると認めるときは、当該港湾管理者に対し、これを変更すべきことを求めることができる。  
 7 国土交通大臣は、第四項の規定により提出された港湾計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。  
 8 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画について第4項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に送付しなければならない。  
 9 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、第7項の規定による通知を受けたとき又は港湾計画について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。  
 10 地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。  
 （他の法令との関係）  
 第58条（略）  
 2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第252条の1第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

別紙1

本件措置請求の対象となる工事請負契約及び委託契約の支払状況等

令和元年7月25日現在 (単位：円)

No.	件名 (契約先)	契約締結日 (契約締結日)	契約額(※)		市議会への 議案提出
			支払済額	未支払額	
1	東扇島掘込部地盤改良その1工事 (東洋・あおみ・不動産トラ共同企業体)	H30.6.27 (H31.3.19) (R1.6.25)	1,887,574,320	1,887,574,320	平成30年 第2回定例会 議案第96号
2	東扇島掘込部地盤改良その2工事 (東重・みらい・本間共同企業体)	H30.6.27 (H31.3.19)	1,974,501,360	1,974,501,360	平成30年 第2回定例会 議案第97号
3	東扇島掘込部簡式護岸築造その1工事 (東重・みらい共同企業体)	H30.10.19 (H31.3.19)	1,381,750,920	829,050,552	平成30年 第3回定例会 議案第117号
4	東扇島掘込部簡式護岸築造その2工事 (東洋・不動産トラ共同企業体)	H30.12.18 (H31.3.19)	844,793,280	431,777,312	平成30年 第4回定例会 議案第171号
5	東扇島掘込部ケーソン製作その1工事 (JFEエンジニアリング株式会社)	H30.12.18	1,692,360,000	601,722,000	平成30年 第4回定例会 議案第172号
6	平成30年度東扇島掘込部工事安全管理委託 (東建設工業株式会社横浜支店)	H30.6.1 (H30.9.26) (H31.3.18)	368,643,960	368,643,960	
7	東扇島掘込部船舶安全管理委託 (東建設工業株式会社横浜支店)	H30.12.17	12,355,544	12,355,544	
8	東扇島掘込部立設備製作・設置工事基本設計業務委託 (ポータルコンサルタント株式会社)	H30.12.12	6,073,056	6,073,056	
9	平成31年度東扇島掘込部工事安全管理委託 (東建設工業株式会社横浜支店)	H31.4.1	640,200,000	0	
合 計			8,808,252,440	6,111,698,104	

(※) No.1～No.4及びNo.6は変更後の契約額を記載し、No.7は単価契約のため実績額を記載した。

J R 東海からの本件事業に係る経費の収入状況

令和元年7月25日現在 (単位：円)

No.	件名	収納日	納入金額
1	東扇島掘込部建設負担金収入	H30.5.31	12,666,260,000
2	東扇島掘込部建設負担金収入	R1.5.31	1,888,120,000
合 計			14,554,380,000

- 2 公有水面理立法 (大正10年法律第57号) (抜粋)  
 (免許)  
 第2条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の1) 9第1項ノ指定都市ノ区域内ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ) ノ免許ヲ受クヘシ (書面等ノ縦覧及び意見ノ徴取)  
 第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徵スベシ但シ其ノ出願ガ却下セララルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
 2～3 (略)  
 4 市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス (主務大臣ノ認可事項)  
 第32条 左ニ掲グル埋立ノ免許ニ付テハ都道府県知事ハ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ  
 (1) 国土交通大臣ガ甲号港湾トシテ指定スル港湾ノ埋立ノ免許及乙号港湾トシテ指定スル港湾ノ埋立ニシテ其ノ港湾ノ利用ニ著シク影響ヲ及ボスノ虞アルモノノ免許但シ港湾施設 (港湾法第2条第5項第2号、第3号、第4号 (道路及橋りょうニ限ル) 及第6号ニ掲グルモノニ限ル) ノ建設又ハ改良ヲ目的トスル埋立ニシテ当該港湾施設ニ係ル国ノ補助金又ハ負担金ノ交付ノ決定其ノ他国土交通省令ヲ以テ定ムルル国ノ支援ガナサレタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

3 公有水面理立法施行令第32条第1号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示 (平成2年運輸省告示第164号) (抜粋)

公有水面理立法施行令第32条第1号の規定に基づき、甲号港湾及び乙号港湾を別表第1のように定める。これらの港湾の区域は、別表第2に定めるものを除くほか、港湾法 (昭和25年法律第218号) 第2条第3項に規定する港湾区域又は同法第56条第1項の規定により都道府県知事が公告した水域とする。

別表第1

都道府県	甲号港湾	乙号港湾
神奈川県	川崎 横浜	(略)

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第33号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 8月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公示により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	1 期	令和元年 8月31日 (第1期)	計 5 件
平成 30年度	国民健康 保険料	3 期	令和元年 8月31日 (第3期)	計 2 件
平成 30年度	国民健康 保険料	4 期	令和元年 8月31日 (第4期)	計 2 件
平成 30年度	国民健康 保険料	5 期	令和元年 8月31日 (第5期)	計 1 件
平成 30年度	国民健康 保険料	6 期	令和元年 8月31日 (第6期)	計 1 件
平成 30年度	国民健康 保険料	7 期	令和元年 8月31日 (第7期)	計 4 件
平成 30年度	国民健康 保険料	8 期	令和元年 8月31日 (第8期)	計 3 件
平成 30年度	国民健康 保険料	9 期	令和元年 8月31日 (第9期)	計 1 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第34号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 8月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護 保険料	第 3 期	令和元年 8月31日 (第3期分)	計 1 件
平成 31年度	介護 保険料	第 4 期	令和元年 8月31日 (第4期分)	計31件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第35号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 8月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	1 期	令和元年 8月31日 (1期)	計 6 件
平成 30年度	国民健康 保険料	1 期	令和元年 8月31日 (1期)	計 1 件
平成 30年度	国民健康 保険料	2 期	令和元年 8月31日 (2期)	計 1 件
平成 30年度	国民健康 保険料	3 期	令和元年 8月31日 (3期)	計 1 件
平成 30年度	国民健康 保険料	4 期	令和元年 8月31日 (4期)	計 1 件
平成 30年度	国民健康 保険料	5 期	令和元年 8月31日 (5期)	計 1 件
平成 30年度	国民健康 保険料	6 期	令和元年 8月31日 (6期)	計 1 件
平成 30年度	国民健康 保険料	7 期	令和元年 8月31日 (7期)	計 1 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第36号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和元年8月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第1期	令和元年8月31日 (第1期分)	計4件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第37号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月20日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第8期	令和元年8月31日	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第9期	令和元年8月31日	計1件
平成 30年度	国民健康 保険料	第10期	令和元年8月31日	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	過随4月	令和元年8月31日	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	過随5月	令和元年8月31日	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期	令和元年8月31日	計81件
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期	令和元年8月31日	計81件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第38号**

保険料等に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和元年8月21日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第39号**

次の介護保険料に係る平成31年度納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月23日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	介護 保険料	第5期分	令和元年9月30日	計3件

(別紙省略)

**幸 区 公 告**

**川崎市幸区公告第13号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年8月19日

川崎市幸区長 関 敏 秀

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市幸区公告第14号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康

保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 8月20日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第2期	令和元年8月31日(第2期分)	計1件
平成30年度	国民健康保険料	第10期	令和元年8月31日(第10期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第15号

次の国民健康保険料に係る過誤納金還付（充当）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 8月22日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	特別徴収6月		計1件
平成30年度	国民健康保険料	第10期		計1件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第16号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 8月23日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第15号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 8月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成30年度	国民健康保険料	第10期	令和元年8月31日	計1件
平成31年度	国民健康保険料	第1期	令和元年8月31日	計30件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第16号

次の国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 8月20日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

国民健康保険の滞納処分に係る書類 5件

- 1 差押調書（謄本）【文書番号31川中陰第15-133号】
- 2 差押調書（謄本）【文書番号31川中陰第15-190号】
- 3 差押調書（謄本）【文書番号31川中陰第15-218号】
- 4 差押調書（謄本）【文書番号31川中陰第15-253号】
- 5 差押調書（謄本）【文書番号31川中陰第15-260号】

(別紙省略)



**高 津 区 公 告**

**川崎市高津区公告第16号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護 保険料	第3期分	令和元年8月31日 (第3期分)	計1件
平成 31年度	介護 保険料	第4期分	令和元年8月31日 (第4期分)	計24件

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第17号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月20日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期分	令和元年8月31日 (第2期分)	計31件

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第18号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年8月23日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

**宮 前 区 公 告**

**川崎市宮前区公告第14号**

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月20日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	過随1期	令和元年8月31日	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第1期	令和元年8月31日	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期	令和元年8月31日	計1件

(別紙省略)

**宮前区公告第15号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年8月26日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分

の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第21号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和元年 8月16日

川崎市多摩区長 荻原圭一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第22号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年 8月16日

川崎市多摩区長 荻原圭一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第23号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 8月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第3期	令和元年8月31日	11件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第24号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 8月20日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第1期	令和元年8月31日（第1期分）	計25件

（別紙省略）

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第26号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 8月20日

川崎市麻生区長 多田貴栄

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第1期	令和元年8月31日(第1期分)	計21件
平成31年度	国民健康保険料	第2期	令和元年7月31日(第2期分)	計42件

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第27号**

次の配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第28号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月20日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	介護保険料	第1期	令和元年8月31日(第1期分)	計9件
平成31年度	介護保険料	第2期	令和元年8月31日(第2期分)	計10件
平成31年度	介護保険料	第3期	令和元年8月31日(第3期分)	計12件

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第29号**

次の差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明なため、送達することができないので、国民健康保険法

(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年8月29日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

(別紙省略)

**川崎区選挙管理委員会告示****川崎市川崎区選挙管理委員会告示第17号**

令和元年9月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和元年8月21日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 鈴木 安房

登録を行う日 令和元年9月2日

**幸区選挙管理委員会告示****川崎市幸区選挙管理委員会告示第16号**

令和元年9月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和元年8月21日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 佐藤 康夫

登録を行う日 令和元年9月2日

**高津区選挙管理委員会告示****川崎市高津区選挙管理委員会告示第17号**

令和元年9月1日における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和元年8月21日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 木 村 雪 子  
登録を行う日 令和元年 9月 2日

**宮 前 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**

**川崎市宮前区選挙管理委員会告示第18号**

令和元年 9月 1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の 1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和元年 8月21日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 滝 澤 庄 一

登録を行う日 令和元年 9月 2日

**多 摩 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**

**川崎市多摩区選挙管理委員会告示第18号**

令和元年 9月 1日における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の 1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとします。

令和元年 8月15日

川崎市多摩区選挙管理委員会

委員長 本 間 悦 雄

登録を行う日 令和元年 9月 2日

**正 誤**

川崎市公報第1,777号（令和元年 8月26日発行）2716ページ川崎市公告（調達）第138号中

「

10 その他

」

は

「

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 7条第 1項第 2項に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第 8条各号に掲げる事項を定めます。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。

11 その他

の誤り。」